

# 花卷市地域防災計画

## 資料編

# 資料編目次

1	花巻市の概況	1
2	過去のおもな災害発生状況	2
3	花巻市防災会議	6
4	花巻市災害対策本部	8
5	花巻市災害警戒本部	23
6	避難対象地域及び避難場所	25
7	非常及び緊急扱いの承認を受けた電話番号	32
8	防災関係機関における指定電話番号	33
9	防災行政無線整備状況	34
10	緊急輸送道路の指定状況	36
11	ヘリポートの現況	38
12	電力施設の現況	39
13	火葬場の現況	40
14	重要水防箇所	41
15	樋管・樋門箇所	47
16	急傾斜地崩壊危険箇所	54
17	土石流危険渓流箇所	59
18	地すべり危険箇所	66
19	山地災害危険地区	67
20	相互応援協定等の締結状況	73
21	自主防災組織の現況	75
22	被害状況判定基準	78
23	災害救助法による救助の種類等	80
24	気象予警報等伝達系統図	85
25	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	94
26	応急仮設住宅	95

## 1 花巻市の概況

### (1) 位置

区分	花巻市の位置				市庁の位置
	極北	極南	極東	極西	
北緯	39° 34' 37"	39° 15' 37"	39° 31' 47"	39° 30' 3"	39° 23' 18"
東経	141° 24' 3"	141° 21' 25"	141° 29' 44"	140° 52' 43"	141° 7' 00"

### (2) 面積及び土地利用区分

#### ① 地域別面積

地域区分	面積
花巻市	908.39km <sup>2</sup>
花巻地域	385.40km <sup>2</sup>
大迫地域	246.84km <sup>2</sup>
石鳥谷地域	118.57km <sup>2</sup>
東和地域	157.51km <sup>2</sup>

#### ② 土地利用区分面積

田	畑	宅地	山林	原野	国有林	その他	総面積
135.061km <sup>2</sup>	28.804km <sup>2</sup>	31.996km <sup>2</sup>	249.951km <sup>2</sup>	29.525km <sup>2</sup>	274.077km <sup>2</sup>	158.976km <sup>2</sup>	908.390km <sup>2</sup>
14.87%	3.17%	3.52%	27.52%	3.25%	30.17%	17.50%	100.00%

※「その他」には道路、河川等を含む

資料：市資産税課「固定資産の価格等の概要調書」、岩手南部森林管理署

## 2 過去のおもな災害発生状況

### (1) 大火記録

発生年月日	花巻	大迫	石鳥谷	東和
昭和20年4月 (1945年)	厚生病院建物火災 (住宅17棟焼失)			
昭和20年8月 (1945年)	爆撃戦災 (死者22人、負傷者15人、 住家637戸焼失)			
昭和23年4月 (1948年)	高木小路建物火災 (住宅56戸焼失)			
昭和23年7月 (1948年)			横沢鍛冶工場火災 (住宅44戸焼失)	
昭和24年2月 (1949年)	台温泉旅館火災 (25棟焼失)			
昭和24年3月 (1949年)		亀ヶ森田子屋建物火災 (5世帯全焼)		
昭和31年4月 (1956年)				土沢建物火災 (住宅14戸焼失)
昭和34年2月 (1959年)	松園町建物火災 (12棟焼失)			
昭和36年9月 (1961年)	谷村学院建物火災 (全焼)			
昭和42年11月 (1967年)				東晴山建物火災 (住宅17戸焼失)
昭和44年3月 (1969年)		内川目黒森建物火災 (8戸29棟死者1人)		
昭和46年5月 (1971年)	花巻商業高等学校建物火災 (校舎等焼失)			
昭和54年3月 (1979年)		内川目地内建物火災 (住宅6戸焼失)		
昭和55年10月 (1980年)	笹間第一小学校建物火災 (校舎1棟半焼失)			
昭和57年2月 (1982年)	パチンコ店火災 (焼死者2人、負傷者1人)			
昭和61年7月 (1986年)		大迫川原町建物火災 (住宅兼作業場全焼死者1人)		
平成元年9月 (1989年)		内川目樺山建物火災 (住宅、物置、風呂場全焼 死者1人)		
平成4年6月 (1992年)		大迫上の台建物火災 (アパート全焼)		
平成5年4月 (1993年)	日本エアシステム機火災 (負傷者26人)			
平成9年5月 (1997年)			大瀬川地内林野火災 (負傷者1人、焼損面積 304.1ha)	
平成14年7月 (2002年)		教育委員会建物火災 (資料室全焼)		

## (2) 風水害

発生年月日	主な被害
昭和22年9月 (1947年)	カスリン台風による豪雨洪水被害 花巻地域:家屋流失24棟、床上浸水497棟、死者5人 石鳥谷地域:家屋流出2棟、家屋半壊3棟、床上浸水38棟、床下浸水139棟
昭和23年9月 (1948年)	アイオン台風による豪雨洪水被害 花巻地域:家屋流失23棟、床上浸水620棟、床下浸水255棟 石鳥谷地域:非住家全壊3棟、床下浸水9棟
昭和41年6月 (1966年)	台風4号による豪雨洪水被害 花巻地域:床上浸水29棟、床下浸水72棟 大迫地域:床上浸水2棟、道路決壊、橋梁流失 東和地域:床下浸水5棟
昭和41年9月 (1966年)	台風26号による豪雨洪水被害 東和地域:床上浸水1棟、床下浸水4棟
昭和42年6月 (1967年)	大雨による豪雨洪水被害 東和地域:床上浸水1棟、床下浸水27棟
昭和47年9月 (1972年)	台風20号による豪雨洪水被害 東和地域:死者3人、負傷者4人
昭和52年9月 (1977年)	長雨による被害(東和地域)
昭和54年8月 (1979年)	寒冷前線による豪雨洪水被害 大迫地域:床上浸水24棟、橋梁流失2箇所、道路決壊、崖崩れ、田畑冠水 石鳥谷地域:床上浸水5棟、床下浸水12棟 東和地域:降雨量231.6mm
昭和56年7月 (1981年)	雷雨による被害 東和地域:降雨量90.5mm
昭和56年8月 (1981年)	台風15号による豪雨洪水被害 (花巻地域:住家流失半壊2棟、床上浸水66棟、床下浸水60棟 石鳥谷地域:床上浸水3棟、床下浸水14棟)
昭和57年8月 (1982年)	台風13号による豪雨洪水被害 花巻地域:床上浸水11棟、床下浸水158棟 大迫地域:床上浸水18棟、道路決壊、崖崩れ 東和地域:降雨量196.6mm
昭和62年8月 (1987年)	大雨による豪雨洪水被害 石鳥谷地域:床上浸水1棟、床下浸水5棟
昭和63年8月 (1988年)	大雨による豪雨洪水被害 花巻地域:床上浸水6棟、床下浸水95棟
平成2年9月 (1990年)	台風19号による豪雨洪水被害 花巻地域:床上浸水2棟、床下浸水49棟 大迫地域:床上浸水8棟、道路決壊、橋梁流失、簡易水道破損、河川護岸崩壊 石鳥谷地域:床上浸水5棟、床下浸水13棟
平成7年8月 (1995年)	大雨による豪雨洪水被害 石鳥谷地域:床上浸水3棟、床下浸水4棟
平成10年8月 (1998年)	豪雨洪水被害 大迫地域:床上浸水1棟、農地法面崩壊、冠水、道路決壊、土砂崩れ、堤防決壊
平成14年7月 (2002年)	台風6号による豪雨洪水被害 花巻地域:重傷者1人、住家被害196棟 大迫地域:床上浸水1棟、冠水、土砂崩れ 石鳥谷地域:床上浸水7棟、床下浸水19棟
平成19年9月 (2007年)	9月7日 台風9号による風被害 市全域:重傷者1人、倒木

平成19年9月 (2007年)	9月10日 大雨による被害 市全域:軽症1人、床上浸水2棟、床下浸水41棟、土砂崩れ、道路被害、乗用車損壊
平成19年9月 (2007年)	9月17～18日 前線停滞による豪雨洪水被害 市全域:床上浸水78棟、床下浸水157棟、住宅変形1、農作物農地農業施設等冠水、丸大ハムへの浸水、道路等土木施設法面崩壊、路肩決壊、護岸崩壊、土砂崩れ、林道被害
平成25年8月 (2013年)	8月9日 大雨による被害(8月9日24時間降水量大迫135.5ミリ日最大1時間降水量大迫63.5ミリ) ・人的被害 死者1名 ・建物被害 半壊1棟(住家)、床上浸水1棟(住家)、床下浸水50棟(住家)、非住家被害16棟 ・農作物の被害 冠水、土砂流入によるもの 面積約240ha 被害農家230戸 ・商工関係の被害 3事業所 ・土木施設 河川護岸崩壊140箇所、道路法面崩壊171箇所 ・農地・農業用施設の被害 399箇所 ・林業関係の被害 12箇所
令和元年10月 (2019年)	10月12日 台風19号による被害 ・建物被害 民家や作業小屋の屋根一部剥離34棟、倒木による損壊8棟、強風による損壊8棟 ・公共施設の被害 27施設 ・農作物の被害 面積約112ha ・農業施設の被害 ビニールハウス被害152棟、農作業小屋等被害46箇所 ・道路法面崩壊2箇所

(3) 地震

発生年月日	主な被害
昭和39年6月 (1964年)	新潟地震(花巻地域)
昭和43年5月 (1968年)	十勝沖地震 花巻地域:工場全壊1棟
昭和53年2月 (1978年)	宮城県沖地震 震度4 花巻地域:小中学校等一部損壊
昭和53年6月 (1978年)	宮城県沖地震 震度4 花巻地域:小中学校壁体亀裂 東和地域:住宅被害等8棟
昭和62年1月 (1987年)	岩手県中部沿岸地震 震度4 花巻地域:震度4 石鳥谷地域:負傷者1人、中央公民館講堂塗装剥離、中学校壁体亀裂、窓ガラス20枚破損 東和地域:役場庁舎破損、小学校外壁亀裂
平成6年12月 (1994年)	三陸はるか沖地震 震度5 花巻地域:震度5 石鳥谷地域:農林関係施設壁体亀裂、中学校壁体損壊・教材破損
平成15年5月 (2003年)	宮城県沖地震 震度5強 花巻地域:武徳殿屋根 大迫地域:公共施設建物被害11棟 石鳥谷地域:負傷者1人、教育・商工・農林関係施設一部損壊等、道路陥没等 東和地域:役場庁舎・小中学校等一部損壊
平成20年6月 (2008年)	岩手宮城内陸地震 震度4 ・人的被害 重傷者1名 ・建物被害 一般住宅一部破損3棟、事業所一部破損2ヶ所、市の施設一部破損6ヶ所 ・その他の被害 山林法面一部土砂崩れ
平成20年7月 (2008年)	岩手県沿岸北部の地震 震度5弱 ・人的被害 軽傷者5名 ・建物被害 一般住宅一部破損 1棟、事業所一部破損2ヶ所 ・停電 市全域 1,511戸 ・土木関係被害 道路法面の崩落、水路崩壊2ヶ所 ・農業関係被害 田法面崩壊、しいたけ棚崩壊2ヶ所 ・文化財の被害 国指定文化財建物土壁破損、市指定文化財鳥居ずれ

平成23年3月 (2011年)	<p>東日本大震災 3月11日震度6弱、4月7日震度5弱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害 死者2名 重傷者3名 軽傷者17名</li> <li>・建物被害 民間建物被害 全壊32件、大規模半壊15件、半壊62件、一部損壊640件(平成23年9月末現在)</li> <li style="padding-left: 2em;">公共施設135件</li> <li>・停電 市内全域停電(3月14日午前11時頃解消)</li> <li>・土木関係被害 市道陥没、亀裂等108件、水道施設の破損、漏水、故障等124件、下水道、農業集落排水等路面沈下等25件</li> <li>・農業関係被害 農林施設(農地、パイプライン等)197件、牛舎・米倉庫等13件 牛乳の廃棄113,798kg</li> <li>・商工業者被害 建物、構造物、機械装置等、商品、製品、予約のキャンセル等</li> </ul>
--------------------	---

(4) 大規模な爆発・交通事故

発生年月日	り災概要
昭和62年2月 (1987年)	<p>2月26日 東北自動車道下り線447.8km～478.1km地点での多重玉突き事故(花巻市柵ノ目7地割地内) 事故車両36台、死傷者20名(内訳死者1名、重傷者2名、軽傷者17名) 当日の天候は荒天(地吹雪)で、視界不良、路面圧雪状態のため、スリップし次々に玉突き追突をしたもの</p>

### 3 花巻市防災会議

#### 花巻市防災会議条例（平成 18 年 1 月 1 日条例第 221 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、花巻市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 花巻市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 花巻市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- （3） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （4） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、35 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - （1） 指定地方行政機関の職員
  - （2） 岩手県知事の部内の職員
  - （3） 岩手県警察の警察官
  - （4） 市の職員
  - （5） 教育長
  - （6） 消防長及び消防団長
  - （7） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - （8） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - （9） その他市長が特に必要と認める者
- 6 前項第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（庶務）

第 5 条 防災会議の庶務は、地域振興部において処理する。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則



この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第51号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月19日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月16日条例第28号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月6日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 4 花巻市災害対策本部

##### (1) 花巻市災害対策本部条例（平成 18 年 1 月 1 日条例第 222 号）

###### （趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、花巻市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

###### （組織）

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員及びその他の職員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

###### （部）

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

###### （現地災害対策本部）

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

- 2 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- 3 現地災害対策副本部長は、現地本部長を助け、現地本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 現地災害対策本部員及びその他の職員は、現地本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

###### （委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

###### 附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

###### 附 則（平成 24 年 9 月 19 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 花巻市災害対策本部規程(平成21年6月22日災害対策本部訓令第1号)

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	本部(第3条—第10条)
第3章	現地災害対策本部(第11条—第14条)
第4章	現場指揮本部(第15条)
第5章	緊急初動特別班(第16条)
第6章	現地作業班(第17条)
第7章	配備体制(第18条)
第8章	活動要領(第19条—第25条)
第9章	災害情報(第26条・第27条)
第10章	雑則(第28条—第30条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、花巻市災害対策本部条例(平成18年花巻市条例第222号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、花巻市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 部及び課、室等(以下「課等」という。)
- (2) 現地災害対策本部
- (3) 現場指揮本部
- (4) 緊急初動特別班
- (5) 現地作業班

2 本部の事務所は、花巻市役所本庁舎内に置く。

第2章 本部

(災害対策副本部長及び災害対策本部員)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により、副本部長が災害対策副本部長(以下「本部長」という。)の職務を代理する場合の順位は、次のとおりとする。

- (1) 第1順位 花巻市副市長の事務分担等に関する規則(平成31年3月25日規則第17号)第5条第1号の副市長
- (2) 第2順位 花巻市副市長の事務分担等に関する規則第5条第2号の副市長
- (3) 第3順位 教育長

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 花巻市行政組織規則(平成18年花巻市規則第5号)第3条に規定する部の長
- (2) 消防本部消防長、総合支所長、議会事務局長及び教育部長
- (3) その他本部長が必要と認める者

(本部員会議)

第4条 本部長は、災害応急対策の総合的な方針決定並びに各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、審議事項の内容に応じ、副本部長のほか一部の本部員の出席により会議を開催し、又は副本部長及び本部員以外の職員若しくは外部の関係機関の者を会議に出席させることがある。

(部)

第5条 本部に、別表第1に掲げる部を置く。

2 部に部長を置き、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長に事故あるとき、又は欠けたときは、部内の職員の中から、あらかじめ部長の指名する者がその職務を代理する。

(課等)

第6条 部に別表第1に掲げる課等を置く。

2 課等に長を置き、別表第2の課等の長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 課等の長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課等の事務を掌理する。

(本部室)

第7条 本部に本部室を置く。

2 本部室に、本部室長を置き、本部室長は、地域振興部防災危機管理課長をもって充てる。

3 本部室に、本部室員を置き、本部室員は、地域振興部及び財務部の職員の中から、本部長の指名する者をもって充てる。

(課等及び本部室の分掌事務)

第8条 課等の分掌事務は、それぞれ別表第2の分掌事務の欄のとおりとする。

(本部連絡員)

第9条 本部に、本部連絡員を置き、各部長が部内の職員のうちから、あらかじめ2名を指名す

る。

2 本部連絡員は、本部並びに各部間の連絡、調整及び情報収集の事務を担当する。

(本部避難所連絡員)

第9条の2 本部に、本部避難所連絡員を置き、地域振興部長が各部長と協議して指名する。

2 本部避難所連絡員は、本部及び避難所間の連絡並びに避難所の設置に関する事務を担当する。

(部の運営)

第10条 この規程に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、各部長が定める。

### 第3章 現地災害対策本部

第11条 条例第4条の規定に基づき、本部長が設置する現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、次の事務を所掌する。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 所管区域内の現地作業班等を指揮監督し、災害応急対策を実施すること。
- (3) 所管区域内の関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4) その他本部長が命じること。

2 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、災害地域の総合支所長をもって充てる。

3 現地災害対策副本部長は、総合支所地域振興課長をもって充てる。

4 現地災害対策本部員及びその他の職員は、総合支所職員のうちから現地本部長が指名する。

5 現地本部の組織及び編成並びに分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(班)

第12条 現地本部に、別表第3に掲げる課及び班を置く。

2 課に課長を置き、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

(現地本部連絡員)

第13条 現地本部に、現地本部連絡員を置き、地域振興部長が本庁職員のうちから指名する。

2 現地本部連絡員は、現地本部長の命令の伝達並びに各班間の連絡、調整及び情報収集の事務を担当する。

(現地本部避難所連絡員)

第13条の2 現地本部に、現地本部避難所連絡員を置き、地域振興部長が各部長又は現地本部長と協議して指名する。

2 現地本部避難所連絡員は、現地本部及び避難所間の連絡並びに避難所の設置に関する事務を担当する。

(現地本部の運営)

第14条 この規程に定めるもののほか、現地本部の運営について必要な事項は、現地本部長が定める。

### 第4章 現場指揮本部

第15条 本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、名称及び設置の場所を定めて、現場指揮本部を置くことができる。

2 現場指揮本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 現地作業班等を指揮監督し、災害応急対策を実施すること。
- (3) その他本部長が特に命じること。

3 現場指揮本部を設置した場合の班長は本部長が指名し、班員は関係部長と協議のうえ指名する。

### 第5章 緊急初動特別班

第16条 大規模な災害が発生した場合における初動体制の確立を図るため、本部及び現地本部に緊急初動特別班を置く。

2 緊急初動特別班は、本部及び現地本部の体制が整うまでの間、次の事務を行う。

- (1) 災害情報の収集及び報告に関すること。
- (2) 県その他の関係機関との連絡に関すること。
- (3) その他本部長又は現地本部長が特に命じること。

3 緊急初動特別班に班長及び班員を置き、本部にあっては地域振興部長が各部長と協議して指名し、現地本部にあっては総合支所長が指名する。

### 第6章 現地作業班

第17条 本部長は、災害地における応急対策活動上必要があると認めるときは、救護班、防疫班その他の現地作業班を設け、災害地に派遣する。

2 現地作業班は、災害地における救護の実施、防疫その他の応急対策の実施に当たる。

3 現地作業班に班長及び班員を置き、班長は本部長が指名し、班員は総合政策部長が関係部長と協議して指名する。

### 第7章 配備体制

第18条 本部及び現地本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区分	配備基準	配備職員の範囲	
		本部	現地本部
(1) 警戒配	ア 気象警報、洪水警報、北上川上流洪水	別表第2に掲	別表第3に掲

備	予報のうち、氾濫警戒情報又は水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。 イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。 ウ 市内に震度5強の地震が発生した場合 エ その他本部長が特に必要と認められた場合	げる課等の長及び主任職以上の職員で、部長が指名した者並びに防災担当職員	げる課等の長及び主任職以上の職員で、総合支所長が指名した者
(2) 1号非常配備	ア 気象警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうち、氾濫警戒情報又は水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が1号非常配備により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。 イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が1号非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。 ウ 市内に震度6弱又は震度6強の地震が発生した場合 エ その他本部長が特に必要と認められた場合	全ての課等の主任職以上の職員	現地本部の主任職以上の職員
(3) 2号非常配備	ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。 イ 市内に震度7の地震が発生した場合 ウ その他本部長が特に必要と認められた場合	全職員	現地本部の全職員

2 各部長及び総合支所長は、夜間、休日等の勤務時間外において、警戒配備又は1号非常配備に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、前項の表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を指名することができる。

#### 第8章 活動要領

##### (警戒配備)

第19条 警戒配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長及び各総合支所長は、警戒配備に当たる各部又は各総合支所内の職員を通じて、情報の収集、報告及び伝達並びに応急措置を講ずるものとする。
- (2) 警戒配備従事下の課等の長は、所掌事務に係る情報を収集したときは、その内容を災害連絡票(様式第1号)により関係本部員及び地域振興部長に報告する。この場合において、応急措置を必要と認めるものがあるときはその旨及びその内容を併せて報告し、速やかにその措置を講ずる。
- (3) 地域振興部長は、課等その他関係機関から収集した災害情報のうち必要と認められるものについては、関係各部長及び総合支所長に伝達するものとする。この場合において、応急措置を必要と認めるものについては、その旨及びその内容を併せて伝達し、又は要請するものとする。
- (4) 各部長及び総合支所長は、予測される災害に対処し必要と認められる物資、機械、器材等を点検整備し、直ちに被災地に配備できるよう措置する。
- (5) 警戒配備下における業務は、それぞれの部課等において処理するものとする。

##### (1号非常配備)

第20条 1号非常配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長及び総合支所長は、前条第1号に掲げる措置を行うほか、災害応急対策を実施する。
- (2) 各部長及び総合支所長は、災害が発生した場合、その発生した災害に対処し、迅速かつ的確な応急対策措置を講ずるために必要な課及び班を指定し、勤務職員を指名し、応急対策を講ずるものとする。
- (3) 本部長は、必要に応じて本部員会議を開催し、情勢に対応する措置を講ずるものとする。

- (4) 本部長は、必要があると認めるときは、情報収集班、現地作業班を編成し、災害地に派遣するものとする。
- (5) 本部長は、発生した災害に対処し当該災害に係る災害応急対策等に関し、関係機関との必要な連絡調整を行うものとする。
- (6) 地域振興部長は、災害状況を取りまとめ、県及び関係機関等に報告し、又は広報し、必要に応じ陳情、要望等の措置を講ずるものとする。

(2号非常配備)

第21条 2号非常配備体制においては、本部の全ての組織及び機能を挙げて、災害応急対策を実施する。

(配備指令)

第22条 本部長は、第18条第1項に規定する配備基準に従い、各部長及び総合支所長に対して、配備体制の指令を発する。

2 各部長及び総合支所長は、前項の配備体制の指令を受けた場合は、速やかに所属の職員に指令する。

3 前項の指令を受けた職員は、各部長及び総合支所長の定めるところにより、当該職員が在勤する公署（以下「在勤公署」という。）に参集し、又は自宅等で待機する。ただし、各部長及び総合支所長は、災害の状況に応じ、職員の参集場所を、当該職員が居住する住所地の公署とすることができる。

(自主参集)

第23条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、第18条第1項に規定する配備基準になったことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、在勤公署に参集するものとする。

(参集場所の例外)

第24条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、在勤公署に参集できないときは、在勤公署の長に連絡のうえ、本庁又は最寄りの総合支所に参集する。

2 前項の場合において、当該職員は、参集先の公署の長に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い、必要な業務に従事する。

3 前項の規定による到着の報告を受けた公署の長は、その参集状況を取りまとめ、速やかに、関係部長又は総合支所長に報告する。

4 参集先の公署の長は、その後の事情により、第2項に規定する職員を当該職員の在勤公署に移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属する公署の長と調整のうえ、当該職員の移動を命じる。

(応援職員の配置)

第25条 各部長及び総合支所長は、災害応急対策を実施するため職員が不足する場合は、部内及び総合支所内の応援職員を配置し、これができない場合は、総合政策部長に応援職員の派遣を要請するものとする。

2 総合政策部長は、前項に規定する応援職員の派遣要請を受けた場合は、速やかに応援職員の派遣の処置を講ずるものとする。

3 第1項に規定する応援職員の派遣を要請する場合は、応援職員派遣要請書（様式第2号）を提出するものとする。ただし、文書による派遣の要請が困難な場合は、口頭により行うことができる。この場合においては、応援職員派遣要請書を事後提出するものとする。

## 第9章 災害情報

(災害情報等)

第26条 災害報告は、次の各号に掲げる情報により行うものとする。

(1) 被害情報 災害が発生した場合に、その状況に分類して報告するもの

ア 発生報告

イ 中間報告

ウ 決定報告

(2) 応急対策報告 災害応急対策の実施状況を報告するもの

(3) その他の報告 前2号以外の災害に関連し報告するもの

(災害報告)

第27条 各部長及び総合支所長は、前条の報告事項について、速やかに地域振興部長に報告するものとし、地域振興部長は、その内容を関係各課長（班にあっては、班長）に通知するものとする。

2 地域振興部長は、報告のあった災害情報のうち必要なものについて本部長に報告する。

3 地域振興部長は、本部長に報告した災害情報のうち必要と認めるものについては、次の処置を講ずる。

(1) 県及び関係市町村又は関係機関に対する報告

(2) 本部員会議に対する付議

(3) 関係指定地方行政機関の長に対する報告

(4) 関係指定公共機関の長又は関係指定地方公共機関の長に対する報告

## 第10章 雑則

(関係機関との連絡及び協力要請)

第28条 本部長は、災害の状況に応じて関係機関に対し、連絡し、又は必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(標識)

第29条 本部の職員が災害応急対策業務に従事するとき、又は災害応急対策業務に自動車を使用

するときは、法令等に別に定めのあるものを除き、別図の規格による腕章又は表示板をつけるものとする。

(補則)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- この訓令は、平成21年6月22日から施行する。
- 附 則 (平成22年4月1日災害対策本部訓令第1号)
- この災害対策本部訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成23年5月1日災害対策本部訓令第1号)
- この訓令は、平成23年5月1日から施行する。
- 附 則 (平成24年3月30日災害対策本部訓令第2号)
- この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成26年9月8日災害対策本部訓令第1号)
- この訓令は、平成26年9月8日から施行する。
- 附 則 (平成27年4月1日災害対策本部訓令第1号)
- この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成28年3月25日災害対策本部訓令第1号)
- この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年3月30日災害対策本部訓令第1号)
- この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成30年2月16日災害対策本部訓令第1号)
- この訓令は、平成30年2月20日から施行する。
- 附 則 (平成30年3月28日災害対策本部訓令第2号)
- この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和3年4月14日災害対策本部訓令第1号)
- この訓令は、令和3年4月14日から施行する。
- 附 則 (令和4年3月30日災害対策本部訓令第1号)
- この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和5年3月31日災害対策本部訓令第1号)
- この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条、第6条関係)

災害対策本部の組織体制

部	部長に充てる職	所管する課等
地域振興部	地域振興部長	防災危機管理課 地域づくり課 (地域支援室を含む。) 定住推進課
総合政策部	総合政策部長	秘書政策課 (総合計画策定室を含む。) 総務課 人事課 広報情報課 選挙管理委員会事務局
財務部	財務部長	財政課 契約管財課 市民税課 資産税課 収納課
農林部	農林部長	農政課 (地域農業推進室を含む。) 農村林務課
商工観光部	商工観光部長	商工労政課 (企業立地推進室を含む。) 観光課
市民生活部	市民生活部長	生活環境課 (清掃センターを含む。) 市民登録課 市民生活総合相談センター (少年センターを含む。)
建設部	建設部長	都市政策課 建築住宅課 道路課 下水道課 都市機能整備室
健康福祉部	健康福祉部長	地域福祉課 長寿福祉課 障がい福祉課 健康づくり課 (地域医療対策室、大迫保健福祉センター、石鳥谷保健センター、東和保健センターを含む。) 国保医療課
生涯学習部	生涯学習部長	生涯学習課 (国際交流室、生涯学園都市会館、文化会館を含む。) 賢治まちづくり課 スポーツ振興課 新花巻図書館計画室 補助執行機関
教育部	教育部長	教育企画課 学務管理課 (学校給食管理室を含む。) 学校教育課 こども課 (こどもセンター、こども発達相談センターを含む。) 文化財課 教育機関 補助執行機関
消防本部	消防長	総務課 警防課 予防課 花巻中央消防署 (東和分署、花巻温泉分遣所、花巻南温泉分遣所を含む。) 花巻北消防署 (大迫分署を含む。)
協力部	議会事務局長	議会事務局議事課 農業委員会事務局 監査委員事務局 会計課
総合支所	総合支所長	地域振興課 (地域支援室、石鳥谷生涯学習会館を含む。) 市民サービス課

別表第2（第6条、第8条関係）  
本部の部に置く課等、課等の長及び分掌事務

部	課等	課等の長に充てる職	分掌事務
地域振興部	本部室 防災危機管理課	防災危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部及び現地災害対策本部の行う災害対策の総合調整に関する事。</li> <li>2 防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 現地災害対策本部の設置及び調整に関する事。</li> <li>4 緊急初動特別班に関する事。</li> <li>5 現地作業班に関する事。</li> <li>6 被害状況の取りまとめに関する事。</li> <li>7 関係機関に対する被害状況の報告に関する事。</li> <li>8 本部の庶務に関する事。</li> <li>9 避難指示又は緊急安全確保に関する事。</li> <li>10 大規模災害時における相互応援の連絡調整に関する事。</li> <li>11 災害発生及び応急対策の県報告に関する事。</li> <li>12 情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>13 備蓄防災資機材等に関する事。</li> <li>14 予報及び警報に関する事。</li> <li>15 消防及び水防活動の調整に関する事。</li> <li>16 防災行政無線に関する事。</li> <li>17 岩手県防災ヘリコプターの派遣要請に関する事。</li> <li>18 警戒区域の設定及び緊急避難に関する事。</li> <li>19 自衛隊の災害派遣要請に関する事。</li> <li>20 災害復旧工事の契約に関する事。</li> </ol>
	地域づくり課（地域支援室を含む。） 定住推進課	地域づくり課長 定住推進課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 振興センターとの連絡調整に関する事。</li> <li>2 行政区長との連絡調整に関する事。</li> <li>3 所管施設の被害調査及び報告並びに応急対策に関する事。</li> <li>4 所管する避難所の設置に関する事。</li> <li>5 所属公所にかかる所管区域の被害状況の情報収集に関する事。</li> <li>6 ボランティア、NPO等の受付、活動に関する事。</li> <li>7 広報車の運行に関する事。</li> <li>8 本部の庶務に関する事。</li> <li>9 部長の命じる事務に関する事。</li> </ol>
総合政策部	秘書政策課 （総合計画室を含む。）	秘書政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内各課等の連絡調整に関する事。</li> <li>2 広報車の運行に関する事。</li> </ol>
	総務課 選挙管理委員会事務局	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の庶務に関する事。</li> <li>2 被害状況の取りまとめに関する事。</li> </ol>
	人事課	人事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部の人員体制の把握及び調整に関する事。</li> <li>2 応援職員の調整に関する事。</li> <li>3 他の地方公共団体に対する職員の派遣及びあっせん等の要請に関する事。</li> </ol>
	広報情報課	広報情報課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地における広報活動の調整に関する事。</li> <li>2 報道機関との連絡及び総合協力に関する事。</li> <li>3 災害広報に関する事。</li> <li>4 記録写真等の整備提供に関する事。</li> <li>5 情報通信ネットワークの維持及び復旧に関する事。</li> <li>6 重要情報システムの維持及び復旧に関する事。</li> </ol>
財務部	財政課	財政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内各課等の連絡調整に関する事。</li> <li>2 災害応急対策予算の調整に関する事。</li> <li>3 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に基づく緊急予算に関する事。</li> </ol>
	契約管財課	契約管財課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報車の運行に関する事。</li> <li>2 車両の配置及び借用に関する事。</li> <li>3 本庁舎等所管施設の被害調査及び報告並びに応急対策に関する事。</li> <li>4 電話の応急仮設及び管理運営に関する事。</li> <li>5 緊急物資の調達に関する事。</li> </ol>



			<ul style="list-style-type: none"> <li>6 燃料の確保に関する事。</li> <li>7 緊急通行車両確認証明書の交付要請に関する事。</li> <li>8 災害復旧工事の契約に関する事。</li> </ul>
	市民税課	市民税課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市税の減免等に関する事。</li> <li>2 災害現場の情報収集に関する事。</li> </ul>
	資産税課	資産税課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 住家の被害調査に関する事。</li> <li>2 り災証明（火災を除く。）に関する事。</li> <li>3 市税の減免等に関する事。</li> <li>4 災害現場の情報収集に関する事。</li> </ul>
	収納課	収納課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害現場の情報収集に関する事。</li> <li>2 部長の命じる事務に関する事。</li> </ul>
農 林 部	農政課（地域農業推進室を含む。）	農政課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内各課等の連絡調整に関する事。</li> <li>2 種苗等の確保に関する事。</li> <li>3 農作物の病虫害の防除に関する事。</li> <li>4 農業用ビニールハウス等の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>5 農業、畜産及び内水面漁業に関わる被害調査及び報告に関する事。</li> <li>6 畜産の防疫及び飼料の確保等並びに応急対策に関する事。</li> <li>7 所管施設の被害調査及び報告に関する事。</li> </ul>
	農村林務課	農村林務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 森林病虫害の駆除に関する事。</li> <li>2 所管施設の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>3 農地、農業用施設及び林業に関わる被害調査及び報告に関する事。</li> </ul>
商 工 観 光 部	商工労政課（企業立地推進室を含む。） 観光課	商工労政課長 観光課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内各課等の連絡調整に関する事。</li> <li>2 被服及び寝具の調達並びに確保に関する事。</li> <li>3 商工関係の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>4 応急食料の調達に関する事。</li> <li>5 所管施設及び観光施設の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>6 主要食料の確保に関する事。</li> <li>7 炊き出し計画の実施に関する事。</li> <li>8 所管する避難所の設置に関する事。</li> <li>9 観光客の安全確保に関する事。</li> <li>10 関係官庁との連絡に関する事。</li> </ul>
市 民 生 活 部	市民生活総合相談センター 生活環境課（清掃センターを含む。） 市民登録課	市民生活総合相談センター所長 生活環境課長 市民登録課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災地の清掃及び防疫に関する事。</li> <li>2 廃棄物の処理に関する事。</li> <li>3 遺体の処理及び埋葬に関する事。</li> <li>4 被災した愛玩動物の救護対策に関する事。</li> <li>5 所管施設の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>6 断水地区の情報収集に関する事。</li> <li>7 救援物資の受入れに関する事。</li> <li>8 避難者の生活相談に関する事。</li> </ul>
建 設 部	都市政策課 建築住宅課 都市機能整備室	都市政策課長 建築住宅課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内各課等の連絡調整に関する事。</li> <li>2 所管施設の被害調査、報告、保全及び応急対策に関する事。</li> <li>3 建築物の被害調査、報告及び応急対策に関する事。</li> <li>4 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関する事。</li> <li>5 公営住宅等の入居あっせんに関する事。</li> <li>6 応急仮設住宅の設置に関する事。</li> </ul>
	道路課	道路課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 土木関係の被害調査の総括に関する事。</li> <li>2 土木施設の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>3 道路、河川、橋梁、農地及び農業用施設（所管に係るもの）の応急対策に関する事。</li> <li>4 道路、河川及び橋梁の障害物の除去に関する事。</li> <li>5 道路及び橋梁の保全及び交通規制に関する事。</li> <li>6 応急対策用建設資材の確保に関する事。</li> </ul>
	下水道課	下水道課長	所管施設の被害調査、報告、保全及び応急対策に関する事。
健 康 福 祉 部	地域福祉課 長寿福祉課 障がい福祉課	地域福祉課長 長寿福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内各課等の連絡調整に関する事。</li> <li>2 災害救助法の適用に関する事及び同法の適用に基づく救助事務の総括（応急仮設住宅の建設及び修理を除く。）に関する事。</li> </ul>

		障がい福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 在宅の高齢者、障がい者等の要援護者の応急対策に関すること。</li> <li>4 児童及び母子世帯の応急対策に関すること。</li> <li>5 人的被害調査に関すること。</li> <li>6 社会福祉施設等の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>7 日本赤十字社等社会事業団体との連絡調整に関すること。</li> <li>8 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせんに関すること。</li> <li>9 障がい者福祉施設等の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>10 義援物資の受入れ及び調整に関すること。</li> <li>11 義援金・災害見舞金等の配分に関すること。</li> <li>12 老人福祉施設等所管施設の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>13 所管する避難所及び市施設以外の避難所の設置に関すること。</li> <li>14 避難所の運営に関すること。</li> </ul>
	健康づくり課（地域医療対策室、大迫保健福祉センター、石鳥谷保健センター、東和保健センターを含む。）	健康づくり課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療薬品の確保に関すること。</li> <li>2 医療機関及び医療関係者の動員に関すること。</li> <li>3 救護所の設置に関すること。</li> <li>4 医療施設等所管施設の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>5 保健活動に関すること。</li> <li>6 遺体検案処理の協力に関すること。</li> <li>7 食品衛生の確保に関すること。</li> <li>8 避難所の運営に関すること。</li> </ul>
	国保医療課	国保医療課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の運営に関すること。</li> <li>2 避難民の誘導に関すること。</li> </ul>
生涯学習部	生涯学習課（国際交流室、生涯学習都市会館、文化会館を含む。） 賢治まちづくり課 スポーツ振興課 新花巻図書館計画室 補助執行機関	生涯学習課長 賢治まちづくり課長 スポーツ振興課長 新花巻図書館計画室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害調査及び報告並びに応急対策に関すること。</li> <li>2 所管する避難所の設置に関すること。</li> <li>3 所属公所にかかる所管区域の被害状況の情報収集に関すること。</li> </ul>
教育部	教育企画課	教育企画課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内各課等の連絡調整に関すること。</li> <li>2 教育部所管に係る被害調査の取りまとめに関すること。</li> <li>3 教育施設の応急対策に関すること。</li> <li>4 教育施設の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>5 教育関係機関との連絡及び調整に関すること。</li> <li>6 所管する避難所の設置に関すること。</li> </ul>
	学務管理課（学校給食管理室を含む。） 学校教育課	学務管理課長 学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童、生徒及び教職員の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>2 児童及び生徒の応急教育の実施に関すること。</li> <li>3 被災児童、生徒の受入れ、教育相談窓口の設置に関すること。</li> <li>4 学用品の調達及び支給に関すること。</li> <li>5 教育実施者の確保に関すること。</li> <li>6 応急給食用物資の確保調達に関すること。</li> </ul>
	こども課（こどもセンター、こども発達相談センターを含む。）	こども課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害調査及び報告並びに応急対策に関すること。</li> <li>2 臨時託児所の設置に関すること。</li> </ul>
	教育機関	各施設の長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害調査及び報告並びに応急対策に関すること。</li> </ul>

	補助執行機 関		ること。 2 所管する避難所の設置に関する こと。
消防 本部	総務課 警防課 予防課 花巻中央消 防署（東和分 署、花巻温泉 分遣所、花巻 南温泉分遣 所を含む。） 花巻北消防 署（大迫分署 を含む。）	総務課長 警防課長 予防課長 花巻中央消 防署長 花巻北消防 署長	1 部内各課の連絡調整に関する こと。 2 情報の収集及び伝達に関する こと。 3 予報及び警報に関する こと。 4 消防及び水防活動に関する こと。 5 患者の輸送に関する こと。 6 高圧ガス、火薬類の保安及び被害調査並びに報告に 関すること。 7 電力、電気通信施設に係る被害状況の把握に関する こと。 8 緊急消防援助隊及び県内の消防広域応援に係る連絡 調整に関する こと。 9 行方不明者及び遺体の捜索、救助、救出の協力に関 する こと。 10 消防団との連絡調整に関する こと。 11 災害の警戒及び防御に関する こと。 12 被災者の救出、救助及び搬送に関する こと。 13 避難者の誘導に関する こと。 14 被害情報の収集及び伝達に関する こと。 15 災害現場の広報活動に関する こと。 16 被害の原因調査に関する こと。
協力 部	議会事務局 議事課	議会事務局 議事課長	1 部内機関の連絡調整に関する こと。 2 部長の命じる他部の事務に関する こと。
	農業委員会 事務局	農業委員会 事務局長	部長の命じる他部の事務に関する こと。
	監査委員事 務局	監査委員事 務局長	部長の命じる他部の事務に関する こと。
	会計課	会計管理者 兼会計課長	1 会計に関する こと。 2 義援金、災害見舞金等の保管に関する こと。

別表第3（第11条、第12条関係）  
現地対策本部に置く課等、課等の長、班及び分掌事務

課等	課等の長に充 てる職	班 (班に充てる係 等)	分掌事務
地域振興 課（地域 支援室、 石鳥谷学 生会含 む。）	地域振興課長	総務班（地域づ くり係）	1 各班の行う災害対策の総合調整に関する こと。 2 災害対策本部との連絡調整及び被害状況の 報告に関する こと。 3 各班の人員体制の把握及び調整に関する こと。 4 現地本部の庶務に関する こと。 5 各班の被害状況の取りまとめに関する こと。 6 行政区長との連絡調整に関する こと。 7 情報の収集及び伝達に関する こと。 8 予報及び警報に関する こと。 9 消防及び水防活動に関する こと。 10 緊急避難に関する こと。 11 行方不明者及び遺体捜索の協力に関する こと。 12 備蓄防災資機材等に関する こと。 13 記録写真等の整備提供に関する こと。 14 庁舎、所管施設の被害調査及び応急対策に 関する こと。 15 燃料の確保に関する こと。 16 所管する避難所の設置に関する こと。 17 所属公所にかかる所管地区の被害状況の情 報収集に関する こと。 18 避難所の運営に関する こと。
		産業班（産業係 及び農業委員会 事務局分室）	1 観光施設及び商工関係の被害調査及び報告 に関する こと。 2 観光施設の応急修理に関する こと。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>3 寝具の調達及び確保に関する事。</li> <li>4 応急食料の調達に関する事。</li> <li>5 農地及び農業用施設の被害調査並びに報告に関する事。</li> <li>6 家畜の防疫及び飼料の確保等並びに応急対策に関する事。</li> <li>7 農業、林業、畜産業及び内水面漁業の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>8 農作物の病害虫の防除に関する事。</li> <li>9 森林病害虫の駆除に関する事。</li> <li>10 所管する避難所の設置に関する事。</li> <li>11 避難所の運営に関する事。</li> </ul>
		建設班(建設係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路、河川、橋梁、農業用施設(所管に係るもの)及び被災住宅の応急対策に関する事。</li> <li>2 道路、河川、橋梁の障害物の除去に関する事。</li> <li>3 土木施設の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>4 道路施設の保全及び交通規制に関する事。</li> <li>5 応急復旧用建設資材の確保に関する事。</li> <li>6 下水道、汚水処理施設、都市下水路、市営住宅、公園及び広場等の被害調査、報告、保全及び応急対策に関する事。</li> <li>7 所管する避難所の設置に関する事。</li> <li>8 避難所の運営に関する事。</li> </ul>
市民サービス課	市民サービス課長	市民サービス班(税務会計係、市民生活係及び健康福祉係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人的、社会福祉施設及び児童施設の被害調査並びに報告に関する事。</li> <li>2 ボランティア等の活動に関する事。</li> <li>3 奉仕団等社会事業団体との連絡に関する事。</li> <li>4 被災地の清掃及び防疫に関する事。</li> <li>5 廃棄物の処理に関する事。</li> <li>6 遺体の処理及び埋葬に関する事。</li> <li>7 断水地区の情報収集に関する事。</li> <li>8 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>9 住家の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>10 会計に関する事。</li> <li>11 臨時託児所及び避難所の設置に関する事。</li> <li>12 避難所の運営に関する事。</li> <li>13 避難者の誘導に関する事。</li> <li>14 救護所の設置に関する事。</li> <li>15 医療施設の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>16 保健活動に関する事。</li> <li>17 遺体検案処理の協力に関する事。</li> </ul>

## 災 害 連 絡 票

送 付 先(該当する□にレ印を付すること。)			
<b>□対策本部員会議</b>			
<input type="checkbox"/> 地域振興部	<input type="checkbox"/> 総合政策部	<input type="checkbox"/> 財務部	<input type="checkbox"/> 農林部
<input type="checkbox"/> 商工観光部	<input type="checkbox"/> 市民生活部	<input type="checkbox"/> 建設部	<input type="checkbox"/> 健康福祉部
<input type="checkbox"/> 生涯学習部	<input type="checkbox"/> 大迫総合支所	<input type="checkbox"/> 石鳥谷総合支所	<input type="checkbox"/> 東和総合支所
<input type="checkbox"/> 議会事務局	<input type="checkbox"/> 教育部	<input type="checkbox"/> 消防本部	
<b>□警戒本部長</b>			

報 告	令和 年 月 日 ( )	報 告	(所属部課)	(職)
日 時	午前・午後 時 分	者	(氏名)	
			(電話) —	(内線 )
連 絡 事 項 <場 所> _____ 付近 (□別紙住宅地図参照のこと。) <発生日時> 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 <状 況>			<input type="checkbox"/> 人的被害 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> ライフライン <input type="checkbox"/> その他 ( )	
※通報者がいる場合は、その氏名、住所、連絡先についても記入のこと。				
担当部長指示事項				
<input type="checkbox"/> 対策指示済				
応急措置事項(応急対応した場合は、その内容を記入するとともに担当部長及び本部室に報告のこと。)				
<input type="checkbox"/> 応急対策済				
備 考				

第 号  
年 月 日

総合政策部長 様

部長・総合支所長

応援職員派遣要請書

花巻市災害対策本部規程第24条の規定により、次のとおり応援職員の派遣を要請します。

1	事務（作業）の内容				
2	勤務の場所				
3	職種別男女別人員	職種	男	女	計
		計			
4	携帯品				
5	期 間	平成 年 月 日（ ） 時 分	～		
		平成 年 月 日（ ） 時 分			
6	その他必要な事項				

別図（第29条関係）

1 腕章

(1) 本部長

○ 花 卷 市 災 害 対 策 本 部 ○
○ 本 部 長 ○

(2) 副本部長

○ 花 卷 市 災 害 対 策 本 部 ○
○ 副 本 部 長 ○

(3) 本部員

○ 花 卷 市 災 害 対 策 本 部 ○
○ 本 部 員 ○

(4) 課等の長

○ 花 卷 市 災 害 対 策 本 部 ○
○ 課（局・室）長 ○

(5) 班長

○ 花 卷 市 災 害 対 策 本 部 ○
○ 班 長 ○

(6) 本部連絡員

○ 花 卷 市 災 害 対 策 本 部 ○
○ 連 絡 員 ○

(7) 一般職員

○ ○
花 卷 市
○ ○

備考

- 1 腕章の大きさは、幅11cm長さ40cmとする。
- 2 (1)から(3)まで及び(5)から(7)までの腕章は、黄字に赤線及び赤字とする。
- 3 (4)の腕章は、黄地に青線及び青字とする。

2 表示板

花 卷 市 災 害 対 策 本 部

備考

- 1 表示板は、黄地に赤色の字とする。
- 2 表示板は、マグネット式とし、大きさは幅60cm、高さ30cmとする。



## 5 花巻市災害警戒本部

### 花巻市災害警戒本部設置規程（平成18年3月29日訓令第55号）

（趣旨）

第1条 この規程は、災害に係りのある気象予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため設置する花巻市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置基準）

第2条 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- （1）気象警報（海上に対するものを除く。）及び洪水警報が発せられた場合
- （2）北上川上流洪水警報が発表された場合
- （3）集中豪雨により災害が発生するおそれがある場合
- （4）市内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合
- （5）長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、地域振興部長が必要と認めるとき。
- （6）大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、地域振興部長が必要と認めるとき。

（所掌事項）

第3条 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- （2）気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
- （3）各地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
- （4）各地域の対応状況の把握に関すること。
- （5）その他情報の収集等に関し必要なこと。
- （6）市長が発令する高齢者等避難、避難指示に関すること。

（組織）

第4条 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

2 本部長は地域振興部長を、副本部長は消防本部消防長をもって充てる。

3 本部員は、各部長職にあるもの、総合支所長、教育部長及び議会事務局長のうちから状況に応じて本部長が指名する。

4 本部職員は、副本部長及び本部員の所属する部の職員のうちから本部長が指名する。

（本部長及び副本部長）

第5条 本部長は、本部事務を統括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

（設置場所）

第7条 災害警戒本部は、地域振興部防災危機管理課に置く。

（報告）

第8条 本部長は、県南広域振興局花巻総務センター長に対して次の事項を報告しなければならない。

- （1）災害警戒本部の設置及び廃止に関する事項
- （2）市の対応のうち必要と認める事項
- （3）その他必要と認める事項

(災害警戒本部の廃止)

第9条 本部長は、次の場合に災害警戒本部を廃止する。

- (1) 花巻市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害の発生するおそれなくなったとき、又は災害警戒本部を継続して設置する必要がないと認めたとき。

(花巻市災害対策本部との関係)

第10条 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、花巻市災害対策本部を設置するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月19日訓令第2号)

この訓令は、平成19年1月19日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第8号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日訓令第17号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日訓令第7号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日訓令第5号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

6 避難対象地域及び避難場所

行政区	指定緊急避難場所	指定避難所
松園町一区	松園振興センター (技術振興会館) 松園町4-3 23-4545	松園振興センター (技術振興会館) 松園町4-3 23-4545 総合体育館 松園町50 23-1611 花巻北中学校 天下田182 24-8766 花北地区社会体育館 本館64 23-4545
松園町二区		
松園町三区		
松園町四区		
松園町五区		
新田		
星が丘一丁目	(洪水時を除き) 花北振興センター 四日町一丁目1-27 24-9081 (洪水時) 桜台小学校 下幅292 24-6066 (洪水時) 花巻小学校 花城町5-13 23-2376	花北振興センター 四日町一丁目1-27 24-9081 桜台小学校 下幅292 24-6066 花巻小学校 花城町5-13 23-2376 生涯学習都市会館(まなび学園) 花城町1-47 23-4234
浅沢		
四日町一丁目一区		
四日町一丁目二区		
四日町二丁目		
四日町三丁目		
愛宕町		
桜台		
坂本町		
小舟渡		
西大通り	文化会館 若葉町三丁目16-22 24-6511	文化会館 若葉町三丁目16-22 24-6511 定住交流センター(なはんプラザ) 大通り一丁目2-21 22-4412 花巻中学校 若葉町二丁目16-22 23-2151 若葉小学校 若葉町二丁目17-30 23-3305 花巻南高等学校 中北万丁目288-1 23-4236
材木町		
北万丁目		
南万丁目		
若葉町		
石神町		
藤沢町		
桜木町		
一日市		
南川原町		
鍛冶町	生涯学園都市会館 (まなび学園) 花城町1-47 23-4234	生涯学園都市会館 (まなび学園) 花城町1-47 23-4234 定住交流センター (なはんプラザ) 大通り一丁目2-21 22-4412 花巻中学校 若葉町二丁目16-22 23-2151 花巻小学校 花城町5-13 23-2376 市民体育館 城内1-43 23-5270
大通り一丁目		
大通り二丁目		
末広町		
双葉町		
上町		
豊沢町		
東町		
大町		
仲町		
御田屋町		
花城町一区		
花城町二区		
吹張町		
里川口町		
城内		

行政区	指定緊急避難場所	指定避難所
諏訪	花南振興センター 南城57 24-9547	花南振興センター 南城57 24-9547 南城小学校 南城110-1 23-2144 南城中学校 南城251 23-4146 花南地区社会体育館 南城198-1 24-9547 富士大学 下根子450-3 23-6221
桜町一丁目		
桜町二丁目		
桜町三丁目		
桜町四丁目		
南城		
十二丁目		
成田		
山の神		
大谷地		
鉛	湯口振興センター 円万寺字堰田53-1 28-2111	旧前田小学校体育館 下シ沢字牛角86
下シ沢		
大沢		湯口振興センター 円万寺字堰田53-1 28-2111 湯口小学校 円万寺字法船96-6 28-2220 湯口中学校 円万寺字法船23 28-2233 湯口地区社会体育館 円万寺字堰田52 28-2111
志戸平		
根岸		
神明		
橋本		
西晴山		
上根子上区		
一本杉		
才の神		
上円膝		
八幡		
二ツ堰		
中村		
下円膝		
新田	文化会館 若葉町三丁目16-22 24-6511	文化会館 若葉町三丁目16-22 24-6511 定住交流センター (なはんプラザ) 大通り一丁目2-21 22-4412 花巻中学校 若葉町二丁目16-22 23-2151 若葉小学校 若葉町二丁目17-30 23-3305 花巻南高等学校 中北万丁目288-1 23-4236
熊野		
古館		
中根子		
南中根子	太田振興センター 太田32-163-3 28-2134 湯口振興センター 円万寺字堰田53-1 28-2111	富士大学 下根子450-3 23-6221
鍋倉一区	湯口振興センター 円万寺字堰田53-1 28-2111	鍋倉ふれあい交流センター 鍋倉字地神77-3
鍋倉二区		

行政区	指定緊急避難場所	指定避難所		
糠塚	湯本振興センター 湯本4-31-8 27-2053	湯本振興センター 湯本4-31-8 27-2053 湯本小学校 大畑3-331-1 27-2525 湯本中学校 湯本4-1 27-2719 湯本地区社会体育館 湯本3-79 27-2053		
北湯口の一				
北湯口の一				
北湯口の一				
大畑				
二枚橋				
下湯本				
上湯本台一				
上湯本台二				
金矢				
狼沢				
櫛の目				
小瀬川				
花巻温泉	湯本振興センター 湯本4-31-8 27-2053 宮野目振興センター 西宮野目6-172 26-2111	花巻農業高等学校 葛1-68 26-3131 二枚橋体育館 石鳥谷町南寺林5-143-7		
台温泉				
宇津野	矢沢振興センター 高木19-24-14 23-2171 矢沢小学校 高木20-81-1 23-2179 矢沢中学校 高松5-42 31-2022 矢沢地区社会体育館 高松5-42-1 31-2813	矢沢振興センター 高木19-24-14 23-2171 矢沢小学校 高木20-81-1 23-2179 矢沢中学校 高松5-42 31-2022 矢沢地区社会体育館 高松5-42-1 31-2813		
二枚橋駅前				
矢沢				
幸田				
高松第一				
高松第二				
高松第三				
高木第一				
高木第二				
高木第三				
高木小路				
東十二丁目				
西宮野目第一			宮野目振興センター 西宮野目6-172 26-2111 宮野目小学校 西宮野目6-353-1 26-3119 宮野目中学校 西宮野目6-156-2 26-2117 宮野目地区社会体育館 西宮野目6-353-6 26-2111 宮野目体育センター 西宮野目6-353-11 26-2111 花巻北高等学校 本館54 23-4134	宮野目振興センター 西宮野目6-172 26-2111 宮野目小学校 西宮野目6-353-1 26-3119 宮野目中学校 西宮野目6-156-2 26-2117 宮野目地区社会体育館 西宮野目6-353-6 26-2111 宮野目体育センター 西宮野目6-353-11 26-2111 花巻北高等学校 本館54 23-4134
西宮野目第二				
西宮野目第三				
西宮野目第四				
東宮野目				
本館				
葛第一				
葛第二				
田力				
上似内				
下似内				
山関	太田振興センター 太田32-163-3 28-2134 太田小学校 太田32-61 28-2212 太田地区社会体育館 太田31-292-2 28-3917	太田振興センター 太田32-163-3 28-2134 太田小学校 太田32-61 28-2212 太田地区社会体育館 太田31-292-2 28-3917		
上太田				
柴林				
折沼				
姥宿				
泉畑				
清水町				
中央				
坂杉				
下坂井				
大森				

行政区	指定緊急避難場所	指定避難所
尻平川	<b>笹間振興センター</b> 北笹間13-74-1 29-2111 (洪水時、笹間振興センターに加えて) <b>笹間第一小学校</b> 中笹間15-1 29-2320 (洪水時、笹間振興センターに加えて) <b>旧笹間第二小学校</b> 横志田6-142-8 29-2327	<b>笹間振興センター</b> 北笹間13-74-1 29-2111 <b>笹間第一小学校</b> 中笹間15-1 29-2320 <b>旧笹間第二小学校</b> 横志田6-142-8 29-2327 <b>笹間地区社会体育館</b> 北笹間13-74-1 29-2111 <b>西南中学校</b> 轟木7-12 29-2321
横志田		
栃内		
南笹間		
中笹間		
北笹間		
轟木		
大迫上町	<b>大迫振興センター</b> (大迫交流活性化センター) 大迫町大迫3-161 48-3231 <b>大迫小学校</b> 大迫町大迫18-3 48-2226 <b>大迫体育館</b> 大迫町大迫3-39-2 48-2131 <b>大迫高等学校</b> 大迫町大迫9-19-1 48-3228 <b>大迫ふるさとセンター</b> 大迫町大迫10-16-1 48-2941	<b>大迫振興センター</b> (大迫交流活性化センター) 大迫町大迫3-161 48-3231 <b>大迫小学校</b> 大迫町大迫18-3 48-2226 <b>大迫体育館</b> 大迫町大迫3-39-2 48-2131 <b>大迫高等学校</b> 大迫町大迫9-19-1 48-3228 <b>大迫ふるさとセンター</b> 大迫町大迫10-16-1 48-2941
大迫旭町		
大迫仲町		
大迫川原町第1		
大迫川原町第2		
大迫下町		
大迫葡萄沢		
大迫上の台		
内川目第1	(地震時) <b>内川目振興センター</b> (内川目地区農村環境改善センター) 大迫町内川目36-85 48-5301 (地震時を除き) <b>大迫労働安全衛生推進施設</b> 大迫町内川目36-85	<b>内川目振興センター</b> 内川目地区農村環境改善センター) 大迫町内川目36-85 48-5301 <b>内川目小学校</b> 大迫町内川目19-60 48-5100 <b>大迫労働安全衛生推進施設</b> 大迫町内川目36-85
内川目第2		
内川目中央		
内川目折壁		
内川目大又		
内川目小又		
外川目第1	(土砂災害時を除き) <b>外川目振興センター</b> (旧外川目小学校) 大迫町外川目27-107-5 29-4112 (土砂災害時) <b>下中居自治公民館</b> 大迫町外川目29-61-3	<b>外川目振興センター</b> (旧外川目小学校) 大迫町外川目27-107-5 29-4112 <b>外川目地区社会体育館</b> 大迫町外川目27-107-5 29-4112
外川目第2		
外川目第3		
外川目第4		
亀ヶ森第1	<b>亀ヶ森振興センター</b> (亀ヶ森小学校) 大迫町亀ヶ森7-12 48-2229 <b>亀ヶ森地区社会体育館</b> (亀ヶ森小学校体育館) 大迫町亀ヶ森7-12 48-2229	<b>亀ヶ森振興センター</b> (亀ヶ森小学校) 大迫町亀ヶ森7-12 48-2229 <b>亀ヶ森地区社会体育館</b> (亀ヶ森小学校体育館) 大迫町亀ヶ森7-12 48-2229
亀ヶ森第2		
亀ヶ森第3		
亀ヶ森第4		

行政区	指定緊急避難場所	指定避難所
石鳥谷第1	(洪水時を除き) <b>好地振興センター</b> 石鳥谷町好地8-78-3 45-6639 (洪水時) <b>石鳥谷小学校</b> 石鳥谷町好地7-34-1 45-2012 (洪水時) <b>石鳥谷アイスアリーナ</b> 石鳥谷町中寺林6-92-1 45-6661	<b>好地振興センター</b> 石鳥谷町好地8-78-3 45-6639 <b>石鳥谷小学校</b> 石鳥谷町好地7-34-1 45-2012 <b>石鳥谷生涯学習会館</b> 石鳥谷町中寺林7-1-1 45-3358 <b>石鳥谷体育館</b> 石鳥谷町中寺林7-1-1 45-5299
石鳥谷第2		
石鳥谷第3		
石鳥谷第4		
石鳥谷第5		
石鳥谷第6		
石鳥谷第7	<b>大瀬川振興センター</b> 石鳥谷町大瀬川10-45-2 45-6472	<b>大瀬川振興センター</b> 石鳥谷町大瀬川10-45-2 45-6472 <b>大瀬川構造改善センター</b> 石鳥谷町大瀬川10-45-2 45-6644
石鳥谷第8		
石鳥谷第9		
石鳥谷第10	<b>八日市振興センター</b> (八日市いきいき交流館) 石鳥谷町大興寺8-157-4 45-4840	<b>八日市振興センター</b> 石鳥谷町大興寺8-157-4 45-4840 <b>八日市構造改善センター</b> 石鳥谷町大興寺8-120-3 45-6832
石鳥谷第11		
石鳥谷第12		
石鳥谷第13		
石鳥谷第14		
石鳥谷第15	(洪水時を除き) <b>好地振興センター</b> 石鳥谷町好地8-78-3 45-6639 (洪水時) <b>石鳥谷小学校</b> 石鳥谷町好地7-34-1 45-2012 (洪水時) <b>石鳥谷アイスアリーナ</b> 石鳥谷町中寺林6-92-1 45-6661	<b>好地振興センター</b> 石鳥谷町好地8-78-3 45-6639 <b>石鳥谷小学校</b> 石鳥谷町好地7-34-1 45-2012 <b>石鳥谷生涯学習会館</b> 石鳥谷町中寺林7-1-1 45-3358 <b>石鳥谷体育館</b> 石鳥谷町中寺林7-1-1 45-5299
石鳥谷第16		
石鳥谷第17		
石鳥谷第18		
石鳥谷第19		
八幡第1	(洪水時を除き) <b>八幡振興センター</b> 石鳥谷町八幡23-147 45-3535 (洪水時) <b>八幡小学校</b> 石鳥谷町八幡1-125-1 45-3309	<b>八幡振興センター</b> 石鳥谷町八幡23-147 45-3535 <b>八幡小学校</b> 石鳥谷町八幡1-125-1 45-3309 <b>八幡交流センター</b> 石鳥谷町八幡23-147 45-2979
八幡第2		
八幡第3		
八幡第4		
八幡第5		
八幡第6		
八幡第7	<b>宮野目振興センター</b> 西宮野目6-172 26-2111	<b>二枚橋体育館</b> 石鳥谷町南寺林5-143-7 <b>花巻農業高等学校</b> 葛1-68 26-3131

行政区	指定緊急避難場所	指定避難所
八重畑第1	<p>(洪水時を除き)</p> <p>八重畑振興センター (八重畑定住促進センター) 石鳥谷町猪鼻7-30-1 47-2113</p> <p>(洪水時)</p> <p>花巻農業高校愛農農場 石鳥谷町猪鼻3-58-1 47-2203</p> <p>石鳥谷球場駐車場 石鳥谷町猪鼻2-88-5</p>	<p>八重畑振興センター (八重畑定住促進センター) 石鳥谷町猪鼻7-30-1 47-2113</p> <p>八重畑小学校 石鳥谷町猪鼻7-38-1 47-2114</p>
八重畑第2		
八重畑第3		
八重畑第4		
八重畑第5		
八重畑第6		
八重畑第7		
八重畑第8		
八重畑第9		
八重畑第10		
八重畑第11		
八重畑第12		
新堀第1	<p>(洪水時を除き)</p> <p>新堀振興センター 石鳥谷町新堀40-27-2 45-3730</p> <p>(洪水時)</p> <p>石鳥谷東部土地改良区 石鳥谷町新堀56-80-1 41-3511</p> <p>戸塚森森林公園駐車場 石鳥谷町新堀57-44-7 45-2002</p> <p>盛岡南ゴルフ倶楽部 石鳥谷町戸塚2-13-1 45-5681</p>	<p>新堀振興センター 石鳥谷町新堀40-27-2 45-3730</p> <p>新堀小学校 石鳥谷町新堀46-2-1 45-3021</p> <p>新堀ふれあいセンター 石鳥谷町新堀40-27-1 45-4933</p>
新堀第2		
新堀第3		
新堀第4		
新堀第5		
新堀第6		
新堀第7		
新堀第8		
小山田第1	<p>軽井沢公民館 東和町前田1-257</p>	<p>小山田振興センター (東和高齢者コミュニティセンター) 東和町北川目2-289 42-2941</p>
小山田第2		
小山田第3		
小山田第4		
土沢第1	<p>土沢振興センター 東和町安俵6-53 42-3255</p>	<p>土沢振興センター 東和町安俵6-53 42-3255</p> <p>東和中学校 東和町土沢5-20 42-4221</p> <p>東和体育館 東和町安俵6-53 42-3616</p> <p>東和農業者トレーニングセンター 東和町安俵6-114 42-2914</p>
土沢第2		
土沢第3		
土沢第4		
土沢第5		
土沢第6		
土沢第7	<p>成島振興センター (旧成島小学校) 東和町北成島5-78-1 42-3929</p>	<p>成島振興センター (旧成島小学校) 東和町北成島5-78-1 42-3929</p>
土沢第8		
土沢第9	<p>土沢振興センター 東和町安俵6-53 42-3255</p>	<p>土沢振興センター 東和町安俵6-53 42-3255</p> <p>東和中学校 東和町土沢5-20 42-4221</p> <p>東和体育館 東和町安俵6-53 42-3616</p> <p>東和農業者トレーニングセンター 東和町安俵6-114 42-2914</p>



行政区	指定緊急避難場所	指定避難所
中内第1	成島振興センター (旧成島小学校) 東和町北成島5-78-1 42-3929	成島振興センター (旧成島小学校) 東和町北成島5-78-1 42-3929
中内第2		
中内第3	浮田振興センター (浮田集会所) 東和町上浮田2-140 42-1681	浮田振興センター (浮田集会所) 東和町上浮田2-140 42-1681
中内第4		
中内第5		
谷内第1	谷内振興センター 東和町館迫5-22 44-3281	谷内振興センター 東和町館迫5-22 44-3281
谷内第2		
谷内第3		谷内振興センター 東和町館迫5-22 44-3281 浮田振興センター (浮田集会所) 東和町上浮田2-140 42-1681
谷内第4		
田瀬第1	田瀬振興センター (旧田瀬中学校) 東和町田瀬14-137 44-5281	谷内振興センター 東和町館迫5-22 44-3281 田瀬振興センター (旧田瀬中学校) 東和町田瀬14-137 44-5281 田瀬地区社会体育館 (旧田瀬小学校) 東和町田瀬14-137
田瀬第2		田瀬振興センター (旧田瀬中学校) 東和町田瀬14-137 44-5281 田瀬地区社会体育館 (旧田瀬小学校) 東和町田瀬14-137
田瀬第3		田瀬振興センター (旧田瀬中学校) 東和町田瀬14-137 44-5281 田瀬地区社会体育館 (旧田瀬小学校) 東和町田瀬14-137

7 非常及び緊急扱いの承認を受けた電話番号

関係機関名		回線数	電話番号	備 考
県南広域 振興局	総務部 花巻総務センター	1	22-4911	転換器により内線電話機に切替
	県税部 花巻県税センター	1	22-4912	
	土木部 花巻土木センター	1	22-4971	
花巻市		1	24-2111	転換器により内線電話機に切替
大迫総合支所		1	48-2111	転換器により内線電話機に切替
石鳥谷総合支所		1	45-2111	転換器により内線電話機に切替
東和総合支所		1	42-2111	転換器により内線電話機に切替
花巻市消防本部		1	24-2119	

8 防災関係機関における指定電話番号

	防災関係機関名	担 当	電話番号	摘 要
1	東北農政局岩手県拠点		019-624-1125	
2	日本郵政公社	花巻郵便局	23-5283	
3	東北森林管理局	岩手南部森林管理署 花巻森林事務所 石鳥谷森林事務所 仙人森林事務所	0197-24-2131 23-2131 45-2014 0197-65-5575	花巻地域 花巻、石鳥谷地域 花巻地域
4	東北森林管理局	岩手南部森林管理署遠野支署 大迫森林事務所 宮守森林事務所	0198-62-2670 48-3215 0198-67-2022	大迫、東和地域 東和地域
5	岩手労働基準局	花巻労働基準監督署	23-5231	
6	岩手河川国道事務所	水沢国道維持出張所	0197-24-2187	
7	岩手河川国道事務所	水沢出張所	0197-24-4173	
8	田瀬ダム管理支所		44-5211	
9	県南広域振興局	総務部 花巻総務センター	22-4911	
10	県南広域振興局	土木部 花巻土木センター	22-4971	
11	県南広域振興局	保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター	22-4921	
12	県南広域振興局	農政部 花巻農林振興センター	22-4931	
13	岩手県	花巻警察署	23-0110	
14	岩手県	県立中部病院	0197-71-1511	
15	岩手県	花巻空港管理事務所	26-2016	
16	陸上自衛隊第9高射特科大隊		019-688-4311 (413,419)	
17	東京航空局	花巻出張所	26-2015	
18	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	花巻駅	23-5226	
19	東日本電信電話(株)	岩手支店	019-625-4960	
20	日赤花巻市支部		24-2111	
21	日本道路公団仙台管理局	盛岡管理事務所	019-638-9314	花巻料金所 26-2112
22	日本通運(株)	花巻支店	24-4211	
23	岩手県交通(株)	花巻営業所	23-1020	
24	(株)岩手県トラック協会	花巻支部	代26-4335	
25	日本放送協会盛岡放送局	放送局	019-626-8826	
26	(株)IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	
27	(株)テレビ岩手	報道部	019-624-9012	
28	(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	
29	(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	
30	(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	
31	えふえむ花巻(株)		21-1777	
32	岩手県LPG防災センター	花巻調査事務所	24-8667	
33	花巻ガス(株)		22-3633	
34	(株)花巻市医師会		24-4054	
35	岩手県南広域振興局 農政部農村整備室		0197-35-8440	
36	花巻市消防本部		24-2119	
37	岩手河川国道事務所		019-624-3131	

9 防災行政無線整備状況

(1) 花巻市

無線局種別(※)	呼出名称	無線局数	常置場所	使用目的
固定局 (同報デジタル)	ぼうさいはなまきおおはさま ぼうさいはなまきおおはさますざわちゅうけい ぼうさいはなまきおおはさましもなかい ぼうさいはなまきおおはさまたていし ぼうさいはなまきおおはさまみちのえき ぼうさいはなまきおおはさまかめがもり	固定局 6	花巻市大迫町 2-51-4 大迫総合支所構内	防 災 行政用
基地局 陸上移動局	ぼうさいはなまき	基地局 1	花巻市花城町 9-30 花巻市役所構内	
	ぼうさいはなまき 1~13	移動局 13		
	ぼうさいはなまきおおはさま (再掲)	基地局 1	花巻市大迫町大迫-51-4 大迫総合支所構内	
	ぼうさいはなまき 20~28	移動局 9		
	ぼうさいはなまきいしどりや	基地局 1	花巻市石鳥谷町 4-161 石鳥谷総合支所構内	
	ぼうさいはなまき 40~42	移動局 3		
	ぼうさいはなまきとうわ	基地局 1	花巻市東和町土沢 8-60 東和総合支所構内	
	ぼうさいはなまき 50~57	移動局 8		

## (2) 花巻市消防本部

無線局種別(※)	呼出名称	無線局数	常置場所	使用目的
固定局	はなしょうほんぶ(多重無線)	固定局 1	花巻市材木町 12-6 花巻市消防本部構内	消防業務
	はなしょうおがみとうげ(多重無線)	固定局 1	花巻市東和町石鳩岡 3 区 1 拜峠基地局内	
基地局	はなしょうほんぶ	基地局 1	花巻市材木町 12-6 花巻市消防本部構内	
	はなしょうきた(防災相互波用)	基地局 1	花巻市石鳥谷町八幡 4-100-1 花巻北消防署構内	
	はなしょうおがみとうげ(中継局)	基地局 1	花巻市東和町石鳩岡 3 区 1 拜峠基地局内	
	はなしょうゆぐちおおさわ(中継局)	基地局 1	花巻市湯口字大沢 187-2 花巻南温泉分遣所構内	
	はなしょうたせ(中継局)	基地局 1	花巻市東和町田瀬 14 区 149 田瀬基地局内	
陸上移動局	はなしょうほんぶ 1、2 はなまきげんちほんぶ 1、2 はなまきちゅうおうポンプ 1、2 はなまきちゅうおうしき 1 はなまきちゅうおうすいそう 1 はなまきちゅうおうきゅうじょ 1 はなまきちゅうおうはしご 1 はなまきちゅうおうかがく 1 はなまきはんそう 1 はなまきしえん 1 はなまきちゅうおうきゅうきゅう 1、2 はなまきちゅうおうしき 101、102、103 はなまきちゅうおうポンプ 101 はなまきちゅうおうポンプ 201、202 はなまきちゅうおうきゅうじょ 101 はなまきちゅうおうすいそう 1 はなまきちゅうおうきゅうきゅう 101、201 はなまきけいたい 1、2 (防災相互波用) はなまきげんちほんぶ 4 (防災相互波用)	移動局 28	花巻市材木町 12-6 花巻市消防本部構内	
	はなしょうゆもと 1 はなまきゆもとポンプ 1 はなまきゆもときゅうきゅう 1 はなまきゆもとポンプ 101 はなまきゆもときゅうきゅう 101	移動局 5	花巻市台 5-21-1 花巻温泉分遣所構内	
	はなしょうゆぐちおおさわ 1 はなまきおおさわポンプ 1 はなまきおおさわきゅうきゅう 1 はなまきゆぐちおおさわポンプ 101 はなまきゆぐちおおさわきゅうきゅう 101	移動局 5	花巻市湯口字大沢 187-2 花巻南温泉分遣所構内	
	はなしょうとうわ 1 はなまきとうわしき 1 はなまきとうわポンプ 1 はなまきとうわきゅうきゅう 1 はなまきとうわしき 101 はなまきとうわポンプ 101、102 はなまきとうわきゅうきゅう 101 はなまきけいたい 3 (防災相互波用)	移動局 9	花巻市東和町安俣 6-115 東和分署構内	
	はなしょうきた 1 はなまきげんちほんぶ 3 はなまききたしき 1 はなまききたポンプ 1 はなまききたすいそう 1 はなまききたきゅうきゅう 1、2 はなまききたしき 101、102 はなまききたポンプ 101、102 はなまききたすいそう 101 はなまききたきゅうきゅう 101 はなまきけいたい 4 (防災相互波用)	移動局 14	花巻市石鳥谷町八幡 4-100-1 花巻北消防署構内	
	はなしょうおおはさま 1 はなまきおおはさましき 1 はなまきおおはさまポンプ 1 はなまきおおはさまきゅうきゅう 1 はなまきおおはさましき 101 はなまきおおはさまポンプ 101、102 はなまきおおはさまきゅうきゅう 101 はなまきけいたい 5 (防災相互波用)	移動局 9	花巻市大迫町大迫 13-22-1 大迫分署構内	

※無線局種別

固定局 固定地点間の無線を行うための無線局

基地局 陸上移動局との通信を行うための陸上に開設する移動しない無線局

陸上移動局 陸上を移動中またはその特定しない地点に停止中運用する無線局(範囲は陸上に限定)

10 緊急輸送道路の指定状況

路線名	指定区間	共用区間	備考
-----	------	------	----

〔高規格幹線道路〕

東北自動車道	上り線 花巻IC～北上江釣子IC	全線	全域
	下り線 花巻南IC～紫波IC	全線	
釜石自動車道	上り線 宮守IC～花巻JCT	全線	
	下り線 花巻JCT～宮守IC	全線	

〔国道〕

国道4号	北上市境～紫波町堺	全線	
国道283号	国道4号交差点～遠野市境	全線	
国道456号	国道283号交差点～紫波町堺	全線	
国道396号	紫波町堺～遠野市境	全線	

〔県道〕 主な主要地方道

花巻大曲線	国道4号交差点～西和賀町境	全線	
盛岡和賀線	紫波町堺～北上市境	全線	
花巻北上線	国道283号～北上市境	全線	
花巻衣川線	国道4号交差点～北上市境	全線	
盛岡大迫東和線	紫波町堺～国道283号交差点	全線	

〔県道〕 主な主要地方道

花巻大曲線	国道4号交差点～西和賀町境	全線	
盛岡和賀線	紫波町堺～北上市境	全線	
花巻北上線	国道283号～北上市境	全線	
花巻衣川線	国道4号交差点～北上市境	全線	
盛岡大迫東和線	紫波町堺～国道283号交差点	全線	

〔市道〕

城内・大通り一丁目線	城内地先(一般県道山の神西宮野目線交点)～大通り一丁目地先(一般県道花巻和賀線交点)	全線	
里川口・上町線	里川口町地先(一般県道山の神西宮野目線交点)～上町地先(市道上町・坂本線交点)	一部区間	
上町・坂本線	上町地先(市道里川口・上町線交点)～花城町地先(市道吹張町・城内線交点)	一部区間	
吹張町・城内線	吹張町地先(一般県道花巻和賀線交点)～花城町地先(市道上町・坂本線交点)	一部区間	
役場庁舎入口線	石鳥谷町八幡第4地割地先(一般県道中寺林犬淵線交点)～石鳥谷町八幡第4地割地先(市道役場庁舎南廻線交点)	全線	
役場庁舎南廻線	石鳥谷町八幡第4地割地先(市道役場庁舎入口線交点)～石鳥谷町八幡第5地割地先(市道八幡5号線交点)	一部区間	
瀬畑口・下根子線	桜町一丁目地先(一般県道山の神西宮野目線交点)～南諏訪町地先(市道山の神・諏訪線交点)	一部区間	
山の神・諏訪線	山の神地先(一般県道山の神西宮野目線交点)～諏訪地先(一般県道花巻和賀線交点)	全線	
不動・下根子線	上諏訪地先(一般県道花巻和賀線交点)～南諏訪町地先(市道山の神・諏訪線交点)	一部区間	
四日町三丁目中央線	四日町三丁目地先(一般県道山の神西宮野目線交点)～四日町三丁目地先(一般県道花巻停車場花巻温泉郷線交点)	全線	

材木町・山の神線	材木町地先(市道吹張町・滝ノ沢線交点) ～桜木町二丁目地先(主要地方道花巻大 曲線交点)	一部区間	
吹張町・滝ノ沢線	末広町地先(市道鍛冶町・末広町線交点) ～材木町地先(市道材木町・山の神線交 点)	一部区間	
鍛冶町・末広町線	末広町地先(市道吹張町・滝ノ沢線交点) ～末広町地先(一般県道花巻和賀線交点)	一部区間	
大畑・糠塚線	湯本第2地割地先(主要地方道花巻平泉 線交点)～北湯口第2地割地先(市道四ヶ 屋敷・銭根線交点)	一部区間	
卸町五号線	二枚橋第1地割地先(主要地方道花巻平 泉線交点)～大畑第10地割地先(市道二 枚橋・花巻温泉線交点)	全線	
日居城野・地森線	松園町地先(一般県道一般県道花巻停車 場花巻温泉郷線交点)～松園町地先(日 居城野運動公園多目的広場入口交点)	一部区間	

11 ヘリポートの現況

(1) 飛行場外離着陸場

離着陸場名	所在地	座標 (世界測地系) WGS84	座標 (UTM)	長さ×幅 (m)	避難場所 指定の 有無	備考
日居城野運動公園 陸上競技場	松園町613-1	N 39° 24' 32" E 141° 05' 56"	54SWJ08516216	125 90	有	自衛隊のみ 臨時ヘリポート
県立 花巻北高等学校	本館54	N 39° 24' 38" E 141° 06' 52"	54SWJ09856234	100 200	有	
県立 花巻南高等学校	中北万丁目288-1	N 39° 23' 30" E 141° 05' 16"	54SWJ07566025	190 100	有	
葛丸ダム	石鳥谷町 大瀬川1-309-2、1- 309-3	N 39° 30' 39" E 141° 03' 15"	54SWJ04667347	150 40		
県立 花北青雲高等学校	石鳥谷町 北寺林11-1825	N 39° 29' 41" E 141° 08' 08"	54SWJ11667169	140 120		
大正橋公園	石鳥谷町 好地16-271	N 39° 29' 23" E 141° 09' 50"	54SWJ13617197	700 100		
猿ヶ石川河川敷 (東晴山)	東和町 東晴山7区地内	N 39° 22' 09" E 141° 15' 12"	54SWJ21825778	300 63		
横峰駐車場	東和町 田瀬6区地内	N 39° 19' 29" E 141° 18' 01"	54SWJ25885286	81 41		
あやめ苑駐車場	東和町 田瀬25区地内	N 39° 17' 36" E 141° 19' 40"	54SWJ28274938	300 51		
田瀬振興センター (旧田瀬小学校)	東和町 田瀬14区137	N 39° 18' 53" E 141° 18' 48"	54SWJ27015175	150 60		
県立 大迫高等学校	大迫町 大迫9-19	N 39° 28' 18" E 141° 17' 13"	54SWJ24686916	170 200		
外川目振興センター (旧外川目小学校)	大迫町 外川目27-86	N 39° 27' 16" E 141° 17' 54"	54SWJ25676725	120 80	有	
大迫野球場駐車場	大迫町 大迫16-42	N 39° 28' 04" E 141° 16' 26"	54SWJ23566872	38 68		
石鳥谷ふれあい運動 公園駐車場	石鳥谷町 北寺林第11地割2029	N 39° 29' 47" E 141° 07' 55"	54SWJ11357187	70 350		

(2) 飛行場

離着陸場名	所在地	座標 (世界測地系) WGS84	座標 (UTM)	長さ×幅 (m)	避難場所 指定の 有無	備考
花巻空港	葛3-183-1	N 39° 25' 51" E 141° 08' 09"	54SWJ11696460	2500 50		飛行場 第3種

(3) 大型ヘリ複数機用離着陸場一覧(再掲)

離着陸場名	所在地	座標 (世界測地系) WGS84	座標 (UTM)	長さ×幅 (m)	避難場所 指定の 有無	備考
県立 花巻北高等学校	本館54	N 39° 24' 38" E 141° 06' 52"	54SWJ09856234	100 200	有	
大正橋公園	石鳥谷町 好地16-271	N 39° 29' 50" E 141° 09' 30"	54SWJ13617197	700 100		
県立 大迫高等学校	大迫町 大迫9-19	N 39° 28' 18" E 141° 17' 13"	54SWJ24686916	170 200		



1 2 電力施設の現況

施設名	住 所	事業者名	備考
猿ヶ石発電所	東十二丁目19-181-1	東北電力㈱	
東和発電所	東和町谷内9-15	電源開発㈱	
早池峰発電所	大迫町内川目第10地割地内	岩 手 県	
花巻変電所	西大通り一丁目1-8	東北電力ネットワーク㈱	
宮野目変電所	西宮野目6-382-3	東北電力ネットワーク㈱	
大迫配電塔	大迫町大迫第10地割地内	東北電力ネットワーク㈱	
東花巻変電所	東和町鷹巣堂地内	東北電力ネットワーク㈱	

### 1 3 火葬場の現況

火葬場名称	住 所	電話番号	経営主体	基数	燃料
しみず斎園	北上市北工業団地5-36	0197-66-2725	北上地区広域行政組合	人体6基 動物1基	灯油
大迫斎場	花巻市大迫町大迫10-29-1	48-2918	花巻市	1基	灯油
石鳥谷斎場	花巻市石鳥谷町好地2-161-1	45-4912	花巻市	2基	灯油
東和斎場	花巻市東和町土沢5-255	42-1251	花巻市	1基	灯油

1.4 重要水防箇所

(1) 河川別一覧表

河川名	重要水防箇所											
	重要度A区間			重要度B区間			計			要注意区間		
	堤防		工作物	堤防		工作物	総延長		工作物	新堤防・旧川跡		工事施行 ・破堤跡 ・陸開
	箇所	延長(m)	箇所	箇所	延長(m)	箇所	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	箇所
北上川	(1)	(400)		(4)	(1,277)		(5)	(1,677)				
	27	25,346	2	22	11,336	2	49	36,682	4	120	2	5
豊沢川				3	319	1	3	319	1			
猿ヶ石川					(8,109)			(8,109)				
	8	3,569	4	18	16,454	5	26	20,023	9			
添市川				2	1,700		2	1,700				
葛丸川	2	2,000		2	500		4	2,500		1,270	3	
稗貫川	1	1,180		11	9,390		12	10,570				
耳取川	2	6,000					2	6,000				
幸田川	2	6,000					2	6,000				
人首川												1
枇杷沢川				1	350		1	350				
計	(1)	(400)	(0)	(4)	(9,386)	(0)	(5)	(9,786)	(0)	(0)	(0)	(0)
	42	44,095	6	59	40,049	8	101	84,144	14	1,390	5	6

※ ( )は、同一箇所での評価が他の種別と重複している延長

## (2) 河川箇所一覧表

河川名	地区名及び 左右岸の別	管理 区分	評価種別	堤防		工作物工事施行		新堤・破堤 跡・旧川跡 (延長m)	工事施行 陸開 (箇所)	対策水防 工法名	管轄水防隊
				A(m)	B(m)	A	B				
北 上 川	八重畑 左	国	越水(溢水) 1	550							第16分団(石 鳥谷)
北 上 川	八重畑 左	国	越水(溢水) 2	574						避難誘導	第16分団(石 鳥谷)
北 上 川	八重畑 左	国	越水(溢水) 3	3,099							第15分団 (石鳥谷)
北 上 川	新堀 左	国	越水(溢水) 4	1,390							第15分団 (石鳥谷)
北 上 川	東雲橋	国	工作物 5				(1)				第15分団 (石鳥谷)
北 上 川	八幡 右	国	越水(溢水) 6	2,724						積土のう工	第14分団 (石鳥谷)
北 上 川	八幡 右	国	越水(溢水) 7		100					避難誘導	第14分団 (石鳥谷)
北 上 川	八幡 右	国	越水(溢水) 8		56					積土のう工	第14分団 (石鳥谷)
北 上 川	井戸向橋	国	工作物 9				(1)				第14分団 (石鳥谷)
北 上 川	八幡 右	国	越水(溢水) 10		172					積土のう工	第14分団 (石鳥谷)
北 上 川	石鳥谷 右	国	越水(溢水) 11		470					積土のう工	第12分団 (石鳥谷)
北 上 川	石鳥谷 右	国	越水(溢水) 12	410						避難誘導	第12分団 (石鳥谷)
北 上 川	石鳥谷 右	国	越水(溢水) 13		978					避難誘導	第12分団 (石鳥谷)
北 上 川	新堀 左	国	越水(溢水) 14	2,678							第17分団 (石鳥谷)
北 上 川	新堀・彦部 左	国	越水(溢水) 15		125						第17分団 (石鳥谷)
北 上 川	新堀・彦部 左	国	越水(溢水) 16	171							第17分団 (石鳥谷)
北 上 川	新堀・彦部 左	国	越水(溢水) 17		213						第17分団 (石鳥谷)
北 上 川	新堀・彦部 左	国	越水(溢水) 18	164							第17分団 (石鳥谷)
北 上 川	新堀 左	国	越水(溢水) 19		409						第17分団 (石鳥谷)
北 上 川	新堀・彦部 左	国	越水(溢水) 20	1,412							第17分団 (石鳥谷)
北 上 川	成田 右	国	越水(溢水) 94	2,012							第1分団 (花巻)
北 上 川	南城 右	国	越水(溢水) 95	954							第1分団 (花巻)
北 上 川	南城 右	国	越水(溢水) 96	185						積土のう工	第1分団 (花巻)
北 上 川	南城 右	国	越水(溢水) 97	523						釜段工	第1分団 (花巻)
北 上 川	花巻 右	国	越水(溢水) 98		597					積土のう工	第1分団 (花巻)
北 上 川	朝日橋 右	国	工作物 99				(1)				第1分団 (花巻)
北 上 川	宮野目 右	国	越水(溢水) 100	266						避難誘導	第1・第5分団 (花巻)
北 上 川	宮野目 右	国	水衝洗掘 101	400						木流し工	第1・第5分団 (花巻)
北 上 川	宮野目 右	国	越水(溢水) 102		780					避難誘導	第5分団 (花巻)
北 上 川	宮野目 右	国	越水(溢水) 103	509						避難誘導	第5分団 (花巻)
北 上 川	宮野目 右	国	越水(溢水) 104	1,802							第5分団 (花巻)

河川名	地区名及び 左右岸の別	管理 区分	評価種別	堤防		工作物工事施行		新堤・破堤 跡・旧川跡 (延長m)	工事施行 陸開 (箇所)	対策水防 工法名	管轄水防隊
				Λ(m)	B(m)	A	B				
北上川	花巻大橋	国	工作物 105				(1)				第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	越水(溢水) 106		210						第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	水衝洗掘 107		300					木流し工	第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	越水(溢水) 108		619					避難誘導	第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	水衝洗掘 109		346					木流し工	第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	越水(溢水) 110	346						避難誘導	第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	越水(溢水) 111	445							第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	越水(溢水) 112		187						第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	越水(溢水) 113	624						避難誘導	第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	越水(溢水) 114	318							第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	越水(溢水) 115		632						第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	越水(溢水) 116	889							第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	水衝洗掘 117		400					木流し工	第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	越水(溢水) 118		252					避難誘導	第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	越水(溢水) 119	326						避難誘導	第5分団 (花巻)
北上川	宮野目 右	国	水衝洗掘 120		200					木流し工	第5分団 (花巻)
北上川	矢沢 左	国	堤体漏水 137		3,581					避難誘導	第4分団 (花巻)
北上川	矢沢 左	国	越水(溢水) 138		231					避難誘導	第4分団 (花巻)
北上川	矢沢 左	国	越水(溢水) 139	196						避難誘導	第4分団 (花巻)
北上川	矢沢 左	国	越水(溢水) 140		478					避難誘導	第4分団 (花巻)
北上川	矢沢 左	国	越水(溢水) 141	341							第4分団 (花巻)
北上川	矢沢 左	国	越水(溢水) 142	2,038							第4分団 (花巻)
北上川	石鳥谷 右	国	新堤防 1					(20)			第12分団 (石鳥谷)
北上川	石鳥谷 右	国	新堤防 2					(100)			第12分団 (石鳥谷)
北上川	石鳥谷 右	国	陸開 3					(1)			第12分団 (石鳥谷)
北上川	石鳥谷 右	国	陸開 4					(1)			第12分団 (石鳥谷)
北上川	石鳥谷 右	国	陸開 5					(1)			第12分団 (石鳥谷)
北上川	石鳥谷 右	国	陸開 6					(1)			第12分団 (石鳥谷)
北上川	石鳥谷 右	国	陸開 7					(1)			第12分団 (石鳥谷)
北上川 計				25,346	11,336	2	2	120	5		
豊沢川	豊沢川右岸 右	国	越水(溢水) 豊1		59					積土のう工	第1分団 (花巻)
豊沢川	豊沢川左岸 左	国	越水(溢水) 豊2		120					積土のう工	第1分団 (花巻)

河川名	地区名及び 左右岸の別	管理 区分	評価種別	堤防		工作物工事施行		新堤・破堤 跡・旧川跡 (延長m)	工事施行 陸開 (箇所)	対策水防 工法名	管轄水防隊
				A(m)	B(m)	A	B				
豊 沢 川	豊沢川左岸 左	国	工作物 豊3				(1)				第1分団 (花巻)
豊 沢 川	豊沢川右岸 右	国	水衝洗掘 豊4		140						第1分団 (花巻)
豊沢川 計				0	319		(1)				
猿ヶ石川	猿ヶ石川下流 左	国	越水(溢水) 猿1		639					避難誘導	第4分団 (花巻)
猿ヶ石川	猿ヶ石川下流 左	国	越水(溢水) 猿2	249						避難誘導	第4分団 (花巻)
猿ヶ石川	猿ヶ石川下流 左	国	越水(溢水) 猿3		639					避難誘導	第4分団 (花巻)
猿ヶ石川	猿ヶ石川下流 左	国	越水(溢水) 猿4		200					木流し工	第4分団 (花巻)
猿ヶ石川	猿ヶ石川下流 左	国	工作物 猿5				(1)				第4分団 (花巻)
猿ヶ石川	猿ヶ石川下流 左	国	工作物 猿6				(1)				第4分団 (花巻)
猿ヶ石川	猿ヶ石川下流 左	国	工作物 猿7				(1)				第4分団 (花巻)
猿ヶ石川	猿ヶ石川下流 左	国	越水(溢水) 猿8	510							第4分団 (花巻)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 左	国	越水(溢水) 猿9	479							第20分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 左	国	越水(溢水) 猿10		45					積みのう工	第20分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 左	国	越水(溢水) 猿11		534					積土のう工	第20分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 左	国	越水(溢水) 猿12				(1)				第20分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川下流 右	国	越水(溢水) 猿13	575							第20分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 右	国	越水(溢水) 猿14		229						第20分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 右	国	越水(溢水) 猿15	735							第20分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 右	国	越水(溢水) 猿16		802					積土のう工	第20分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 右	国	越水(溢水) 猿17		3,108					釜段工	第20分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 右	国	越水(溢水) 猿18		506					積土のう工	第20分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 右	国	越水(溢水) 猿19		889					積土のう工	第20分団 (東和)
猿ヶ石川	東和大橋 右	国	越水(溢水) 猿20		1,917					月の輪工	第20分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 右	国	越水(溢水) 猿21		1,917					月の輪工	第20分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 右	国	越水(溢水) 猿22		892					積土のう工	第18分団 (東和)
猿ヶ石川	鑄用水樋管 右	国	工作物 猿23				(1)				第19分団 (東和)
猿ヶ石川	上瀬橋 右	国	越水(溢水) 猿24		654					積土のう工	第19分団 (東和)
猿ヶ石川	旧上瀬橋 右	国	越水(溢水) 猿25		460					積土のう工	第19分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 左	国	工作物 猿26				(1)				第19分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 左	国	越水(溢水) 猿27	275							第18分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 左	国	越水(溢水) 猿28	262						避難誘導	第18分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 左	国	越水(溢水) 猿29		1,542					避難誘導	第19分団 (東和)

河川名	地区名及び 左右岸の別	管理 区分	評価種別	堤防		工作物工事施行		新堤・破堤 跡・旧川跡 (延長m)	工事施行 陸開 (箇所)	対策水防 工法名	管轄水防隊
				A(m)	B(m)	A	B				
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 左	国	越水(溢水) 猿30		1,280					積土のう工	第19分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 左	国	工作物 猿31			(1)					第19分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 左	国	越水(溢水) 猿32	484							第19分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 左	国	越水(溢水) 猿33		201						第19分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 左	国	工作物 猿34			(1)					第19分団 (東和)
猿ヶ石川	猿ヶ石川上流 左	国	工作物 猿35			(1)					第19分団 (東和)
猿ヶ石川 計				3,569	16,454	4	5	0	0		
添市川	道田 左	県	堤防高 花1		850					積土のう工	第22分団 (東和)
添市川	道田 右	県	堤防高 花2		850					積土のう工	第22分団 (東和)
添市川 計					1,700						
葛丸川	葛丸一の橋 右	県	新堤防 花1					900			第14分団 (石鳥谷)
葛丸川	高井沢 左	県	堤防高 無堤 花2	1,000							第13分団 (石鳥谷)
葛丸川	高井沢 右	県	堤防高 無堤 花3	1,000							第13分団 (石鳥谷)
葛丸川	木の宮橋上流 左	県	新堤防 花4					140			第13分団 (石鳥谷)
葛丸川	木の宮橋上流 右	県	新堤防 花5					230			第13分団 (石鳥谷)
葛丸川	木の宮橋上流 左	県	法崩れ・すべり 花6		250						第13分団 (石鳥谷)
葛丸川	木の宮橋上流 右	県	法崩れ・すべり 花7		250						第13分団 (石鳥谷)
葛丸川 計				#REF!	#REF!			1,270			
稗貫川	十日市橋 左	県	堤防断面 花1		1,870					シート張工	第15分団 (石鳥谷)
稗貫川	十日市橋 右	県	堤防断面 花2		1,600					シート張工	第15分団 (石鳥谷)
稗貫川	稗貫橋 左	県	堤防高 無堤 花3	1,180							第15・第16分 団(石鳥谷)
稗貫川	滝田橋下流 右	県	堤防断面 花4		400					シート張工	第16分団 (石鳥谷)
稗貫川	滝田橋下流 左	県	堤防断面 花5		700					シート張工	第16分団 (石鳥谷)
稗貫川	高瀬橋上流 左	県	堤防断面 花6		600					シート張工	第16分団 (石鳥谷)
稗貫川	亀ヶ森大橋 上下流 左	県	堤防断面 花7		1,100					シート張工	第11分団 (大迫)
稗貫川	亀ヶ森大橋 上下流 右	県	堤防断面 花8		1,000					シート張工	第11分団 (大迫)
稗貫川	大迫 左	県	堤防断面 花9		500					シート張工	第11分団 (大迫)
稗貫川	大迫 右	県	堤防断面 花10		400					シート張工	第8分団 (大迫)
稗貫川	滝田橋下流 左	県	堤防断面 花11		820					シート張工	第15分団 (石鳥谷)
稗貫川	内川目鉦野 左	県	堤防断面 花12		400					避難誘導	第9分団 (大迫)
稗貫川 計				1,180	9,390						
耳取川	耳取橋 左	県	堤防高 花1		1,000					積土のう工	第14分団 (石鳥谷)

河川名	地区名及び 左右岸の別	管理 区分	評価種別	堤防		工作物工事施行		新堤・破堤 跡・旧川跡 (延長m)	工事施行 陸閘 (箇所)	対策水防 工法名	管轄水防隊
				A(m)	B(m)	A	B				
耳取川	耳取橋 右	県	堤防高 花2	1,000						積土のう工	第14分団 (石鳥谷)
耳取川 計				2,000							
幸田川	松原 左	県	堤防高 無堤 花1	3,000							第4分団 (花巻)
幸田川	松原 右	県	堤防高 無堤 花2	3,000							第4分団 (花巻)
幸田川 計				6,000							
枇杷沢川	本館橋 左	県	堤防高 花1		350					積土のう工	花巻 第5分団
枇杷沢川 計					350						



15 樋管・樋門箇所

(1) 国土交通省管理分

No	河川名	岸別	所在地	樋管の名称、設置の目的
1	北上川	右	石鳥谷町好地	薬師堂川排水樋門
2	北上川	右	石鳥谷町好地	石鳥谷第1排水樋管
3	北上川	右	石鳥谷町好地	石鳥谷第2排水樋管
4	北上川	左	東十二丁目	穂貫田排水樋管
5	北上川	左	東十二丁目	荒屋敷排水樋管
6	北上川	右	桜町	桜町排水樋管
7	北上川	左	高木	高木排水樋管
8	北上川	右	高田	高田排水樋管
9	北上川	右	里川口	里川口排水樋管
10	北上川	右	小舟渡	花巻排水樋門
11	北上川	右	小舟渡	小舟渡排水樋管
12	猿ヶ石川	左	高木	安野第一排水樋管
13	猿ヶ石川	左	高木	安野第二排水樋管
14	猿ヶ石川	左	東和町成島	南成島排水樋管
15	猿ヶ石川	左	東和町落合	落合第一排水樋管
16	猿ヶ石川	左	東和町落合	落合第二排水樋管
17	猿ヶ石川	右	東和町前郷	前郷第一排水樋管
18	猿ヶ石川	右	東和町前郷	前郷第二排水樋管
19	猿ヶ石川	左	東和町町井	晴山第一排水樋管
20	猿ヶ石川	左	東和町町井	晴山第二排水樋管

(2) 本庁(花巻地域)

No	河川名	岸別	所在地	種類	設置目的
1	瀬川	左	小舟渡瀬川	樋門	排水
2	瀬川	右	宮野目似内	樋管	排水
3	豊沢川	右	不動上諏訪	水門	排水
4	豊沢川	左	湯口中根子	樋管	排水
5	豊沢川	右	湯口南中根子	樋門	排水
6	豊沢川	右	太田下坂井	樋門	排水
7	豊沢川	右	太田下川原	樋門	排水
8	豊沢川	右	太田折居	樋管	排水
9	枇杷沢川	左	宮野目似内	樋管	排水
10	枇杷沢川	左	宮野目似内	樋管	排水
11	枇杷沢川	左	宮野目似内	樋管	排水
12	大堰川	左	豊沢南川原	樋管	排水
13	大堰川	左	豊沢南川原	樋管	排水
14	豊沢川	左	桜木町二丁目鉄道上	樋管	排水
15	豊沢川	左	石神鉄道上	樋管	排水
16	後川	左	下小舟渡	樋管	排水
17	後川	左	下小舟渡	樋管	排水
18	後川	右	城内	樋管	排水
19	後川	左	下小舟渡	水門	排水
20	後川	右	城内	樋管	排水
21	後川	右	城内	樋管	排水
22	後川	右	下小舟渡	樋管	排水
23	後川	左	下小舟渡	樋管	排水
24	後川	左	下小舟渡	樋管	排水
25	後川	左	下小舟渡	樋管	排水
26	後川	左	下小舟渡	樋管	排水
27	瀬川	右	天下田上瀬川橋下	樋管	排水
28	瀬川	左	西宮野目上瀬川橋下	樋管	排水

No	河川名	岸別	所在地	種類	設置目的
29	瀬川	左	西宮野目鉄道上	樋門	排水
30	瀬川	右	天下田上瀬川橋上	樋管	排水
31	瀬川	右	天下田蛇谷地橋下	樋管	排水
32	瀬川	左	西宮野目蛇谷地橋上	樋管	排水
33	瀬川	右	天下田天遊橋下	樋管	排水
34	瀬川	右	天下田天遊橋上	樋管	排水
35	瀬川	右	西宮野目天遊橋上	樋管	排水
36	瀬川	左	西宮野目天遊橋上	樋管	排水
37	瀬川	左	西宮野目高速道下	樋管	排水
38	瀬川	右	天下田高速道下	樋管	排水
39	瀬川	左	柵ノ目高速道上	樋管	排水
40	瀬川	左	柵ノ目自転車道橋下	樋管	排水
41	瀬川	左	柵ノ目自転車道橋上	樋管	排水
42	瀬川	左	柵ノ目落合橋下	樋管	排水
43	瀬川	右	柵ノ目自転車道橋上	樋管	排水
44	瀬川	左	柵ノ目落合橋上	樋管	排水
45	瀬川	右	柵ノ目北上橋下	樋管	排水
46	瀬川	右	柵ノ目農協裏	樋管	排水
47	瀬川	右	柵ノ目北上橋上	樋管	排水
48	瀬川	左	柵ノ目乱場橋上	樋管	排水
49	瀬川	右	柵ノ目乱場橋上	樋管	排水
50	瀬川	右	金矢上乱場橋上	樋管	排水
51	瀬川	左	金矢上乱場橋上	樋管	排水
52	瀬川	左	金矢黒板橋下	樋管	排水
53	瀬川	左	金矢黒板橋上	樋管	排水
54	瀬川	左	金矢金谷橋上	樋管	排水
55	瀬川	左	金矢金谷橋上	樋管	排水
56	瀬川	右	金矢金谷橋上	樋管	排水
57	瀬川	右	金矢金谷橋上	樋管	排水
58	瀬川	右	金矢金谷橋上	樋管	排水
59	瀬川	左	宇津野羽山橋下	樋管	排水
60	瀬川	左	宇津野羽山橋下	樋管	排水
61	瀬川	右	宇津野羽山橋下	樋管	排水
62	瀬川	左	宇津野羽山橋上	樋管	排水
63	瀬川	左	宇津野羽山橋上	樋管	排水
64	瀬川	右	宇津野寺坂橋下	樋管	排水
65	瀬川	右	宇津野寺坂橋下	樋管	排水
66	瀬川	左	宇津野寺坂橋下	樋管	排水
67	瀬川	右	上川原上川原橋下	樋管	排水
68	瀬川	左	上川原上川原橋下	樋管	排水
69	瀬川	右	上川原上川原橋上	樋管	排水
70	瀬川	右	上川原上川原橋上	樋管	排水
71	瀬川	右	上川原上川原橋上	樋管	排水
72	瀬川	左	上川原サイフォン下	樋管	排水
73	瀬川	左	上川原サイフォン下	樋管	排水
74	瀬川	左	上川原サイフォン上	樋管	排水
75	瀬川	左	上川原サイフォン上	樋管	排水
76	鍋割川	左	小瀬川合流点上	樋管	排水
77	鍋割川	右	小瀬川前川橋下	樋管	排水
78	鍋割川	右	小瀬川前川橋下	樋管	排水
79	鍋割川	左	小瀬川前川橋上	樋管	排水
80	鍋割川	左	小瀬川前川橋上	樋管	排水
81	鍋割川	左	小瀬川鍋割橋下	樋管	排水

No	河川名	岸別	所在地	種類	設置目的
82	鍋割川	右	小瀬川鍋割橋下	樋管	排水
83	鍋割川	右	小瀬川前川橋上	樋管	排水
84	枇杷沢川	左	浅沢	樋管	排水
85	寒沢川	左	太田折居橋上流	樋管	排水
86	滝沢川	左	北湯口雲南田橋下流	樋管	排水
87	寒沢川	右	太田折居橋上流	樋管	排水
88	滝沢川	左	北湯口滝沢橋下	樋管	排水
89	滝沢川	右	北湯口滝沢橋下	樋管	排水
90	幸田川	左	矢沢胡四王橋上流	樋管	排水
91	幸田川	左	矢沢胡四王橋下流	樋管	排水
92	鍋割川	左	小瀬川	樋管	排水
93	瀬川	右	花巻温泉馬立橋上	樋管	排水
94	瀬の沢川	左	山口山口橋下	樋管	排水
95	三ッ沢川	左	太田第6地割三ッ沢橋下	樋管	排水
96	三ッ沢川	左	太田第6地割三ッ沢橋下	樋管	排水

(3) 大迫総合支所(大迫地域)

No	河川名	岸別	所在地	種類	設置目的
1	稗貫川	右	亀ヶ森	樋管	排水
2	稗貫川	右	大迫の1	樋管	排水
3	稗貫川	右	大迫の2	樋管	排水
4	稗貫川	左	大迫の3	樋管	排水
5	稗貫川	左	大迫の4	樋管	排水
6	稗貫川	左	大迫の5	樋管	排水
7	稗貫川	左	大迫の6	樋管	排水
8	中居川	右	町裏の1	樋管	排水
9	中居川	右	いろは橋下	樋管	排水
10	中居川	左	いろは橋上1	樋管	排水
11	中居川	左	いろは橋上2	樋管	排水
12	中居川	右	いろは橋上3	樋管	排水
13	中居川	右	町裏の2蟹沢坊橋下	樋門	排水
14	中居川	右	町裏の3蟹沢坊橋上	樋管	排水
15	中居川	右	町裏の4蟹沢坊橋上	樋管	排水
16	中居川	右	町裏の5蟹沢坊橋上	樋管	排水
17	中居川	右	町裏の6蟹沢坊橋上	樋管	排水
18	中居川	右	町裏の7柿の木橋下	樋管	排水
19	中居川	右	町裏の8柿の木橋下	樋管	排水
20	中居川	右	町裏	樋管	排水
21	中居川	右	町裏	樋管	排水
22	稗貫川	右	亀ヶ森	樋門	排水
23	稗貫川	右	亀ヶ森	樋管	排水
24	中居川	左	堅岩荒巻橋下	樋管	排水
25	中居川	左	堅岩荒巻橋上	樋管	排水
26	中居川	右	堅岩荒巻橋上	樋管	排水

(4) 石鳥谷総合支所(石鳥谷地域)

No	河川名	岸別	所在地	種類	設置目的
1	葛丸川	左	北寺林	樋管	排水
2	葛丸川	左	北寺林	樋管	排水
3	葛丸川	左	北寺林	樋管	排水
4	葛丸川	右	北寺林	樋門	排水
5	葛丸川	右	中寺林	樋管	排水
6	葛丸川	左	中寺林	樋門	排水
7	葛丸川	右	中寺林	樋管	排水
8	稗貫川	右	十日市橋上	樋門	排水

No	河川名	岸別	所在地	種類	設置目的
9	稗貫川	右	大明神	樋管	排水
10	稗貫川	左	八重畑南滝田	樋管	排水
11	耳取川	左	西中島	樋管	排水
12	耳取川	右	西中島	樋管	排水
13	耳取川	右	西中島	樋管	排水
14	薬師堂川	左	好地鉄道橋下	樋管	排水
15	耳取川	右	西中島	樋管	排水
16	耳取川	右	西中島	樋管	排水
17	耳取川	左	南寺林	樋管	排水
18	耳取川	右	南寺林	樋管	排水
19	耳取川	左	南寺林	樋管	排水
20	耳取川	右	南寺林	樋管	排水
21	耳取川	左	南寺林	樋管	排水
22		左	南寺林	樋管	排水
23	耳取川	右	申寺林松林寺橋下	樋管	排水
24	耳取川	左	中寺林松林寺橋下	樋管	排水
25	滝沢川	右	江曾滝沢橋上	樋管	排水
26	滝沢川	右	南寺林	樋管	排水
27	薬師堂川	左	好地	樋管	排水
28	薬師堂川	右	好地	樋管	排水
29	薬師堂川	左	好地	樋管	排水
30	添市川	右	増沢	樋門	排水
31	滝沢川	右	江曾	樋管	排水
32	滝沢川	右	南寺林柳道橋上	樋管	排水
33	薬師堂川	左	好地協和橋上	樋管	排水
34	上口川	左	好地	樋管	排水
35	上口川	右	好地	樋管	排水
36	耳取川	左	長谷堂	樋管	排水
37	耳取川	右	長谷堂	樋管	排水
38	耳取川	左	長谷堂	樋管	排水
39	滝沢川	左	江曾滝沢橋下	樋管	排水
40	滝沢川	左	江曾滝沢橋下	樋管	排水
41	上口川	左	好地東橋上	樋管	排水
42	上口川	左	好地東橋上	樋管	排水
43	滝沢川	左	南寺林鉄道上	樋門	排水
44	耳取川	左	大興寺	樋管	排水
45	耳取川	右	大興寺	樋管	排水
46	耳取川	左	大興寺	樋管	排水
47	耳取川	右	大興寺	樋管	排水
48	上口川	左	好地	樋管	排水
49	上口川	右	好地	樋管	排水
50	滝沢川	左	江曾柳橋上	樋管	排水
51	滝沢川	右	江曾柳橋上	樋管	排水
52	滝沢川	左	江曾柳橋上	樋管	排水
53	耳取川	左	光林寺	樋管	排水
54	薬師堂川	左	好地新橋下	樋管	排水
55	薬師堂川	右	好地新橋下	樋管	排水
56	薬師堂川	右	好地新橋下	樋管	排水
57	耳取川	左	長谷堂田中橋下	樋管	排水
58	耳取川	右	松林寺下河原橋下	樋管	排水
59	耳取川	左	大興寺上流の橋上	樋管	排水
60	耳取川	左	大興寺上流の橋下	樋管	排水
61	耳取川	左	大興寺米斗利沢橋下	樋管	排水

No	河川名	岸別	所在地	種類	設置目的
62	耳取川	左	大興寺山屋橋上	樋管	排水
63	耳取川	左	松林寺松林寺橋上	樋管	排水
64	耳取川	右	松林寺松林寺橋上	樋管	排水
65	耳取川	右	松林寺桜田橋上	樋管	排水
66	耳取川	右	松林寺桜田橋上	樋管	排水
67	耳取川	左	松林寺松林橋下	樋管	排水
68	耳取川	左	松林寺松林橋下	樋管	排水
69	耳取川	右	中寺林中寺橋上	樋管	排水
70	耳取川	右	中寺林中寺橋上	樋管	排水
71	耳取川	右	中寺林中寺橋上	樋管	排水
72	耳取川	左	中寺林中寺橋上	樋管	排水
73	耳取川	左	中寺林中寺橋上	樋管	排水
74	耳取川	右	中寺林中寺橋上	樋管	排水
75	耳取川	右	中寺林中寺橋下	樋管	排水
76	耳取川	左	中寺林中寺橋下	樋管	排水
77	耳取川	右	中寺林上人橋上	樋管	排水
78	耳取川	右	中寺林上人橋上	樋管	排水
79	耳取川	左	中寺林上人橋上	樋管	排水
80	耳取川	左	中寺林上人橋上	樋管	排水
81	耳取川	左	中寺林上人橋上	樋管	排水
82	耳取川	左	中寺林上人橋下	樋管	排水
83	耳取川	左	中寺林上人橋下	樋管	排水
84	耳取川	左	中寺林上人橋下	樋管	排水
85	耳取川	左	中寺林来久保橋上	樋管	排水
86	耳取川	左	中寺林来久保橋上	樋管	排水
87	耳取川	左	南寺林鉄道上	樋管	排水
88	耳取川	右	南寺林鉄道上	樋管	排水
89	耳取川	右	南寺林来久保橋上	樋管	排水
90	耳取川	右	南寺林来久保橋上	樋管	排水
91	耳取川	右	南寺林来久保橋上	樋管	排水
92	耳取川	右	南寺林上人橋下	樋管	排水
93	耳取川	右	南寺林上人橋下	樋管	排水
94	耳取川	右	南寺林上人橋下	樋管	排水
95	滝沢川	右	江曾よもぎだ橋上	樋管	排水
96	滝沢川	右	江曾よもぎだ橋下	樋管	排水
97	滝沢川	左	江曾よもぎだ橋上	樋管	排水
98	滝沢川	右	江曾滝沢橋下	樋管	排水
99	滝沢川	左	南寺林二ツ森橋上	樋管	排水
100	滝沢川	右	南寺林二ツ森橋上	樋管	排水
101	滝沢川	左	南寺林二ツ森橋上	樋管	排水
102	滝沢川	右	南寺林向野橋下	樋管	排水
103	滝沢川	左	南寺林農道橋下	樋管	排水
104	滝沢川	左	南寺林農道橋上	樋管	排水
105	滝沢川	左	南寺林二ツ森橋下	樋管	排水
106	滝沢川	右	南寺林農道橋下	樋管	排水
107	滝沢川	右	南寺林二ツ森橋下	樋管	排水
108	薬師堂川	左	好地新橋上	樋管	排水
109	薬師堂川	右	好地新橋上	樋管	排水
110	薬師堂川	右	好地新橋上	樋管	排水
111	薬師堂川	左	好地新橋上	樋管	排水
112	添市川	右	五大堂の1	樋管	排水
113	添市川	左	五大堂の2	樋管	排水
114	葛丸川	右	富沢の1	樋管	排水

No	河川名	岸別	所在地	種類	設置目的
115	薬師堂川	右	好地薬師堂橋上	樋管	排水
116	薬師堂川	左	好地薬師堂橋上	樋管	排水
117	薬師堂川	右	好地薬師堂橋上	樋管	排水
118	薬師堂川	左	好地薬師堂川水門上	樋管	排水
119	薬師堂川	左	好地鉄道橋上	樋管	排水
120	薬師堂川	右	好地鉄道橋上	樋管	排水
121	石沢川	右	好地鉄道橋上	樋門	排水
122	添市川	右	五大堂の3	樋管	排水
123	葛丸川	左	八幡梶川橋下	樋管	排水
124	葛丸川	左	富沢の2大瀬川橋下	樋管	排水
125	石沢川	左	好地熊野神社前	樋管	排水
126	添市川	左	長沢第2長沢橋上	樋管	排水
127	添市川	左	長沢長沢橋下	樋管	排水
128	稗貫川	左	関口	樋管	排水
129	葛丸川	左	八幡	樋管	排水
130	添市川	右	八幡	樋門	排水
131	添市川	右	長沢長沢橋上	樋管	排水
132	添市川	右	長沢長沢橋上	樋管	排水
133	稗貫川	左	南滝田戸塚橋上	樋管	排水

(5) 東和総合支所(東和地域)

No	河川名	岸別	所在地	種類	設置目的
1	鳴沢川	右	小山田	樋管	排水
2	鳴沢川	左	小山田	樋管	排水
3	添市川	右	小山田軽井沢橋上	樋門	排水
4	添市川	右	小山田軽井沢橋上	樋管	排水
5	添市川	右	小山田軽井沢橋上	樋管	排水
6	添市川	左	小山田軽井沢橋上	樋管	排水
7	添市川	右	小山田軽井沢橋上	樋管	排水
8	添市川	左	小山田新大橋下	樋管	排水
9	添市川	右	小山田鹿子林橋上	樋管	排水
10	添市川	右	小山田鹿子林橋上	樋管	排水
11	添市川	左	小山田鹿子林橋上	樋管	排水
12	添市川	左	小山田鹿子林橋上	樋管	排水
13	添市川	右	小山田鹿子林橋上	樋管	排水
14	添市川	左	小山田鹿子林橋上	樋管	排水
15	添市川	左	小山田鹿子林橋上	樋管	排水
16	添市川	右	小山田鹿子林橋上	樋管	排水
17	添市川	右	小山田	樋管	排水
18	添市川	左	小山田	樋管	排水
19	添市川	左	小山田	樋管	排水
20	添市川	右	小山田	樋管	排水
21	添市川	左	鹿子林	樋管	排水
22	添市川	右	小山田橋上	樋門	排水
23	添市川	左	小山田橋上	樋門	排水
24	毒沢川	右	落合明戸橋下	樋管	排水
25	毒沢川	右	落合田光橋上	樋管	排水
26	毒沢川	左	落合田光橋上	樋管	排水
27	毒沢川	右	落合田光橋上	樋管	排水
28	毒沢川	左	落合山の神社前	樋管	排水
29	毒沢川	右	落合田光橋下	樋管	排水
30	添市川	左	前田四反田橋上	樋管	排水
31	添市川	右	前田四反田橋上	樋管	排水
32	添市川	左	中川目金沢橋上	樋管	排水

No	河川名	岸別	所在地	種類	設置目的
33	添市川	右	中川目太田橋上	樋管	排水
34	添市川	左	中川目太田橋下	樋門	排水
35	添市川	右	中川目荒巻橋上	樋管	排水
36	添市川	左	中川目荒巻橋上	樋管	排水
37	添市川	右	中川目荒巻橋上	樋管	排水
38	添市川	右	道田角橋上	樋管	排水
39	添市川	左	道田野田前橋下	樋門	排水
40	添市川	左	道田野田前橋上	樋管	排水
41	毒沢川	左	落合明戸橋下	樋管	排水
42	毒沢川	右	毒沢毒沢橋下	樋管	排水
43	毒沢川	右	毒沢胡桃沢橋上	樋管	排水
44	毒沢川	右	毒沢胡桃沢橋上	樋管	排水
45	毒沢川	右	胡桃沢橋上	樋管	排水
46	毒沢川	右	海老田橋	樋管	排水
47	毒沢川	右	海老田橋上	樋管	排水
48	毒沢川	右	出花橋下	樋管	排水
49	毒沢川	左	出花橋上	樋管	排水
50	毒沢川	右	橋本橋上	樋管	排水
51	毒沢川	左	橋本橋上	樋管	排水
52	毒沢川	右	橋本橋上	樋管	排水
53	添市川	左	絹川新橋下	樋管	排水
54	添市川	左	軽井沢橋上	樋管	排水
55	添市川	右	前田八幡前1号橋上	樋管	排水
56	添市川	左	前田小山田橋直下	樋管	排水
57	添市川	左	前田小山田橋上	樋管	排水
58	添市川	左	前田小山田橋上	樋管	排水
59	添市川	左	前田荒巻橋上	樋管	排水

16 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	危険箇所	箇所番号	危険箇所名	人家 (戸)	公共的建物 種類	数	基礎 調査 実施 年度	警戒区域 指定告示日	特別 警戒 区域 指定	摘要 ※要配慮者利用施設	
1	自然	I	122A0060	天下田	-	-	平21	H26.7.4	有		
2	自然	I	122A0061	浅沢	30	-	平30	R2.5.29	有		
3	自然	I	122A0059	下幅	7	-	平23	H27.3.31	有		
4	自然	I	122A0054	愛宕町(1)	23	-	平23	H27.3.31	有		
5	自然	I	122A0055	愛宕町(2)	11	-	平23	H27.3.31	有		
6	自然	I	122A0053	坂本町	8	まなび学園	1	平23	H27.3.31	有	※まなび学園
7	人工	I	122D0019	末広町	5	-	平23	H27.3.31	有		
8	人工	I	122D0021	吹張町	1	-	平23	H27.3.31	有		
9	人工	I	122D0020	花城町1	5	旅館	1	平23	H27.3.31	有	
10	人工	I	122D0025	花城町2	1	小学校	1	平23	H27.3.31	有	※花巻小学校
11	人工	I	123D0024	城内	9	-	平23	H27.3.31	有		
12	自然	II	122B0058	仲町	6	体育館	1	平23	H27.3.31	有	市民体育館
13	人工	I	122D0017	鍛冶町	8	-	平23	H27.3.31	有		
14	人工	I	122D0018	藤沢町	13	-	平23	H27.3.31	有		
15	自然	I	122A0056	石神(1)	10	-	平23	H27.3.31	有		
16	自然	I	122A0057	石神(2)	6	-	平23	H27.3.31	有		
17	人工	I	123D0026	桜町	8	-	平23	H27.3.31	有		
18	自然	I	123A0063	南城	-	小学校	1	平23	H27.3.31	有	※南城小学校
19	自然	I	123A0062	十二丁目	-	-	平23	H27.3.31	有		
20	自然	II	109B2001	前野	2	-	平22	H26.7.4	有		
21	自然	II	109B2002	前野-1	1	-	平22	H26.7.4	有		
22	自然	II	109B2003	前野-2	1	-	平22	H26.7.4	有		
23	自然	II	109B2004	西鉛	-	-	平22	H26.7.4	有		
24	自然	I	109A0072	鉛(1)	4	-	平22	H26.7.4	有		
25	自然	II	109B0074	鉛(3)	-	旅館	1	平22	H26.7.4	有	
26	自然	I	109A2001	中平	6	-	平22	H26.7.4	有		
27	自然	III	109C2001	中平-1	-	-	平22	H27.3.31	有		
28	自然	III	110C1001	中平-2	-	-	平22	H26.7.4	有		
29	自然	II	110B1001	中野	1	-	平22	H26.7.4	有		
30	自然	II	110B1002	中野-1	-	-	平22	H27.3.31	有		
31	自然	II	110B1003	前田	1	-	平23	H27.3.31	有		
32	自然	II	110B1004	前田-1	-	-	平23	H27.3.31	有		
33	自然	II	110B1005	前田-2	1	-	平23	H27.3.31	有		
34	自然	II	110B0071	上の山	1	-	平23	H27.3.31	無		
35	自然	II	110B1006	牛角	-	-	平23	H27.3.31	有		
36	自然	II	110B1007	牛角-1	-	-	平23	H27.3.31	有		
37	自然	II	110B1008	牛角-2	1	-	平23	H27.3.31	有		
38	自然	III	110C1002	大久保	-	-	平22	H26.7.4	有		
39	自然	III	110C1003	大久保-1	-	-	平22	H26.7.4	有		
40	自然	III	110C1004	大久保-2	-	-	平23	H27.3.31	有		
41	自然	I	122A0064	洗沢(1)	-	旅館	1	平19	H21.4.24	有	
42	自然	III	122C1001	洗沢(2)	-	-	平19	H21.4.24	有		
43	自然	I	110A1001	志戸平1	-	寮	1	平17	H19.1.30	有	
44	自然	II	110B1010	志戸平-2	1	-	平17	H19.1.30	有		
45	自然	II	110B1011	志戸平-3	-	-	平19	H21.4.24	有		
46	自然	III	110C1008	金矢-2	-	-	平21	H26.7.4	有		
47	自然	I	122A0067	志戸平(1)	5	寮	1	平17	H19.1.30	有	
48	自然	III	110C1005	日蔭坂	-	-	平23	H27.3.31	有		
49	自然	III	110C1006	日蔭坂-1	-	-	平23	H27.3.31	有		
50	自然	I	110A0069	大沢(1)	6	旅館・診療所	2	平23	H27.3.31	有	



番号	危険箇所	箇所番号	危険箇所名	人家 (戸)	公 共 的 建 物 種 類	数	基礎 調査 実施 年度	警戒区域 指定告示日	特別 警戒 区域 指定	摘 要 ※要配慮者利用施設
51	自然	I	110A0070 大沢(2)	-		-	平23	H27.3.31	無	
52	自然	II	110B1009 大沢-2	2		-	平23	H27.3.31	有	
53	自然	I	110A0768 渡り温泉	1	旅館	1	平18	H21.4.24	有	
54	自然	III	110C1007 佐野-1	1		-	平19	H21.4.24	有	
55	自然	I	122A1001 観音山	-		-	平23	H27.3.31	有	
56	自然	III	122C1004 山居	-		-	平24	H27.8.7	有	
57	自然	I	110A0077 台山	2		-	平21	H26.7.4	有	
58	自然	I	110A0076 台川	1	旅館	1	平18	H23.1.7	有	
59	自然	I	110A0078 湯本	-		-	平20	H23.1.7	有	
60	自然	I	110A1009 湯本-1	3		-	平18	H26.7.4	有	
61	自然	I	110A0769 萱中(1)	-	病院	1	平20	H23.1.7	有	※イーハトーブ病院
62	人工	I	110D0028 宿	-	病院	1	平20	H23.1.7	有	※イーハトーブ病院
63	自然	I	110A0075 松山寺	10		-	平20	H23.1.7	有	
64	自然	I	110A1003 台-1	1		-	平22	H26.7.4	有	
65	自然	I	110A1004 台-2	1	旅館	2	平18	H26.7.4	有	
66	自然	I	110A1005 台-3	-	旅館	1	平22	H26.7.4	有	
67	自然	I	110A1006 台-4	2	公民館	1	平18	H26.7.4	有	
68	自然	I	110A1007 台-5	5		-	平18	H23.1.7	有	
69	自然	II	110B1012 台-6	-		-	平20	H23.1.7	有	(石黒農場付近)
70	自然	II	110B1013 台-7	1		-	平22	H26.7.4	有	
71	自然	II	110B1014 台-8	3		-	平18	H23.1.7	有	
72	自然	II	110B1015 台-9	1		-	平20	H23.1.7	有	
73	自然	II	110B1016 台-10	2		-	平20	H23.1.7	有	
74	人工	III	110F0029 台-11	-		-	平22	H26.7.4	有	
75	自然	I	110A1008 台-12	5		-	平18	H26.7.4	有	
76	人工	I	110D0031 台-14	12	旅館	8	平22	H26.7.4	有	
77	人工	I	110D0032 台-15	-	旅館	4	平22	H26.7.4	有	
78	人工	I	110D0030 台-13	3	旅館	5	平22	H26.7.4	有	
79	自然	II	110B1019 金矢	1		-	平21	H26.7.4	有	
80	自然	II	110B1020 金矢-1	2		-	平21	H26.7.4	有	
81	自然	II	110B1021 小瀬川	1		-	平21	H26.7.4	有	
82	自然	II	110B1022 小瀬川-1	1		-	平21	H26.7.4	有	
83	自然	II	110B1023 小瀬川-2	1		-	平21	H26.7.4	有	
84	自然	II	123B1004 槻ノ木	1		-	平24	H27.8.7	有	
85	自然	III	123C1001 矢沢	-		-	平24	H27.8.7	有	
86	自然	II	123B1005 高松	1		-	平24	H27.8.7	有	
87	自然	II	123B1006 高松-1	1		-	平24	H27.8.7	有	
88	自然	II	123B1007 高松-2	2		-	平24	H27.8.7	有	
89	自然	II	123B1003 高木	-		-	平24	H27.8.7	有	
90	自然	III	123C1002 高木-1	-	小学校	1	平24	H27.8.7	有	※矢沢小学校
91	自然	I	123A1001 下似内	-		-	平23	H27.3.31	無	
92	自然	II	123B1001 下似内-1	2		-	平23	H27.3.31	無	
93	自然	II	123B1002 下似内-2	-		-	平23	H27.3.31	無	
94	自然	II	122B1001 山口	-		-	平24	H27.8.7	有	
95	自然	III	122C1003 山口-1	-		-	平24	H27.8.7	有	
96	自然	III	122C1002 太田	1		-	平24	H27.8.7	有	
97	自然	II	121B2001 尻平川	-		-	平24	H27.8.7	有	
98	自然	I	112A0085 上町	12	警察、公民館	2	平24	H27.8.7	有	
99	自然	II	112B2004 上町-1	-	福祉作業所、公民館	2	平24	H27.8.7	有	※福祉作業所70号
100	自然	II	112B2005 上町-2	1		-	平24	H27.8.7	有	
101	人工	I	112D0033 大迫中学校	1		-	平24	H27.8.7	有	
102	自然	I	112A0084 寺小路	19	郵便局	1	平24	H27.8.7	有	

番号	危険箇所	箇所番号	危険箇所名	人家 公 共 の 建 物		基礎調査実施年度	警戒区域指定告示日	特別警戒区域指定	摘 要 ※要配慮者利用施設	
				(戸)	種 類					
103	自然	I	112A0086	稲荷町	8	-	平24	H27.8.7	有	
104	自然	I	112A2002	川原町	3	-	平24	H27.8.7	有	
105	自然	I	112A0082	下町	8	-	平24	H27.8.7	有	
106	自然	I	112A0770	大迫	14	-	平24	H27.8.7	有	
107	自然	II	112B2003	葡萄沢	2	-	平23	H27.8.7	有	
108	自然	II	112B2012	八木沢 -1 -2	2	-	平26	H29.8.29	有	
109	自然	II	112B2015	樺山	2	-	平25	H29.8.29	有	
110	自然	II	112B2016	樺山-1	-	-	平25	H29.8.29	有	
111	自然	II	112B2017	樺山-2 -1 -2	1	-	平26	H29.8.29	有	
112	自然	II	112B2018	樺山-3	1	-	平27	H29.8.29	有	
113	自然	II	112B2014	小付内	-	-	平25	H29.8.29	有	
114	自然	II	100B2006	黒沢	1	-	平27	H30.12.21	有	
115	自然	II	100B2007	黒沢-1	1	-	平27	H30.12.21	有	
116	自然	II	100B2008	山和野	1	-	平26	H30.12.21	有	
117	自然	II	112B2013	立石	3	-	平24	H27.8.7	有	
118	自然	II	100B2005	折壁	2	-	平27	H29.8.29	有	
119	自然	II	100B2002	猫底	1	-	平27	H29.8.29	有	
120	自然	II	100B2001	名目入	2	-	平27	H29.8.29	有	
121	自然	II	100B2003	名目入-1	1	-	平27	H29.8.29	有	
122	自然	II	100B2004	久出内	2	-	平27	H29.8.29	有	
123	自然	II	101B3001	武士ノ沢	-	-	平27	H29.8.29	有	
124	自然	II	100B2010	古川	1	-	平28	H30.12.21	有	
125	自然	II	113B1001	黒森	1	-	平28	H30.12.21	有	
126	自然	II	101B0091	中乙	-	-	平28	H30.12.21	有	
127	自然	II	101B3002	鳥谷	-	-	平28	H30.12.21	有	
128	自然	II	100B2009	樋ノ口	-	-	平28	H30.12.21	有	
129	自然	II	112B2009	舛沢 -1 -2	1	-	平26	H29.8.29	有	
130	自然	II	112B2010	舛沢-1	1	-	平26	H29.8.29	有	
131	自然	II	112B2011	舛沢-2	-	-	平26	H29.8.29	有	
132	自然	II	112B2019	下中居	3	-	-	-	-	
133	自然	II	112B2020	高洞-1	1	-	平25	H29.8.29	有	
134	自然	II	112B2021	旭の又	5	-	平25	H29.8.29	有	
135	自然	II	112B2022	旭の又-1	-	-	平25	H29.8.29	有	
136	自然	II	112B2023	旭の又-2	2	-	平25	H29.8.29	有	
137	自然	II	112B2024	栃沢	1	-	平24	H27.8.7	有	
138	自然	II	112B2025	栃沢-1	2	-	平25	H29.8.29	有	
139	自然	II	112B2026	硯石	3	-	平24	H27.8.7	有	
140	自然	II	112B2027	桂	-	-	平27	H29.8.29	有	
141	自然	II	112B2028	沢崎	-	-	平25	H29.8.29	有	
142	自然	II	112B2029	沢崎-1	4	-	平24	H27.8.7	有	
143	自然	II	112B2030	桜田	-	-	平25	H29.8.29	有	
144	自然	II	112B2031	狄川	-	-	平25	H29.8.29	有	
145	自然	II	112B2032 112N0001	狄川-1 狄川-2	1	-	平25	H29.8.29	有	
146	自然	II	113B1002	小倉掛	1	-	-	-	-	
147	自然	II	124B1001	落合	1	-	平25	H29.8.29	有	
148	自然	II	124B1002	長崎	1	-	平25	H29.8.29	有	
149	自然	II	124B1003	長崎-1	1	-	平25	H29.8.29	有	
150	自然	II	124B1004	長崎-2	-	-	平25	H29.8.29	有	
151	自然	II	124B1005	長崎-3	-	-	平25	H29.8.29	有	
152	自然	I	112A0087	外川目小学校	5	公民館、公共建物	2	平23	H27.8.7	有
153	自然	II	112B0088	田中	2	公民館、屯所	2	平24	H27.8.7	有

番号	危険箇所	箇所番号	危険箇所名	人家 (戸)	公共的建物 種類	建物 数	基礎 調査 実施 年度	警戒区域 指定告示日	特別 警戒 区域 指定	摘 要 ※要配慮者利用施設
154	自然	I	112A0090 高洞	4	公民館	1	平23	H27.8.7	有	
155	自然	I	112A0081 岩の目	3		-	平23	H27.8.7	有	
156	自然	II	112B2001 塚根	7		-	平23	H27.8.7	有	
157	自然	II	111B1001 羽黒堂	2		-	平26	H29.3.24	有	
158	自然	II	112B2006 川原田	1		-				
159	自然	II	112B2007 大林	1		-				
160	自然	II	112B2008 鶴尾	1		-				
161	自然	I	112A2001 本宿	4		-	平23	H27.8.7	有	
162	自然	II	112B2002 本宿-1	7		-	平23	H27.8.7	有	
163	自然	I	111A0079 上和町	10		-	平28	H30.12.21	有	
164	自然	III	111C1001 五大堂	-		-				
165	自然	II	111B1002 北小山田	1		-	平29	H31.4.19	有	
166	自然	III	111C1002 北小山田-1	-		-				
167	自然	III	111C1003 北小山田-2	-		-				
168	自然	II	123B1009 安俵	1		-	平29	H31.4.19	有	
169	自然	I	123A0093 根岸-1	8		-	平29	H31.4.19	有	
170	自然	II	123B1010 北成島	1		-	平28	H30.12.21	有	
171	自然	II	123B1011 北成島-1	-		-	平28	H30.12.21	有	
172	自然	II	123B1012 北成島-2	1		-	平28	H30.12.21	有	
173	自然	II	123B1013 北成島-3	3		-	平28	H30.12.21	有	
174	自然	III	123C1005 北成島-4	-		-	平30	R2.5.29	有	
175	自然	II	123B1008 北川目	1		-	平29	H31.4.19	有	
176	自然	III	123C1004 北川目-1	-		-	平29	H31.4.19	有	
177	自然	II	123B1014 南成島	2		-	平28	H30.12.21	有	
178	自然	II	123B1015 南成島-1	1		-	平28	H30.12.21	有	
179	自然	II	123B1016 南成島-2	2		-	平28	H30.12.21	有	
180	自然	II	123B1021 南成島-3	2		-	平28	H30.12.21	有	
181	自然	III	123C1006 南成島-4	-		-	平30	R2.5.29	有	
182	自然	III	123C1007 南成島-5	-		-	平30	R2.5.29	有	
183	自然	III	123C1008 南成島-6	-		-	平30	R2.5.29	有	
184	自然	III	123C1009 南成島-7	-		-				
185	自然	II	123B1017 小通	2		-	平28	H30.12.21	有	
186	自然	II	123B1018 小通-1	1		-	平28	H30.12.21	有	
187	自然	II	123B1019 小通-2	1		-	平28	H30.12.21	有	
188	自然	II	123B1020 小通-3	-		-	平28	H30.12.21	有	
189	自然	III	123C1003 小通-4	-		-				
190	自然	II	123B1022 中内	-		-	平29	H31.4.19	有	
191	自然	II	123B1023 中内-1	-		-	平29	H31.4.19	有	
192	自然	II	123B1024 中内-2	1		-	平29	H31.4.19	有	
193	自然	II	123B1025 中内-3	1		-	平29	H31.4.19	有	
194	自然	II	123B1026 中内-4	1		-	平29	H31.4.19	有	
195	自然	II	123B1027 中内-5	1		-	平29	H31.4.19	有	
196	自然	II	123B1028 中内-6	1		-	平29	H31.4.19	有	
197	自然	II	123B1029 中内-7	-		-	平29	H31.4.19	有	
198	自然	II	123B1030 中内-8	-		-	平29	H31.4.19	有	
199	自然	II	134B2005 下浮田	-		-	平28	H30.12.21	有	
200	自然	II	134B2006 下浮田-1	-		-	平28	H30.12.21	有	
201	自然	II	134B2001 宮田	1		-	平28	H30.12.21	有	
202	自然	II	134B2002 上浮田	1		-	平28	H30.12.21	有	
203	自然	II	134B2003 上浮田-1	1		-	平28	H30.12.21	有	
204	自然	II	134B2004 上浮田-2	1		-	平28	H30.12.21	有	
205	自然	II	134B2007 上浮田-3	1		-	平29	H31.4.19	有	

番号	危険箇所		危険箇所名	人家 公共的建物			基礎調査実施年度	警戒区域指定告示日	特別警戒区域指定	摘要 <small>※要配慮者利用施設</small>
	箇所番号			(戸)	種類	数				
206	自然	Ⅱ	124B1006	東晴山	2		-	平28	R2.5.29	有
207	自然	Ⅱ	124B1007	東晴山-1	2		-	平28	R2.5.29	有
208	自然	Ⅱ	124B1008	谷内	1		-	平28	R2.5.29	有
209	自然	Ⅱ	124B1009	谷内-1	1		-	平28	H30.12.21	有
210	自然	Ⅱ	124B1010	谷内-2	1		-	平28	H30.12.21	有
211	自然	Ⅱ	135B1001	倉沢	1		-	平28	H30.12.21	有
212	自然	Ⅱ	124B1011	田瀬	1		-	平28	H30.12.21	有
213	自然	I	124A1001	田瀬-1	1	公共建物	1	平28	H30.12.21	有

17 土石流危険渓流箇所

番号	危険 渓流	渓流番号	河 川 名			流域 面積 (km <sup>2</sup> )	溪流長 (km)	平均溪流 床勾配 (度)	人家 戸数 (戸)	人口 (人)	耕地 面積 (ha)	基礎 調査 実施 年度	警 戒 区 域 指 定 日 告 示 日	特別 警戒 区域 指定	摘要 ※要 配慮 者利 用設
			河川名	溪 流 名	溪流所在地										
1	II	B109101	豊沢川	館の沢	館	0.10	0.39	18	1	3	-	平22	平26.7.4	有	
2	II	B109103	豊沢川	前野の沢	前野	0.79	0.95	5	4	12	0.74	平22	平26.7.4	有	
3	I	A109001	豊沢川	鉛の沢	鉛	0.23	0.61	14	1	3	-	平23	平27.3.31	無	
4	I	A109002	豊沢川	中の平沢	中の平	0.53	0.67	15	25	52	1.20	平22	平26.7.4	有	
5	III	J109102	豊沢川	下野の沢	下野	0.22	0.85	15	-	-	-	平22	平26.7.4	有	
6	II	B109102	豊沢川	西鉛の沢	西鉛	0.07	0.24	23	1	3	-	平22	平27.3.31	有	
7	III	J109101	豊沢川	西鉛の沢2	西鉛	0.08	-	18	-	-	-	平22	平26.7.4	有	
8	III	J110107	豊沢川	野口の沢	野口	0.19	0.45	16	-	-	-	平23	平27.3.31	有	
9	I	A110010	豊沢川	中野(花巻)の沢	中野(花巻)	0.34	0.87	11	7	21	0.18	平23	平27.3.31	有	
10	III	J110108	豊沢川	中野(花巻)の沢2	中野(花巻)	0.04	0.15	11	-	-	-	平23	平27.3.31	有	
11	I	A110011	豊沢川	前田の沢	前田	0.04	0.30	16	11	34	3.05	平23	平27.3.31	無	
12	II	B110103	豊沢川	前田の沢2	前田	0.08	0.40	9	4	12	-	平23	平27.3.31	有	
13	III	J122102	豊沢川	洗沢の沢	洗沢	0.17	0.45	11	-	-	-	平19	平21.4.24	有	
14	III	J122101	豊沢川	洗沢の沢2	洗沢	0.03	0.15	8	-	-	-	平23	平27.3.31	有	
15	I	A110013	豊沢川	志戸平の沢	志戸平	0.15	0.24	20	14	43	0.36	平19	平21.4.24	有	
16	II	B110012	豊沢川	日蔭坂の沢	日蔭坂	0.16	0.39	15	2	6	0.95	平23	平27.3.31	無	
17	II	B110106	豊沢川	坂の上の沢	坂の上	0.13	0.53	9	3	9	0.37	平23	平27.3.31	有	
18	II	B110104	豊沢川	水上の沢	水上	0.05	0.35	8	2	6	0.34	平23	平27.3.31	有	
19	II	B110105	豊沢川	水上の沢2	水上	0.07	0.40	9	2	6	0.13	平23	平27.3.31	有	
20	I	A110103	豊沢川	佐野の沢	佐野	0.34	0.40	18	7	15	-	平18	平21.4.24	有	
21	II	B110107	豊沢川	佐野の沢2	佐野	0.05	0.10	17	2	6	0.22	平19	平21.4.24	有	
22	III	J110109	豊沢川	佐野の沢3	佐野	0.03	0.32	14	-	-	-	平19	平21.4.24	有	
23	I	A122001	豊沢川	松原の沢	松原	0.42	0.76	8	7	21	1.94	平19	平21.4.24	有	※大谷 庄
24	II	B122101	豊沢川	根岸の沢	根岸	0.05	0.25	18	2	6	1.20	平23	平27.3.31	有	
25	I	A122003	豊沢川	高円万寺の沢	高円万寺	0.35	0.55	6	2	6	-	平23	平27.3.31	無	
26	III	J110106	鍋割川	鍋倉の沢	鍋倉	0.08	0.41	14	-	-	-	平24			
27	II	B110102	瀬川	北湯口の沢3	北湯口	0.05	0.15	15	1	-	-	平21	平26.7.4	有	
28	III	J110101	瀬川	北湯口の沢	北湯口	0.23	1.05	10	-	-	-	平21	平26.7.4	有	
29	III	J110102	瀬川	北湯口の沢2	北湯口	0.11	0.55	11	-	-	-	平21	平26.7.4	有	
30	I	A110006	瀬川	花巻温泉の沢	花巻温泉	0.05	0.29	13	-	-	-	平20	平23.1.7	有	※花巻 温泉 隣
31	I	A110101	瀬川	台の沢2	台	0.20	0.48	11	-	-	-	平22	平26.7.4	有	
32	I	A110009	瀬川	湯本の沢	湯本	0.14	0.25	27	27	77	-	平18	平23.1.7	有	
33	III	J110105	瀬川	湯本の沢2	湯本	0.06	0.24	16	-	-	-	平21	平26.7.4	有	
34	III	J110103	瀬川	湯本の沢3	湯本	0.27	0.62	15	-	-	-	平21	平26.7.4	有	
35	III	J110104	瀬川	湯本の沢4	湯本	0.81	1.05	9	-	-	-	平20	平23.1.7	有	(石黒 農場付 近)
36	I	A110001	瀬川	台温泉の沢	台温泉	0.13	0.33	24	9	28	-	平22	平26.7.4	無	
37	I	A110002	瀬川	台温泉の沢2	台温泉	0.83	0.98	14	9	28	-	平22	平26.7.4	有	
38	I	A110003	瀬川	台温泉の沢3	台温泉	0.13	0.49	15	8	9	-	平22	平26.7.4	有	
39	I	A110004	瀬川	台温泉の沢4	台温泉	0.71	0.62	2	-	-	-	平22	平26.7.4	有	
40	I	A110005	瀬川	台温泉の沢5	台温泉	0.02	0.17	22	5	6	-	平18	平26.7.4	有	
41	I	A110007	瀬川	花巻温泉の沢2	花巻温泉	0.02	0.09	29	15	43	-	平20	平23.1.7	有	
42	I	A110008	瀬川	花巻温泉の沢3	花巻温泉	0.08	0.13	21	11	31	-	平20	平23.1.7	有	
43	I	A110102	瀬川	台の沢	台	0.36	0.72	6	2	6	-	平22	平26.7.4	有	
44	II	B123101		槻の木沢	槻の木	0.04	0.10	11	4	12	0.63	平24	平27.8.7	無	
45	I	A123002	猿ヶ石川	高松の沢	高松	0.08	0.21	14	7	21	1.28	平24	平27.8.7	有	
46	II	B123103	猿ヶ石川	母衣輪の沢	母衣輪	0.20	0.25	13	3	9	2.05	平24	平27.8.7	有	

47	II	B123104	猿ヶ石川	母衣輪の沢2	母衣輪	0.06	0.25	16	3	9	1.90	平24	平27.8.7	有	
48	II	B123105	猿ヶ石川	母衣輪の沢3	母衣輪	0.03	0.30	15	3	9	0.54	平24	平27.8.7	有	
49	II	B123102	猿ヶ石川	高松の沢2	高松	0.03	0.15	15	2	6	-	平24	平27.8.7	無	
50	III	J123101		下駒板の沢	下駒板	0.14	0.35	10	-	-	-	平24	平27.8.7	無	
51	III	J123102		下駒板の沢2	下駒板	0.11	0.55	8	-	-	-	平24	平27.8.7	有	
52	III	J123105		上駒板の沢	上駒板	0.07	0.25	13	-	-	-	平24	平27.8.7	有	
53	III	J123104		上駒板の沢2	上駒板	0.06	0.30	15	-	-	-	平24	平27.8.7	有	
54	I	A123001		竹原の沢	竹原	0.09	0.27	11	8	21	-	平24	平27.8.7	有	
55	III	J123103		上組の沢	上組	0.12	0.40	9	-	-	-	平24	平27.8.7	有	
56	III	J122105	豊沢川	太田の沢	太田	0.14	0.40	6	-	-	-	平24	平27.8.7	有	
57	I	A122002	豊沢川	柴林の沢	柴林	0.02	0.09	11	6	18	-	平24	平27.8.7	有	
58	II	B122102	豊沢川	柴林の沢2	柴林	0.03	0.15	15	1	3	-	平24	平27.8.7	有	
59	III	J122103	豊沢川	柴林の沢3	柴林	0.08	0.25	9	-	-	-	平24	平27.8.7	無	
60	III	J122104	豊沢川	柴林の沢4	柴林	0.01	-	10	-	-	-	平24	平27.8.7	有	
61	II	B121101		横志田の沢	横志田	0.05	0.35	8	1	3	0.35	平24	平27.8.7	有	
62	III	J121102	尻平川	尻平川の沢	尻平川	0.15	0.45	14	-	-	-	平24	平27.8.7	有	
63	III	J121103	尻平川	尻平川の沢2	尻平川	0.19	0.60	13	-	-	-	平24	平27.8.7	有	
64	III	J121101	尻平川	尻平川の沢3	尻平川	0.22	0.45	11	-	-	-	平24	平27.8.7	有	
65	II	B112113	稗貫川	鳥長根の沢	鳥長根	0.03	0.15	15	1	3	0.46	平27	平29.8.29	有	
66	I	A112101	稗貫川	鳥長根の沢2	鳥長根	0.19	0.65	10	6	16	2.32	平24	平27.8.7	有	
67	I	A112005	稗貫川	葡萄沢の沢	葡萄沢	0.19	0.72	12	7	22	-	平23	平27.8.7	有	
68	II	B112114	稗貫川	葡萄沢の沢2	葡萄沢	0.07	0.45	11	1	3	0.44	平23	平27.8.7	有	
69	II	B112115	稗貫川	葡萄沢の沢3	葡萄沢	0.13	0.30	13	4	6	-	平23	平27.8.7	有	
70	II	B112116	稗貫川	葡萄沢の沢4	葡萄沢	0.31	0.70	13	2	3	0.20	平23	平27.8.7	有	
71	III	J112105	稗貫川	川原町の沢	河原田	0.66	1.00	11	-	-	-				
72	III	J112108	稗貫川	上の台の沢	上の台	0.05	0.20	17	-	-	-				
73	III	J112106	稗貫川	沢の沢	沢	0.82	1.70	8	-	-	-	平30	合2.5.29	有	
74	I	A101001	稗貫川	岳の沢	岳	0.59	0.33	21	2	6	-	平25	平29.8.29	無	
75	II	B101301	稗貫川	岳の沢2	岳	0.63	0.95	12	1	3	-	平25	平29.8.29	有	
76	III	J101302	稗貫川	岳の沢3	岳	0.22	0.30	23	-	-	-	平25	平29.8.29	有	
77	II	B101302	稗貫川	中の具の沢	中の具	0.11	0.60	16	2	6	-	平25	平29.8.29	有	
78	III	J101301	稗貫川	新山沢	新山	2.99	-	18	-	-	-	平24	平27.8.7	有	
79	II	B101306	稗貫川	上方の沢	上方	0.14	0.35	13	1	3	-	平24	平27.8.7	有	
80	II	B101303	稗貫川	大又の沢	大又	0.24	0.49	14	1	3	-	平24	平27.8.7	有	
81	II	B101304	稗貫川	大又の沢2	大又	0.11	0.55	19	4	13	1.98	平24	平27.8.7	有	
82	II	B101305	稗貫川	大又の沢3	大又	0.08	0.36	18	3	9	2.10	平24	平27.8.7	有	
83	I	A101002	稗貫川	武士の沢の沢	武士の沢	0.04	0.16	15	1	-	-	平24	平27.8.7	有	
84	II	B100203	稗貫川	天王の沢	天王	0.13	0.35	11	3	6	-	平25	平29.8.29	有	
85	I	A101301	稗貫川	天王の沢2	天王	0.51	1.35	15	1	-	0.32	平24	平27.8.7	有	
86	II	B100002	久出内川	久出内の沢	久出内	0.12	0.47	17	4	13	-	平24	平27.8.7	有	
87	II	B100201	久出内川	久出内の沢2	久出内	0.06	0.40	21	4	13	0.31	平24	平27.8.7	無	
88	I	A100201	久出内川	久出内の沢3	久出内	0.40	0.62	18	1	3	0.66	平24	平27.8.7	有	
89	III	J100201	稗貫川	狼久保の沢	狼久保	0.15	0.44	20	-	-	-	平25	平29.8.29	有	
90	III	J100202	稗貫川	狼久保の沢2	狼久保	0.24	0.60	21	-	-	-	平25	平29.8.29	有	
91	III	J100203	稗貫川	高森の沢	高森	0.08	0.36	18	-	-	-				
92	III	J100204	稗貫川	高森の沢2	高森	0.03	0.17	19	-	-	-				
93	II	B100205	折壁川	猫底の沢	猫底	0.98	1.12	16	1	3	-	平25	平29.8.29	有	
94	III	J100210	折壁川	猫底の沢2	猫底	0.87	1.05	14	-	-	-	平25	平29.8.29	有	
95	III	J100209	折壁川	猫底の沢3	猫底	0.04	0.12	23	-	-	-				
96	III	J100208	折壁川	猫底の沢4	猫底	0.22	0.67	13	-	-	-				
97	II	B100204	折壁川	名目入の沢	名目入	1.35	1.40	14	3	9	-	平25	平29.8.29	有	
98	III	J100207	折壁川	名目入の沢2	名目入	0.10	0.38	18	-	-	-	平25	平29.8.29	有	
99	II	B100202	折壁川	名目入の沢3	名目入	0.22	0.89	13	1	3	-	平25	平29.8.29	有	
100	III	J100206	折壁川	名目入の沢4	名目入	0.33	0.86	10	-	-	-	平25	平29.8.29	有	

101	Ⅲ	J100205	稗貫川	名目入の沢5	名目入	0.09	0.28	25	-	-	-	平25	平29.8.29	有	
102	Ⅱ	B100207	折壁川	折壁の沢	折壁	0.19	0.54	17	2	6	1.05	平27	平29.8.29	有	
103	Ⅱ	B100208	折壁川	折壁の沢2	折壁	0.22	0.67	17	1	3	0.10	平27	平29.8.29	有	
104	Ⅱ	B100209	折壁川	折壁の沢3	折壁	0.14	0.71	18	2	6	-	平27	平29.8.29	有	
105	Ⅲ	J100214	折壁川	折壁の沢4	折壁	0.14	0.63	18	-	-	-				
106	Ⅱ	B100206	折壁川	折壁の沢5	折壁	0.49	0.91	15	3	9	0.42	平25	平29.8.29	有	
107	Ⅲ	J100217	折壁川	折壁の沢6	折壁	0.31	0.45	15	-	-	-				
108	Ⅲ	J100218	折壁川	折壁の沢7	折壁	0.13	0.54	19	-	-	-				
109	Ⅰ	A100202	折壁川	折壁の沢8	折壁	1.69	2.00	11	7	22	0.71	平25	平29.8.29	無	
110	Ⅲ	J100213	折壁川	折壁の沢9	折壁	0.63	0.95	10	-	-	-				
111	Ⅲ	J100211	折壁川	折壁の沢10	折壁	0.22	0.80	11	-	-	-	平25	平29.8.29	有	
112	Ⅲ	J100215	折壁川	折壁の沢11	折壁	0.14	0.30	17	-	-	-				
113	Ⅲ	J100216	折壁川	折壁の沢12	折壁	0.15	0.55	21	-	-	-				
114	Ⅰ	A101302	稗貫川	上方の沢 1.2	上方	0.15	0.80	14	3	9	-	平25	平29.8.29	有	
115	Ⅱ	B101307	稗貫川	武士の沢の沢	武士の沢	0.56	1.03	12	4	13	-	平25	平29.8.29	有	
116	Ⅱ	B100226	稗貫川	武士の沢の沢2	武士の沢	0.47	0.75	15	3	9	-	平25	平29.8.29	有	
117	Ⅰ	A100203	稗貫川	小呂別沢 1.2	小呂別	1.90	2.40	9	1	3	0.22	平26	平30.12.21	有	
118	Ⅱ	B100211	稗貫川	小呂別の沢1	小呂別	0.06	0.25	16	3	9	1.92	平27	平30.12.21	無	
119	Ⅱ	B100212	稗貫川	小呂別の沢2	小呂別	0.03	0.25	13	3	9	1.14	平27	平30.12.21	有	
120	Ⅱ	B100214	稗貫川	小呂別の沢3-1-2	小呂別	0.32	0.97	16	1	3	0.55	平27	平30.12.21	有	
121	Ⅱ	B100213	稗貫川	小呂別の沢4	小呂別	0.22	0.55	11	2	6	-	平27	平30.12.21	無	
122	Ⅱ	B100225	稗貫川	白岩の沢2	白岩	0.59	1.34	13	3	9	0.82	平27	平30.12.21	有	
123	Ⅱ	B100210	稗貫川	白岩の沢4	白岩	1.11	1.69	10	1	3	0.61	平27	平30.12.21	有	
124	Ⅲ	J100229	稗貫川	白岩の沢4	白岩	0.54	1.10	9	-	-	-				
125	Ⅲ	J100230	稗貫川	白岩の沢	白岩										
126	Ⅱ	B100215	稗貫川	檜花の沢	檜花	0.05	0.25	18	1	3	0.24	平27	平30.12.21	有	
127	Ⅲ	J100219	稗貫川	檜花の沢3	檜花	0.38	0.85	9	-	-	-				
128	Ⅲ	J100227		檜花の沢2	檜花							平30	令2.5.29	有	
129	Ⅲ	J100228	稗貫川	檜花の沢4	檜花	0.27	0.50	11	-	-	-	平30	令2.5.29	有	
130	Ⅲ	J100226	稗貫川	檜花の沢5	檜花	0.82	1.90	7	-	-	-				
131	Ⅲ	J100221	稗貫川	黒沢	黒沢	1.68	1.50	9	-	-	-				
132	Ⅲ	J100220	稗貫川	黒沢の沢	黒沢	0.49	0.87	12	-	-	-	平30	令2.5.29	有	
133	Ⅱ	B100216	稗貫川	黒沢の沢2	黒沢	0.01	0.30	17	1	3	-	平27	平30.12.21	有	
134	Ⅱ	B100217	稗貫川	向村の沢	向村	0.40	0.75	12	1	3	-	平27	平30.12.21	有	
135	Ⅱ	B112102	稗貫川	向村の沢2	向村	0.07	0.15	18	1	3	0.64	平27	平30.12.21	有	
136	Ⅲ	J100212	稗貫川	向村の沢2	向村	2.35	1.10	14	-	-	-				
137	Ⅱ	B113201	小又川	大洞の沢	大洞	0.94	0.35	11	1	3	0.45	平25	平30.12.21	有	
138	Ⅰ	A113201	小又川	程堀沢	黒森	4.42	1.35	9	-	-	0.53	平25	平30.12.21	有	
139	Ⅱ	B113203	小又川	黒森の沢	黒森	1.28	1.32	14	2	6	0.22	平25	平30.12.21	有	
140	Ⅱ	B113202	小又川	黒森の沢2	黒森	0.82	0.75	12	1	3	-	平25	平30.12.21	有	
141	Ⅰ	A113202	小又川	黒森の沢3	黒森	0.23	0.40	17	2	6	0.52	平25	平30.12.21	有	
142	Ⅲ	J101304	小又川	寄合沢	野沢	3.02	1.10	11	-	-	-				
143	Ⅰ	A101004	小又川	飛内の沢	飛内	0.32	0.53	14	7	22	-	平23	平27.8.7	有	
144	Ⅱ	B101309	小又川	飛内沢-1, 飛内沢-2	飛内	0.40	0.64	14	3	9	1.96	平23	平27.8.7	有	
145	Ⅲ	J101303	小又川	中乙の沢	中乙	0.55	1.20	14	-	-	-	平24	平27.8.7	有	
146	Ⅰ	A101003	小又川	川久保の沢	川久保	0.32	0.96	14	1	3	-	平24	平27.8.7	有	
147	Ⅱ	B101308	小又川	水尻の沢	水尻	0.16	0.75	16	2	6	1.37	平24	平27.8.7	有	
148	Ⅱ	B101311	小又川	鳥谷の沢	鳥谷	0.16	0.47	15	1	3	-	平28	平30.12.21	有	
149	Ⅱ	B101310	小又川	鳥谷の沢2	鳥谷	1.53	1.70	10	1	3	0.43	平28	平30.12.21	有	
150	Ⅱ	B100220	小又川	鍋屋敷の沢	鍋屋敷	0.66	1.25	16	2	6	0.30	平28	平30.12.21	有	
151	Ⅱ	B100219	小又川	鍋屋敷の沢2	鍋屋敷	0.03	0.15	15	3	9	-	平28	平30.12.21	無	
152	Ⅲ	J100224	小又川	鍋屋敷の沢3	鍋屋敷	0.47	0.65	17	-	-	-				
153	Ⅱ	B110221	小又川	小屋敷の沢	小屋敷	0.19	0.72	17	4	13	-	平28	平30.12.21	有	
154	Ⅱ	B100003	小又川	中山の沢	中山	0.05	0.21	18	2	6	-	平28	平30.12.21	有	

155	Ⅲ	J100222	小又川	古川の沢	古川	0.23	0.60	19	-	-	-						
156	Ⅲ	J100223	小又川	古川の沢2	古川	0.14	0.40	15	-	-	-	平30	合2.5.29	有			
157	Ⅱ	B100004	小又川	樋の口の沢	樋の口	0.68	1.34	11	4	13	-	平28	平30.12.21	有			
158	Ⅱ	B100218	小又川	樋の口の沢4	樋の口	0.21	0.24	18	1	3	0.18	平28	平30.12.21	有			
159	Ⅱ	B100222	小又川	樋の口の沢2	樋の口	0.13	0.60	16	1	3	0.10	平28	平30.12.21	有			
160	Ⅱ	B100223	小又川	樋の口の沢3	樋の口	0.40	0.83	15	1	3	0.08	平28	平30.12.21	有			
161	Ⅲ	J100225	小又川	平蔵附の沢	平蔵附	0.09	0.35	16	-	-	-	平30	合2.5.29	有			
162	Ⅱ	B100224	小又川	平蔵附の沢2	平蔵附	0.06	0.40	15	3	9	-	平28	平30.12.21	有			
163	Ⅱ	B112101	小又川	平蔵附の沢3	平蔵附	0.07	0.21	18	2	6	0.18	平27	平30.12.21	有			
164	Ⅱ	B112104	小付内川	樺山の沢	樺山	1.11	1.40	12	1	3	0.32	平27	平29.8.29	有			
165	Ⅲ	J112101	小付内川	樺山の沢2	樺山	0.25	0.41	11	-	-	-	平30	合2.5.29	有			
166	Ⅲ	J112102	小付内川	樺山の沢3	樺山	0.04	0.25	18	-	-	-	平30	合2.5.29	有			
167	Ⅲ	J112103	小付内川	樺山の沢4	樺山	0.15	0.46	11	-	-	-						
168	Ⅱ	B112103	小付内川	樺山の沢5	樺山	0.09	0.29	21	1	3	-	平27	平29.8.29	有			
169	Ⅲ	J112104	小付内川	樺山の沢6	樺山	0.10	0.25	18	-	-	-						
170	Ⅱ	B112106	稗貫川	大償の沢	大償	0.11	0.46	15	4	13	6.30	平27	平29.8.29	有			
171	Ⅱ	B112107	大償川	大償の沢2	大償	0.14	0.59	15	4	9	-	平27	平29.8.29	有			
172	Ⅱ	B112108	大償川	大償の沢3 -1-2	大償	0.12	0.39	14	2	3	-	平27	平29.8.29	有			
173	Ⅱ	B112008	稗貫川	中野向の沢	中野向	0.55	1.15	9	3	9	-	平27	平29.8.29	有			
174	Ⅱ	B112105	稗貫川	中野(大迫)の沢	中野(大迫)	0.25	0.85	15	2	6	1.10	平27	平29.8.29	有			
175	Ⅱ	B112109	八木沢川	八木沢の沢	八木沢	0.05	0.25	20	1	3	0.20	平27	平29.8.29	有			
176	Ⅱ	B112110	八木沢川	八木沢の沢2	八木沢	0.20	0.63	14	1	2	0.30	平27	平29.8.29	有			
177	Ⅱ	B112111	八木沢川	上八木沢の沢	上八木沢	0.17	0.69	13	1	3	-	平27	平29.8.29	有			
178	Ⅱ	B112112	稗貫川	下八木沢の沢	下八木沢	0.17	0.31	16	1	3	0.26	平27	平29.8.29	無			
179	Ⅰ	A112009	稗貫川	金沢	金沢	0.97	1.36	10	9	28	-	平26	平29.8.29	有			
180	Ⅲ	J112107	稗貫川	金沢の沢	金沢	0.04	-	11	-	-	-	平30	合2.5.29	有			
181	Ⅱ	B112010	稗貫川	古館の沢	古館	0.68	1.04	9	4	13	-	平27	平29.8.29	有			
182	Ⅱ	B112120	稗貫川	古館の沢2	古館	0.32	0.78	10	1	3	0.20	平27	平29.8.29	有			
183	Ⅲ	J112134	八木巻川	小倉掛の沢	小倉掛	0.13	0.43	19	-	-	-						
184	Ⅱ	B113204	八木巻川	小倉掛の沢2-1 小倉掛の沢2-2 小倉掛の沢2-3	小倉掛	2.65	1.60	8	4	13	0.16	平27	平29.8.29	有 無 有			
185	Ⅰ	A113203	八木巻川	堅沢の沢1-2-3-4	堅沢	2.18	2.90	9	5	16	0.64	平26	平29.8.29	有			
186	Ⅱ	B112121	旭の又川	合石の沢	合石	0.23	0.50	20	1	3	1.44	平27	平29.8.29	有			
187	Ⅲ	J112114	旭の又川	合石の沢2	合石	0.11	0.30	20	-	-	-	平30	合2.5.29	有			
188	Ⅲ	J112116	旭の又川	上沢の沢	上沢	0.09	0.26	19	-	-	-	平30	合2.5.29	有			
189	Ⅱ	B112122	旭の又川	上沢の沢2 -1-2	上沢	1.52	1.19	14	1	3	1.08	平27	平29.8.29	有			
190	Ⅱ	B112123	旭の又川	旭の又の沢	旭の又	0.06	0.20	19	2	6	0.24	平27	平29.8.29	有			
191	Ⅲ	J112117	旭の又川	旭の又の沢2	旭の又	0.20	0.53	13	-	-	-	平30	合2.5.29	有			
192	Ⅲ	J112118	旭の又川	旭の又の沢3	旭の又	0.12	0.32	16	-	-	-						
193	Ⅲ	J112119	旭の又川	寺地の沢	寺地	0.75	0.97	13	-	-	-	平30	合2.5.29	有			
194	Ⅲ	J112115	旭の又川	栃沢の沢	栃沢	0.06	0.19	23	-	-	-	平30	合2.5.29	有			
195	Ⅰ	A112012	八木巻川	硯石の沢	硯石	0.20	0.19	16	1	3	-	平26	平29.8.29	有			
196	Ⅱ	B112132	八木巻川	硯石の沢2	硯石	0.11	0.41	15	1	3	0.94	平27	平29.8.29	有			
197	Ⅲ	J112132	八木巻川	硯石の沢3	硯石	2.13	1.92	11	-	-	-						
198	Ⅰ	A112011	八木巻川	沢崎の沢	沢崎	0.20	0.39	11	7	22	-	平24	平27.8.7	有			
199	Ⅱ	B112138	八木巻川	沢崎の沢4	沢崎	0.13	0.54	19	1	3	4.60	平27	平29.8.29	有			
200	Ⅲ	J112133	八木巻川	沢崎の沢2	沢崎	0.19	0.38	13	-	-	-						
201	Ⅱ	B112137	八木巻川	沢崎の沢3	沢崎	0.05	0.25	27	1	3	1.25	平27	平29.8.29	有			
202	Ⅱ	B112013	八木巻川	小空蔵の沢	小空蔵	0.12	0.22	13	1	3	-	平27	平29.8.29	有			
203	Ⅲ	J112131	八木巻川	小空蔵の沢2	小空蔵	0.04	0.20	11	-	-	-	平30	合2.5.29	無			
204	Ⅱ	B112136	八木巻川	小空蔵の沢3	小空蔵	0.13	0.65	12	1	3	0.33	平27	平29.8.29	有			
205	Ⅱ	B112133	八木巻川	小空蔵の沢4	小空蔵	0.07	0.26	17	2	6	0.56	平27	平29.8.29	有			
206	Ⅱ	B112141	中居川	狄川の沢1 -1-2	狄川	0.82	1.23	15	1	3	0.13	平27	平29.8.29	有			



207	Ⅲ	J112140	中居川	狄川の沢2	狄川	0.04	0.20	14	-	-	-	平27	合2.5.29	有
208	Ⅲ	J112141		長崎の沢								平30	合2.5.29	有
209	Ⅱ	B112140	中居川	狄川の沢3	狄川	0.61	0.90	14	2	6	1.36	平27	平29.8.29	有
210	Ⅲ	J112139	中居川	狄川の沢4	狄川	0.31	-	11	-	-	-			
211	Ⅱ	B124201	中居川	落合の沢	落合	0.76	1.00	11	1	3	0.30	平26	平29.8.29	有
212	Ⅰ	A124201	中居川	落合の沢2	落合	0.46	1.35	8	2	6	1.03	平26	平29.8.29	有
213	Ⅱ	B112139	中居川	水境の沢1-1-2-3-4	水境	0.93	0.95	12	3	9	1.96	平27	平29.8.29	有
214	Ⅲ	J112135	中居川	水境の沢2	水境	0.07	0.13	18	-	-	-	平30	合2.5.29	無
215	Ⅲ	J112136	中居川	水境の沢3	水境	0.23	0.55	11	-	-	-			
216	Ⅲ	J112137	中居川	水境の沢4	水境	0.08	0.25	22	-	-	-			
217	Ⅲ	J112138	中居川	桜田の沢	桜田	0.17	0.55	14	-	-	-			
218	Ⅲ	J112124	八木巻川	田中の沢	田中	0.09	0.33	20	-	-	-	平30	合2.5.29	有
219	Ⅱ	B112134	八木巻川	田中の沢2	田中	0.11	0.28	18	2	6	0.85	平27	平29.8.29	有
220	Ⅲ	J112126	八木巻川	田中の沢3	田中	0.19	0.50	12	-	-	-			
221	Ⅲ	J112127	八木巻川	田中の沢3	田中	0.14	0.45	3	-	-	-			
222	Ⅲ	J112128	八木巻川	田中の沢4	田中	0.93	0.98	9	-	-	-			
223	Ⅲ	J112129	八木巻川	田中の沢5	田中	0.06	0.31	11	-	-	-	平30	合2.5.29	有
224	Ⅲ	J112130	八木巻川	田中の沢6	田中	0.05	0.27	13	-	-	-			
225	Ⅲ	J112123	八木巻川	桂の沢	桂	0.28	0.69	11	-	-	-			
226	Ⅱ	B112124	旭の又川	高洞の沢	高洞	0.45	0.82	12	3	9	0.52	平27	平29.8.29	有
227	Ⅱ	B112125	旭の又川	高洞の沢2	高洞	0.05	0.19	20	2	6	-	平27	平29.8.29	有
228	Ⅱ	B112127	旭の又川	高洞の沢3	高洞	0.07	0.20	19	1	3	0.21	平27	平29.8.29	有
229	Ⅱ	B112126	旭の又川	高洞の沢4	高洞	0.19	0.24	12	1	-	0.70	平27	平29.8.29	有
230	Ⅲ	J112120	旭の又川	高洞の沢5	高洞	0.33	0.85	10	-	-	-			
231	Ⅲ	J112121	旭の又川	高洞の沢6	高洞	0.46	0.65	11	-	-	-			
232	Ⅲ	J112122	旭の又川	高洞の沢7	高洞	0.07	0.22	18	-	-	-			
233	Ⅰ	A112001	中居川	下中居の沢-1 下中居の沢-2	下中居	0.23	0.35	13	1	3	-	平26	平29.8.29	有 無
234	Ⅰ	A112002	中居川	下中居の沢2	下中居	0.24	0.51	11	1	3	-	平24	平27.8.7	有
235	Ⅱ	B112130	中居川	下中居の沢3	下中居	0.10	0.33	14	1	3	-	平27	平29.8.29	有
236	Ⅲ	J112113	中居川	下中居の沢4	下中居	0.10	0.20	19	-	-	-			
237	Ⅰ	A112103	中居川	下中居の沢5	下中居	0.18	0.75	11	7	9	1.75	平23	平27.8.7	有
238	Ⅰ	A112003	中居川	西部の沢	西部	1.39	0.76	11	9	22	-	平24	平27.8.7	有
239	Ⅰ	A112102	中居川	西部の沢2	西部	0.09	0.35	10	9	6	0.12	平23	平27.8.7	有
240	Ⅰ	A112004	中居川	旭町の沢	旭町	0.09	0.29	8	8	22	-	平24	平27.8.7	無
241	Ⅰ	A112014	八木巻川	岩脇の沢	岩脇	0.10	0.33	16	2	6	-	平26	平29.8.29	無
242	Ⅱ	B112131	中居川	岩脇の沢2-1-2	岩脇	0.07	0.28	16	2	6	-	平27	平29.8.29	有
243	Ⅱ	B112135	八木巻川	岩脇の沢3	岩脇	0.21	0.75	11	1	3	-	平27	平29.8.29	有
244	Ⅲ	J112125	八木巻川	岩脇の沢4	岩脇	0.06	0.20	17	-	-	-			
245	Ⅱ	B112129	舂沢川	舂沢の沢1-1-2	舂沢	1.02	1.26	7	2	6	0.60	平27	平29.8.29	有
246	Ⅱ	B112128	舂沢川	舂沢の沢2	舂沢	0.05	0.15	11	1	3	0.14	平27	平29.8.29	有
247	Ⅲ	J112112	舂沢川	舂沢の沢3	舂沢	0.40	0.90	7	-	-	-			
248	Ⅱ	B112117	稗貫川	岩の目の沢	岩の目	0.23	0.80	15	1	3	-	平23	平27.8.7	有
249	Ⅰ	A112006	稗貫川	塚の根の沢	塚の根	0.11	0.32	22	5	16	-	平23	平27.8.7	有
250	Ⅱ	B112007	稗貫川	久保田の沢	久保田	0.10	0.38	15	1	3	-	平24	平27.8.7	有
251	Ⅱ	B112118	稗貫川	野田の沢	野田	0.30	0.60	9	1	3	0.21	平24	平27.8.7	有
252	Ⅱ	B111204	稗貫川	沢田の沢	沢田	0.02	0.50	5	1	3	-	平26	平29.3.24	有
253	Ⅱ	B111205	稗貫川	小原田の沢-1-2	小原田	0.07	0.15	11	2	3	0.52	平26	平29.3.24	有
254	Ⅱ	B111206	稗貫川	修理田の沢	修理田	0.08	0.25	11	2	6	0.61	平26	平29.3.24	無
255	Ⅲ	J111201	稗貫川	修理田の沢2	修理田	0.08	0.15	11	-	-	-	平26	平29.3.24	有
256	Ⅱ	B111207	稗貫川	羽黒堂の沢	羽黒堂	0.06	0.30	6	1	3	0.30	平26	平29.3.24	有
257	Ⅱ	B111209	稗貫川	葛坂の沢	葛坂	0.06	0.35	5	1	3	-	平26	平29.3.24	有
258	Ⅱ	B111208	稗貫川	蓮花田の沢	蓮花田	0.17	0.45	5	4	13	0.76	平26	平29.3.24	有
259	Ⅱ	B111210	稗貫川	小田の沢-1 小田の沢-2	小田	0.17	0.40	9	2	6	-	平26	平29.3.24	無 有

260	II	B111213	稗貫川	大沢山の沢	大沢山	0.17	0.45	14	1	3	0.32	平26	平29.3.24	有	
261	III	J111203	稗貫川	大沢山の沢8	大沢山	0.07	0.20	14	-	-	-	平26	平29.3.24	有	
262	III	J111205	稗貫川	大沢山の沢2	大沢山	0.04	0.20	11	-	-	-	平26	平29.3.24	有	
263	II	B111212	稗貫川	大沢山の沢3	大沢山	0.31	0.25	7	1	3	-	平26	平29.3.24	有	
264	III	J111204	稗貫川	大沢山の沢4-1	大沢山	0.58	-	10	-	-	-	平26	平29.3.24	無	
				大沢山の沢4-2										有	
				大沢山の沢4-3										有	
				大沢山の沢4-4										有	
265	II	B111214	稗貫川	谷地の沢	谷地	0.05	0.35	16	1	3	0.26	平26	平29.3.24	有	
266	II	B111211	稗貫川	谷地の沢2	谷地	0.20	0.60	13	2	6	-	平26	平29.3.24	有	
267	II	B111215	稗貫川	谷地の沢3	谷地	0.08	0.40	7	2	6	0.36	平26	平29.3.24	無	
268	III	J111202	稗貫川	谷地の沢4	谷地	0.13	0.20	11	-	-	-	平26	平29.3.24	有	
269	I	A111001	稗貫川	沼畑の沢	沼畑	0.22	0.66	15	8	22	-	平23	平27.8.7	有	
270	II	B111216	稗貫川	沼畑の沢2	沼畑	0.19	0.30	8	4	13	-	平23	平27.8.7	有	
271	II	B111218	稗貫川	伏木田の沢	伏木田	0.27	0.05	11	2	6	0.28	平26	平29.3.24	無	
272	II	B111219	稗貫川	伏木田の沢2	伏木田	0.50	0.74	10	1	3	0.28	平26	平29.3.24	有	
273	II	B111217	稗貫川	伏木田の沢3	伏木田	0.09	0.30	13	1	3	0.28	平26	平29.3.24	有	
274	II	B111220	稗貫川	三日市の沢	三日市	0.13	0.45	9	1	3	0.30	平26	平29.3.24	有	
275	II	B112119	稗貫川	川原田の沢	川原田	0.23	1.00	7	1	3	0.68	平26	平29.3.24	有	
276	III	J112110	稗貫川	大林の沢	大林	0.10	0.20	11	-	-	-	平30	合2.5.29	有	
277	III	J112111	稗貫川	大林の沢3	大林	0.08	0.35	14	-	-	-	平30	合2.5.29	有	
278	III	J112109	稗貫川	大林の沢2	大林	0.19	0.35	11	-	-	-	平30	合2.5.29	有	
279	III	J098301	葛丸川	新山の沢	新山	0.27	0.61	14	-	-	-	平30	合2.5.29	有	
280	II	B098301	葛丸川	新山の沢2	新山	0.19	0.98	10	4	14	0.60	平28	平30.12.21	有	
281	III	J098302	葛丸川	新山の沢3	新山	0.12	0.50	12	-	-	-				
282	II	B110101	葛丸川	黒森の沢	黒森	0.12	0.55	7	1	4	1.02	平28	平30.12.21	有	
283	II	B111222	鳴沢川	滝田の沢	滝田	0.16	0.53	14	1	4	1.28	平28	平30.12.21	無	
284	II	B111221	鳴沢川	滝田の沢2	滝田	0.32	0.44	13	2	7	2.65	平28	平30.12.21	有	
285	II	B111203		新堀の沢	新堀	0.13	0.40	13	3	11	-	平28	平30.12.21	有	
286	I	A111201		上沢田の沢	上沢田	0.03	0.10	6	3	11	0.52	平28	平30.12.21	有	
287	II	B111202	姉市川	鳥鳴田の沢	鳥鳴田	0.08	0.21	16	1	4	-	平28	平30.12.21	無	
288	II	B111201	姉市川	大瀬川の沢	新堀	0.05	0.35	8	1	4	-	平28	平30.12.21	有	
289	II	B124202	絹川	前通の沢	前通	0.09	0.20	14	1	4	0.48	平29	平31.4.19	有	
290	III	J124201	絹川	前通の沢2	前通	0.93	1.15	8	-	-	-	平29	平31.4.19	有	
291	II	B124203	絹川	道田の沢	道田	0.22	0.60	11	3	11	2.65	平29	平31.4.19	有	
292	II	B111223	鳴沢川	古田の沢	古田				2		-	平28	平31.4.19	有	
293	III	J124202	絹川	新地の沢	新地	0.07	0.20	14	-	-	-	平29	平31.4.19	有	
294	III	J124203	絹川	新地の沢2	新地	0.60	1.25	6	-	-	-	平29	平31.4.19	有	
295	II	B124204	絹川	石岡の沢2	石岡	0.70	0.80	14	4	14	0.21	平29	平31.4.19	有	
296	II	B124205	稚鍋川	石岡の沢	石岡	0.13	0.90	9	1	4	0.29	平29	平31.4.19	有	
297	III	J124204	稚鍋川	長洞の沢	長洞	0.07	0.25	9	-	-	-	平29	平31.4.19	有	
298	II	B124206	稚鍋川	長洞の沢2	長洞	0.12	0.40	14	4	14	0.34	平28	平30.12.21	有	
299	II	B124207	猿ヶ石川	松原の沢2	松原	0.26	0.25	11	1	4	0.71	平28	平30.12.21	有	
300	II	B124208	猿ヶ石川	松原の沢	松原	0.09	0.20	17	3	11	0.18	平28	平30.12.21	有	
301	I	A123003	猿ヶ石川	北成島上の沢	北成島上	0.09	0.30	15	9	32	-	平28	平30.12.21	有	
302	I	A123004	猿ヶ石川	北成島上の沢2	北成島上	0.08	0.34	13	5	14	-	平28	平30.12.21	有	
303	I	A123102	猿ヶ石川	北成島上の沢3	成島上	0.25	0.40	10	1	-	-	平28	平30.12.21	有	
304	I	A123005	猿ヶ石川	北成島下の沢	北成島下	0.06	0.19	13	5	18	-				
305	II	B123108	猿ヶ石川	狼洞の沢	狼洞	0.14	0.35	13	3	11	0.38	平28	平30.12.21	有	
306	III	J123106	猿ヶ石川	狼洞の沢2	狼洞	0.02	0.15	11	-	-	-	平30	合2.5.29	有	
307	II	B123106	猿ヶ石川	狼洞の沢3-1-2	狼洞	0.29	0.75	6	2	7	0.15	平28	平30.12.21	有	
308	II	B123107	猿ヶ石川	狼洞の沢4-1-2	狼洞	0.38	0.95	8	3	11	0.15	平28	平30.12.21	有・無	
309	I	A123101	猿ヶ石川	上敷沢の沢	上敷沢	0.03	0.15	11	5	18	-	平28	平30.12.21	有	
310	II	B123109	猿ヶ石川	上敷沢の沢2	上敷沢	0.05	0.20	11	1	4	0.22	平28	平30.12.21	無	

311	Ⅲ	J123107	猿ヶ石川	上敷沢の沢3	上敷沢	0.03	0.15	8	-	-	-	平30	令2.5.29	有
312	Ⅱ	B123112	猿ヶ石川	小倉山の沢	小倉山	0.02	0.15	11	1	4	1.32	平28	平30.12.21	有
313	Ⅱ	B123111	猿ヶ石川	小倉山の沢2	小倉山	0.08	0.40	13	1	4	0.30	平28	平30.12.21	有
314	Ⅱ	B123110	猿ヶ石川	小倉山の沢3	小倉山	0.23	0.45	11	1	4	2.01	平28	平30.12.21	有
315	Ⅱ	B123115	猿ヶ石川	手古沢の沢	手古沢	0.03	0.15	15	3	4	0.62	平28	平30.12.21	有
316	Ⅱ	B123113	猿ヶ石川	手古内の沢2	手古沢	0.01	0.15	15	1	4	0.26	平28	平30.12.21	有
317	Ⅱ	B123114	猿ヶ石川	手古内の沢3	手古沢	0.02	0.10	11	1	4	-	平28	平30.12.21	有
318	Ⅲ	J123108	小通川	小通の沢	小通	0.10	0.20	6	-	-	-			
319	Ⅱ	B123116	小通川	小通の沢2	小通	0.05	0.25	7	3	11	1.30	平28	平30.12.21	有
320	Ⅱ	B134109	毒沢川	宮田の沢	宮田	0.04	0.20	11	2	7	0.30	平29	平31.4.19	有
321	Ⅲ	J134103	毒沢川	宮田の沢2	宮田	0.04	-	7	-	-	-			
322	Ⅲ	J134101	毒沢川	宮田の沢3	宮田	0.05	0.25	9	-	-	-	平30	令2.5.29	無
323	Ⅲ	J134102	毒沢川	宮田の沢4	宮田	0.11	0.25	13	-	-	-	平29	平31.4.19	有
324	Ⅱ	B134108	毒沢川	石持の沢	石持	0.05	0.10	11	3	11	2.70	平28	平30.12.21	無
325	Ⅱ	B134107	毒沢川	石持の沢2	石持	0.04	0.20	9	2	7	1.28	平29	平31.4.19	有
326	Ⅱ	B134105	毒沢川	石持の沢3	石持	0.05	0.25	7	2	7	0.32	平29	平31.4.19	有
327	Ⅱ	B134106	毒沢川	石持の沢4	石持	0.02	0.10	17	1	4	-	平28	平30.12.21	無
328	Ⅱ	B134110	毒沢川	高屋の沢	高屋	0.02	0.10	6	1	4	-	平28	平30.12.21	無
329	I	A134101	毒沢川	浮田の沢4	浮田	0.05	0.20	17	2	7	-	平28	平31.4.19	有
330	Ⅱ	B134114	毒沢川	浮田の沢	浮田	0.02	0.10	11	2	7	1.05	平29	平31.4.19	有
331	Ⅱ	B134115	毒沢川	浮田の沢2	浮田	0.06	0.20	14	3	11	3.65	平28	平30.12.21	有
332	Ⅱ	B134117	毒沢川	浮田の沢3	浮田	0.09	0.25	11	3	11	3.18	平28	平30.12.21	有
333	Ⅱ	B134101	毒沢川	浮田の沢5	浮田	0.03	0.25	7	1	4	0.33	平28	平30.12.21	有
334	Ⅱ	B134116	毒沢川	浮田の沢6	浮田	0.06	0.25	16	1	4	0.94	平28	平30.12.21	有
335	Ⅱ	B134103	毒沢川	駒籠の沢	駒籠	0.05	0.30	15	1	4	-	平28	平30.12.21	無
336	Ⅱ	B134102	毒沢川	駒籠の沢2-1-2	駒籠	0.10	0.35	11	4	14	-	平28	平30.12.21	無・有
337	Ⅱ	B134112	毒沢川	駒籠の沢3	駒籠	0.03	0.15	15	2	7	1.92	平29	平31.4.19	有
338	Ⅲ	J134105	毒沢川	駒籠の沢3	駒籠	0.22	0.45	9	-	-	-			
339	Ⅱ	B134113	毒沢川	駒籠の沢4	駒籠	0.12	0.25	11	2	7	1.92	平29	平31.4.19	有
340	Ⅲ	J134104	毒沢川	駒籠の沢4	駒籠	0.07	-	8	-	-	-			
341	Ⅱ	B134104	猿ヶ石川	上中内の沢	上中内	0.01	0.05	11	2	7	-	平28	平30.12.21	有
342	Ⅲ	J123109		上中内の沢	上中内	0.02	0.10	17	-	-	-	平30	令2.5.29	無
343	Ⅱ	B124209	猿ヶ石川	鷹巣堂の沢	鷹巣堂	0.03	0.15	11	3	11	0.50	平28	平30.12.21	有
344	Ⅱ	B124210	猿ヶ石川	二枚橋の沢	二枚橋	0.07	0.50	7	1	4	-	平28	平30.12.21	無
345	Ⅱ	B135202	猿ヶ石川	南山の沢	南山	0.05	0.25	11	4	14	1.60	平28	平30.12.21	有
346	Ⅱ	B123117	猿ヶ石川	下中内の沢	下中内	0.02	0.10	17	1	4	0.90	平29	平31.4.19	有
347	I	A124001	猿ヶ石川	谷内の沢	谷内	0.05	0.21	6	-	-	-	平28	平30.12.21	有
348	Ⅱ	B124211	猿ヶ石川	立沢の沢	立沢	1.37	1.90	7	2	7	1.40	平28	平30.12.21	有
349	Ⅱ	B135203	毒沢川	山根の沢	山根	0.07	0.40	10	3	11	9.60	平29	平31.4.19	有
350	Ⅱ	B135204	毒沢川	穴明の沢	穴明	0.28	0.70	9	4	14	2.20	平29	平31.4.19	有
351	Ⅱ	B134111	毒沢川	赤部の沢	赤部	0.04	0.20	14	4	14	2.26	平29	平31.4.19	有
352	Ⅲ	J134106	毒沢川	赤部の沢2	赤部	0.33	-	5	-	-	-	平30	令2.5.29	有
353	I	A135001		倉沢東の沢	倉沢東	0.14	0.38	15	8	28	3.78	平29	平31.4.19	有
354	Ⅲ	J134107	毒沢川	小原の沢	小原	0.05	0.30	13	-	-	-	平30	令2.5.29	無
355	Ⅱ	B134118	毒沢川	小原の沢2	小原	0.03	0.20	14	2	4	2.33	平29	平31.4.19	有
356	Ⅲ	J134108	毒沢川	小原の沢3	小原	0.13	0.30	11	-	-	-	平30	令2.5.29	有
357	Ⅲ	J135201	毒沢川	中山の沢	中山	0.28	0.60	11	-	-	-			
358	Ⅲ	J124205	猿ヶ石川	田瀬の沢	田瀬	0.25	0.35	13	-	-	-			
359	I	A135201	猿ヶ石川	小倉の沢	小倉	0.09	0.45	13	1	4	1.32	平28	平30.12.21	有
360	Ⅱ	B135201	猿ヶ石川	小倉の沢2	小倉	0.02	-	14	2	7	1.05	平28	平30.12.21	有
361	I	A124202	猿ヶ石川	小倉の沢3	小倉	0.48	0.60	8	-	-	-	平28	平30.12.21	有
362	Ⅱ	B135205	猿ヶ石川	横峯の沢	横峯	0.04	0.30	17	2	7	-	平28	平30.12.21	有
363	I	A135202	猿ヶ石川	横峯の沢2	横峯	0.07	0.30	11	3	7	1.70	平28	平30.12.21	有
364	Ⅱ	B135206	猿ヶ石川	中通の沢	中通	0.08	0.50	13	1	4	0.40	平28	平30.12.21	有
365	I	A135203	猿ヶ石川	中通の沢2	中通	0.35	0.40	14	2	7	0.65	平28	平30.12.21	無
366	Ⅱ	B135207	白土川	白土の沢	白土	0.67	1.40	6	3	7	1.21	平28	平30.12.21	有

18 地すべり危険箇所

番号	箇所番号	箇所名	面積 (ha)	位 置	人 家 (戸)	公共施設等	
						数量	道路
1	11	北成島	16.30	東和町北成島	2		市
2	12	櫛山	5.00	東和町南成島狼洞	—		市
3	76	寒沢川	17.00	関上場	—		県
4	77	南成島	22.00	東和町南成島上敷	9		市
5	116	下シ沢	20.00	湯口	—		—
6	117	大沢	7.50	湯口	1		—
7	175-1	倉沢①	8.10	東和町倉沢	4		市
	175-2	倉沢②					
8	184	櫛山	10.50	東和町	5		市

19 山地災害危険地区

(1) 崩壊土砂流出危険地区

危険地区 番号	危険度	面積 (ha)	位 置		人 家 (戸)	公共の施設等	
			大 字	字		数 量	道 路
1	B	2.70	豊沢			1	林
2	A	3.42	豊沢			1	村
3	C	3.90	豊沢				林
4	C	0.83	豊沢				林
5	C	2.52	西鉛		3		県
6	B	0.45	鉛		8	1	県
7	B	0.45	鉛		10	1	県
8	C	0.27	鉛		4		林
9	A	1.47	鉛		11		市
10	C	0.45	鉛		2		市
11	A	1.26	下シ沢		13		県
12	B	5.04	湯口	大沢	15		県
13	B	2.70	湯口	大沢	23	1	県
14	C	1.80	湯口	細野	8		県
15	A	1.50	湯口	天王	11	1	
16	B	4.95	湯口	天王	20		
17	B	0.60	湯口	松沢		1	県
18	B	1.50	湯口	洗沢	10		県
19	C	0.42	湯口	志戸平	8		県
20	B	0.90	湯口	日蔭坂	6		県
21	B	0.60	湯口	日蔭坂	8		県
22	C	0.24	小瀬川	第14地割			林
23	C	1.05	小瀬川	第14地割			林
24	C	2.16	小瀬川	第14地割			林
25	C	0.90	小瀬川	第14地割			林
26	B	5.85	湯口	松沢	15		県
27	C	1.50	鍋倉	沢内			林
28	B	1.50	鍋倉	沢内	15		道路
29	B	1.80	円万寺	高円万寺	11	1	県
30	C	0.90	小瀬川	第14地割			林
31	C	1.26	小瀬川	第14地割			林
32	C	1.80	小瀬川	第14地割			林
33	C	0.24	小瀬川	第14地割			林
34	C	0.42	小瀬川	第14地割			林
35	C	1.20	小瀬川	第14地割			林
36	C	0.96	小瀬川	第14地割			林
37	C	1.47	小瀬川	第14地割			林
38	C	0.60	小瀬川	第14地割			林
39	C	1.80	小瀬川	第14地割			林
40	C	1.44	小瀬川	第14地割			林
41	C	0.18	小瀬川	第14地割			林
42	B	0.75	金矢		10		市
43	B	2.64	金矢	第5地割	13	1	市
44	B	2.70	金矢	第5地割	13	1	市
45	B	1.80	金矢	第5地割		1	
46	B	3.00	金矢	第5地割	13	1	市
47	B	1.08	台	第2地割	10		市
48	B	0.36	台	第2地割	16		市
49	B	0.27	台	湯ノ沢		1	県
50	A	2.70	台	湯ノ沢	32		県
51	A	0.45	台	湯ノ沢	18		県

危険地区 番号	危険度	面積 (ha)	位 置		人 家 (戸)	公共的施設等	
			大 字	字		数 量	道 路
52	B	2.40	台	湯ノ沢	50	1	県
53	A	0.48	台	湯ノ沢	50	1	県
54	A	0.90	台	湯ノ沢	19		県
55	A	0.54	台	湯ノ沢	2	1	県
56	A	0.36	湯本	第1地割	15		市
57	C	0.60	湯本	第1地割	7		
58	B	3.90	北湯口	平滝沢	10		県
59	C	0.96	尻平川	第2地割			市
60	B	1.98	台	第1地割		1	市
61	C	0.15	金矢	第5地割	2		市
62	C	1.20	小瀬川	第14地割			林
63	A	0.27	尻平川	第2地割			市
64	B	90.00	豊沢	北向		1	県
65	B	60.00	下シ沢	前田	50	1	県
66	A	0.48	台	第1地割6番ほか3筆	943		県
67	A	0.48	台	第1地割6番ほか3筆	943		県
68	A	0.48	台	第1地割6番ほか3筆	943		県
69	A	0.48	台	第1地割6番ほか3筆	943		県
70	A	0.48	台	第1地割6番ほか3筆	943		県
71	B	1.79	内川目	折壁	6		林
72	C	2.10	内川目	折壁			林
73	C	2.28	内川目	折壁			林
74	A	3.24	内川目	折壁	15		林
75	B	1.29	内川目	折壁	7		県
76	B	1.66	内川目	折壁	5		市
77	B	2.16	内川目	猫底	8		市
78	C	1.79	内川目	猫底			林
79	B	1.09	内川目	名目入	5		市
80	C	0.27	内川目	久出内	3		市
81	A	3.90	内川目	大又	11		市
82	C	6.30	内川目	中の貝			市
83	A	3.60	内川目	天王	1	1	県
84	B	2.25	内川目	高森			県
85	C	3.68	内川目	白岩	3		県
86	B	2.10	内川目	小呂別	2		市
87	C	2.00	内川目	貝坂			市
88	C	4.50	内川目	黒沢	1		林
89	C	3.60	内川目	黒沢	1		市
90	C	2.16	内川目	黒沢			市
91	C	0.90	内川目	黒沢	4		市
92	C	1.89	内川目	黒沢	2		市
93	B	2.10	内川目	向村	8		林
94	C	2.97	内川目	向村			市
95	B	1.17	内川目	向村	5		市
96	B	1.68	内川目	白岩	2		市
97	B	2.10	内川目	白岩	5		市
98	C	1.47	内川目	鉦野			林
99	C	1.80	内川目	樋の口	1		市
100	B	0.84	内川目	樋の口	6		市
101	C	1.37	内川目	古川	2		市
102	C	2.21	内川目	鍋屋敷	2		市
103	C	2.52	内川目	鳥谷			市
104	B	3.36	内川目	鳥谷			市
105	C	0.63	内川目	飛内	4		市
106	C	0.98	内川目	黒森	6		市

危険地区 番号	危険度	面積 (ha)	位 置		人 家 (戸)	公共的施設等	
			大 字	字		数 量	道 路
107	B	1.17	内川目	大洞			市
108	C	0.66	外川目	宇瀬水			林
109	C	1.05	内川目	黒森			市
110	C	2.73	内川目	栃洞			市
111	C	2.40	内川目	鳥谷			市
112	C	2.16	内川目	古屋敷			市
113	C	0.45	内川目	樋の口	2		市
114	A	1.62	内川目	樺山	10		林
115	C	2.48	内川目	中野			市
116	C	1.26	内川目	中野	3		市
117	B	4.14	内川目	八木沢	4		林
118	A	2.70	内川目	大償	10		林
119	A	2.16	内川目	大償	10		林
120	B	2.61	内川目	雲南	8		市
121	A	2.63	内川目	沢	14		県
122	A	2.70	内川目	古館	15		県
123	A	2.25	内川目	古館	13		県
124	C	2.52	内川目	古館	4		県
125	C	1.98	大迫	鳥長根	9		市
126	B	2.70	大迫	鳥長根	8		市
127	A	1.68	大迫	鳥長根	5	1	市
128	C	0.68	大迫	本宿	2		国
129	B	0.68	大迫	本宿	5		市
130	B	0.59	亀ヶ森	沼畑	6		市
131	C	0.45	亀ヶ森	大沢山	3		市
132	B	4.05	大迫	上の台	12		市
133	B	1.08	外川目	西部	10	1	国
134	B	1.32	外川目	西部	50	1	
135	A	0.90	外川目	高洞	10		市
136	B	1.13	外川目	高洞	8		市
137	B	1.95	外川目	旭の又	5		市
138	B	0.98	外川目	旭の又	6		市
139	A	2.63	外川目	旭の又	13		市
140	A	0.68	外川目	沢崎	10		村
141	B	3.60	外川目	堅沢	10		市
142	C	4.20	外川目	宇瀬川			林
143	B	1.65	外川目	小倉掛沢	5		市
144	C	4.29	外川目	桂	4		県
145	B	3.00	外川目	硯石	7		林
146	A	3.36	外川目	小空蔵	10		市
147	A	1.08	外川目	田中	10		市
148	B	1.20	外川目	水境	6		県
149	C	2.31	外川目	舂沢	5		林
150	C	0.54	外川目	舂沢	4		市
151	C	0.77	外川目	落合			国
152	C	1.05	外川目	狄川	4		林
153	B	1.65	外川目	狄川	6		市
154	A	3.00	外川目	狄川	10		林
155	A	0.90	外川目	落合	2	1	県
156	A	1.51	亀ヶ森	八幡館	12		市
157	A	0.80	外川目	上の沢	14	1	国
158	C	5.25	内川目	大又	4		市
159	C	0.75	内川目	黒沢			林
160	C	0.21	外川目	長崎	2		市
161	C	0.63	外川目	長崎			市

危険地区 番号	危険度	面積 (ha)	位 置		人 家 (戸)	公共的施設等	
			大 字	字		数 量	道 路
162	C	0.63	外川目	桜田			国
163	B	0.95	外川目	落合	1	1	国
164	C	0.69	大瀬川	畑			林
165	C	1.20	大瀬川	畑			林
166	C	0.59	大瀬川	畑			林
167	C	1.20	大瀬川	畑			林
168	C	1.05	大瀬川	畑			林
169	C	2.70	大瀬川	畑			市
170	B	1.56	大瀬川	畑	5		市
171	C	0.59	大瀬川	畑	5		市
172	B	0.90	大瀬川	畑	5		市
173	B	1.37	大瀬川	畑	5		市
174	B	1.80	大瀬川	黒森	5		市
175	C	0.84	大瀬川	黒森	5		市
176	C	1.08	大瀬川	黒森	5		市
177	B	0.24	滝田	大上沢	10		市
178	A	0.60	大瀬川第1地割	北の沢		1	市
179	A	1.20	大瀬川	第1地割72番9号			市
180	B	1.08	上小山田	石鳩岡	14	1	市
181	A	1.68	上小山田	石鳩岡	11	1	市
182	B	1.44	上小山田	石鳩岡	8		市
183	C	2.16	上小山田	泥金	5		市
184	C	0.99	上小山田	前通	5		市
185	B	1.44	土沢	道田	7		市
186	C	1.32	石岡		3		市
187	B	2.88	石岡		7		市
188	C	1.05	大櫓		2		市
189	B	0.98	東晴山	折木	11		市
190	C	1.49	東晴山	白山	3		市
191	A	1.95	東晴山	松原	5	200	県
192	A	0.63	東晴山	滝の沢		100	県
193	A	0.90	東晴山	滝の沢	3	150	県
194	B	0.90	谷内	立沢	10		市
195	C	0.45	谷内	立沢	2		市
196	C	1.17	田瀬	岩根橋	1		市
197	C	0.96	田瀬	小倉	2		市
198	C	0.54	田瀬	横峯	1		市
199	A	2.34	田瀬	白土	12		市
200	B	2.03	砂子	大沢	6		市
201	C	0.63	倉沢	赤部	5		市
202	C	0.63	浮田	倉沢	2		市
203	C	0.54	南成島	小倉山	3		市
204	B	0.84	田瀬	覚間沢		1	県
205	C	0.78	倉沢	7区	9		林
206	A	0.75	田瀬	9区	19	1	県
207	C	1.50	田瀬	27区			林
208	B	12.00	太田	寒沢川(カマドカエシ)	6		市
209	A	0.96	太田	三ッ沢(瀬ノ沢)	11		市
210	B	6.00	太田	荒沢	25		市
211	B	1.35	鉛	中ノ内沢(滝沢)	20		市
212	C	0.45	鉛	上長瀬沢			県
213	A	3.75	豊沢	小ブナ沢		1	県
214	B	2.16	豊沢	赤石沢		1	県
215	B	0.63	豊沢	マツネ沢			県
216	C	1.08	鉛	大森沢	6		市



危険地区 番号	危険度	面積 (ha)	位 置		人 家 (戸)	公共的施設等	
			大 字	字		数 量	道 路
217	B	1.35	豊沢	西ノ又沢			県
218	B	1.32	豊沢	トクサ沢			県
219	C	1.35	豊沢	マゴトロ沢			県
220	A	3.00	湯本	大又沢	30		市
221	C	3.00	湯本	サルクラ沢			市
222	C	1.80	湯本	尻高沢			市
223	C	1.44	湯本	白滝沢	6		市
224	B	0.18	台	仏沢	13	3	市
225	A	2.34	内川目	久出内川	19		市
225	A	6.00	内川目	岳川	12		県

(2) 山腹崩壊危険地区

危険地区 番号	危険度	面積 (ha)	位 置		人 家 (戸)	公共的施設等	
			大 字	字		施 設 数	道 路
1	B	3.00	湯口	大沢	57		県
2	C	3.00	湯口	大沢			村
3	C	1.00	湯口	大沢			村
4	B	2.00	湯口	志戸平1	26	1	県
5	A	5.00	湯口	志戸平2	10		県
6	B	2.00	円万寺	高円万寺	25		市
7	C	1.00	小瀬川	鍋割			村
8	C	2.00	小瀬川	鍋割			林
9	C	2.00	小瀬川	鉢屋森			林
10	B	1.00	台	湯ノ沢		1	県
11	B	6.00	台	湯ノ沢	12		県
12	B	4.00	台	湯ノ沢	27		県
13	B	2.00	台	湯ノ沢	7		県
14	B	4.00	台	湯ノ沢	29	1	
15	B	4.00	台	湯ノ沢	26	1	県
16	B	1.00	台	湯ノ沢	16		県
17	B	1.00	台	湯ノ沢	12		県
18	B	1.00	台	湯ノ沢	2	1	県
19	A	1.00	高松		10		県
20	C	1.00	東十二丁目		1		市
21	C	1.00	小瀬川	鍋割			林
22	C	1.00	台	第3地割	1		市
23	C	2.00	小瀬川	第14地割			林
24	C	1.00	外川目	合石	5		市
25	B	2.00	外川目	合石	10		市
26	C	1.00	内川目	八木沢			林
27	A	5.00	大迫	川原町	10	1	
28	A	3.00	大迫	上町	10		県
29	A	3.00	大迫	旭町	3	1	県
30	C	2.00	内川目	折壁			県
31	C	2.00	内川目	黒森	4		市
32	C	2.00	富沢				林
33	C	1.00	戸塚		5		市
34	B	3.00	山屋		5		
35	C	2.00	呼石		2		
36	C	1.00	三竹堂		2		林
37	C	1.00	滝田				市
38	C	1.00	南成島		2		市
39	A	3.00	大檜			300	国
40	C	1.00	倉沢		5		市

危険地区 番号	危険度	面積 (ha)	位 置		人 家 (戸)	公共の施設等	
			大 字	字		数 量	道 路
41	B	1.00	大野		3	1	国
42	C	1.00	小倉山		3		市
43	C	1.00	落合				
44	B	1.00	安俵	3区	1	1	市
45	B	4.00	湯口	松倉			県

20 相互応援協定等の締結状況

(1) 花巻市(市町村、国、県との協定)

協定等の名称	協定等締結団体	締結日	備考
消防相互応援協定 (火災)	奥州市	昭31.11.01	
消防相互応援協定 (火災、救助、風水害)	紫波町	昭34.07.01	
消防相互応援協定 (火災、その他災害)	北上市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町	平04.10.01	
災害時の相互応援に関する協定	花巻市、平塚市	平20.05.30	旧花巻市 平07.06.28締結
災害時の相互応援に関する協定	花巻市、十和田市	平20.05.30	旧花巻市 平07.10.25締結
災害時の相互応援に関する協定	花巻市、川崎市	平20.05.30	旧東和町 平09.02.18締結
大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	県内市町村	平08.10.07	
岩手県防災ヘリコプター応援協定	県、市町村	平08.10.01	
災害時における相互援助に関する協定書	横手市、(本荘市)、湯沢市、(大曲市)、大船渡市、(水沢市)、北上市、遠野市、釜石市、(江刺市)	平09.06.25	H25.3.31北東北地域連携軸構想推進協議会の開始につき同構成市によりH25.5.20に再締結
田瀬ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所	平18.03.30	
花巻空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	岩手県 花巻空港事務所	平21.04.01	
大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定	千歳市、名取市、岩沼市、伊丹市、大村市、霧島市	平22.09.24	空港所在市
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 東北地方整備局	平22.03.08	リエゾン協定
一般廃棄物処理に関する災害相互応援協定に関する協定書	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、遠野市	平24.03.01	
東北横断自動車道釜石秋田線(宮守IC～東和IC)消防相互応援協定	遠野市、奥州金ケ崎行政事務組合	平24.04.13	
災害時における相互応援に関する協定書	大船渡市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	平25.5.20	(旧北東北地域連携軸構想推進協議会)
災害時相互応援協定	ポート場所在市(31市町村)	H30.10.2	
災害時相互応援協定	塩竈市	R4.3.1	

(2) 花巻市(民間団体、企業との協定)

協定等の名称	協定等締結団体	締結日	備考
災害時の医療救護活動に関する協定書	(社)花巻市医師会	昭63.04.01	平10.09.01 変更協定
災害時における花巻市内郵便局、花巻市間の協力に関する覚書	花巻市内郵便局	平09.10.28	
災害時における応急対策業務に関する協定書	(社)岩手県建設業協会 花巻支部	平17.03.17	
災害時における避難場所に関する協定	富士大学	平17.04.27	
災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の調達及び応急対策要員確保の要請に関する協定書	(社)岩手県高圧ガス保安協会 花巻支部	平19.02.26	
災害時における災害救援バンダー使用に関する協定書	みちのくココ・コーラボトリング(株)	平20.03.05	
災害時における応急対策業務に関する協定 水道事故における復旧対策業務に関する協定	花巻市上下水道協同組合	平20.06.19	
災害時における物資供給に関する協定書	(株)マルカン	平20.07.01	
災害時における物資供給に関する協定書	(株)イトーヨーカ堂	平20.07.01	
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	平20.07.01	
災害時における物資供給に関する協定書	(株)ジョイス	平20.07.01	

協定等の名称	協定等締結団体	締結日	備考
災害時における物資供給に関する協定書	イオンリテール(株) マックスバリュ花巻店	平20.12.25	
災害時における救急医薬品の供給等に関する協定書	花巻市薬剤師会	平21.09.07	
災害時における応急対策用燃料の供給等に関する協定書	岩手県石油商業協同組合 花巻支部	平21.10.01	
災害時における電力設備の復旧に関する協定書	東北電力(株) 花北営業所	平21.11.16	東北電力ネットワーク(株)花北電力センターが継承
臨時災害FM放送局の開設に関する協定	えふえむ花巻(株)	平22.08.31	
災害時における緊急放送に関する協定	えふえむ花巻(株)	平22.08.31	
災害時における電気設備の応急対策業務に関する協定書	(一社)岩手電業協会 花巻支部	平25.06.03	
災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定	(公社)日本下水道管路管理協会	平26.03.28	
災害時における米穀供給に関する協定	花巻農業協同組合	平27.03.16	
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	花巻地区廃棄物処理組合	平27.06.22	
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平27.6.1	
災害時における避難者収容施設としての利用協力に関する協定	花巻佛教会	平28.6.9	
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	市内の社会福祉法人	平28.12.22 ～	
災害時における物資輸送協力に関する協定	岩手県トラック協会花巻支部	平29.3.22	
災害時における物資供給に関する協定	株式会社 薬王堂	平29.3.24	
災害時における要配慮者の避難輸送協力に関する協定	花巻地区タクシー業協同組合	平29.4.10	
災害時における物資供給に関する協定	いわて生活協同組合	平29.4.11	
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	株式会社 メディセオ	平29.4.13	
災害時における物資供給に関する協定	いわて生活協同組合	平29.4.11	
災害時における救援物資の供給に関する協定	みちのくココ・コーラボトリング(株)	平29.5.17	
災害時における物資供給に関する協定	いわて生活協同組合	平29.4.11	
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	(社)岩手県産業廃棄物協会中部支部	平29.8.22	
災害時における電動車両等の支援に関する協定	岩手三菱自動車販売(株) 三菱自動車工業(株)	令2.3.30	
地震等の災害発生時における物資集積協力に関する協定	大和ハウス工業株式会社 (岩手支社)	令2.7.9	
洪水時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定	石鳥谷東部土地改良区	令2.7.31	
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合花巻支部	令2.9.30	

(3) 花巻市消防本部

協定等の名称	協定等締結団体	締結日	備考
消防相互応援協定 (火災)	遠野市消防本部	昭50.03.27	
東北自動車道消防相互応援協定 (火災、救急、その他災害)	盛岡地区広域消防組合、奥州金ヶ崎行政事務組合、一関市消防本部、北上地区消防組合	昭52.11.19	
	二戸地区広域行政事務組合	平01.09.07	
消防相互応援に関する協定 (火災、救急、その他災害)	盛岡地区広域消防組合、奥州金ヶ崎行政事務組合、一関市消防本部、久慈広域連合消防本部、大船渡地区消防組合、遠野市消防本部、宮古地区広域行政組合、北上地区消防組合、二戸地区広域行政事務組合、釜石大槌地区広域行政事務組合、陸前高田市消防本部	平19.04.01	旧花巻地区消防事務組合 平10.12.1締結
災害時等緊急放送の協力に関する協定書	㈱エフエム岩手	平25.02.24	

2 1 自主防災組織の現況(令和5年4月末現在)

No	組織名称	世帯数	結成日	No	組織名称	世帯数	結成日
1	東町地震対策自衛活動本部組織	177	平15.9.5	51	高松第三行政区災害対策本部	74	平22.3.14
2	小舟渡行政区自主防災会	813	平18.4.23	52	小瀬川防災会	122	平22.4.1
3	上駒板自主防災会	38	平19.4.1	53	東八重畑自主防災会	46	平22.3.28
4	松園町四区自主防災会	907	平19.4.1	54	八重畑第1行政区自主防災会	66	平22.3.20
5	江曾防災会	85	平20.4.1	55	八重畑6区自主防災会	31	平22.3.22
6	御田屋町自主防災会	104	平19.4.1	56	八重畑第8行政区自主防災会	79	平22.4.1
7	轟木自主防災会	263	平19.6.14	57	八重畑第9行政区自主防災会	64	平22.3.27
8	諏訪地区自主防災会	1,138	平19.10.13	58	八重畑第10行政区自主防災会	60	平22.3.22
9	桜町一丁目行政区自主防災会	545	平19.12.20	59	新堀第2区自主防災会	54	平22.3.22
10	天下田ニュータウン防災会	77	平20.11.22	60	下湯本自主防災会	124	平22.3.22
11	横志田地区自主防災組織	83	平21.3.20	61	石持自治会自主防災会	16	平22.3.21
12	尻平川地区自主防災会	22	平21.3.29	62	西中自治会自主防災会	94	平22.3.22
13	中笹間自主防災会	132	平21.3.22	63	星が丘一丁目防災会	516	平22.3.29
14	柄内防災会	148	平21.4.2	64	空港地区自治会自主防災会	190	平22.4.1
15	花巻藤沢町自主防災会	254	平21.4.26	65	高木団地自主防災会	462	平22.3.28
16	天下田AP自主防災会	174	平21.4.26	66	西大通り自主防災会	713	平22.4.18
17	松園町一区自主防災会	193	平21.4.24	67	好地第2区自治会防災部	96	平22.4.18
18	新田自主防災会	143	平21.3.15	68	新堀第1区自主防災会	62	平22.4.29
19	四日町一丁目二区自治会地域防災会	426	平21.4.12	69	里川口町自主防災会	210	平22.4.18
20	愛宕町自主防災会	189	平21.4.1	70	外川目地区自主防災会	35	平22.4.19
21	上似内地震対策自衛活動本部	104	平18.4.2	71	下似内地域自主防災組織	120	平22.3.28
22	松園町三区防災部	312	平21.4.12	72	新堀第6区自主防災会	229	平22.6.26
23	新堀第7区自主防災会	78	平21.7.17	73	三岳自治会自主防災会	248	平22.6.20
24	上湯本台一行政区自主防災会	268	平21.7.22	74	巾下自治会自主防災会	71	平22.9.1
25	二枚橋自主防災会	310	平21.8.2	75	工沢自治会自主防災会	247	平22.3.28
26	新堀第8区自主防災会	66	平21.7.26	76	豊沢町自主防災会	162	平22.10.11
27	新堀第4区自主防災会	64	平21.8.22	77	好地第一区町内会自主防災部	192	平22.4.24
28	新堀第3区自主防災会	97	平21.9.23	78	田力自主防災会	127	平22.10.24
29	石鳥谷町好地17区自主防災会	232	平21.10.1	79	君ヶ沢親交会自主防災会	81	平22.4.1
30	松園町二区自主防災会	530	平21.9.29	80	上好地自主防災会	398	平22.11.7
31	葛中自治会自主防災会	41	平21.11.26	81	清水町地区自主防災会	66	平22.12.5
32	葛下自治会自主防災会	29	平21.11.26	82	上湯本の二自主防災会	87	平22.12.19
33	源明自治会自主防災会	16	平21.11.26	83	二枚橋町町内会自主防災会	494	平22.10.3
34	新堀第5区自主防災会	80	平21.12.1	84	下通自主防災会	92	平22.12.21
35	宇津野地区自主防災会	136	平21.12.4	85	矢沢自主防災会	450	平23.3.13
36	上の山自治会自主防災会	15	平22.1.1	86	狼沢隣佑会自主防災組織	84	平23.3.20
37	東野自治会自主防災会	49	平22.1.1	87	大畑行政区自主防災会	178	平23.3.20
38	北笹間自主防災会	221	平22.1.17	88	大町振興会自主防災会	37	平23.2.1
39	本館行政区自治会防災会議	369	平22.1.17	89	泉畑自主防災会	50	平23.4.1
40	西五大堂自主防災会	72	平22.1.17	90	大森自主防災会	91	平23.3.19
41	八重畑第12行政区自主防災会	3	平22.1.31	91	坂杉自主防災会	86	平23.3.13
42	東中島自主防災会	64	平22.3.21	92	太田中央自主防災会	110	平23.3.6
43	櫛ノ目自主防災会	124	平22.2.21	93	姥宿自主防災会	62	平23.3.13
44	南笹間地区自主防災会	110	平22.3.1	94	折沼地区自主防災会	42	平23.3.13
45	八重畑第2区自主防災会	53	平22.3.7	95	柴林地区自主防災会	50	平23.3.20
46	北湯口ノ二自主防災会	116	平21.9.5	96	山関行政区自主防災会	47	平23.3.20
47	古館親交会自主防災会	224	平22.3.14	97	上太田地区自主防災組織	59	平23.3.20
48	八重畑第3行政区自主防災会	77	平22.3.6	98	下坂井自主防災組織	82	平23.3.13
49	山屋自主防災会	32	平22.3.13	99	谷内第二行政区自治会自主防災会	142	平23.3.27
50	西上自治会自主防災会	158	平22.3.14	100	南城親睦会防災組織	383	平23.4.10

No	組織名称	世帯数	結成日
101	神明自主防災会	94	平23.4.3
102	西晴山自主防災会	36	平23.4.1
103	橋本自主防災会	103	平23.3.27
104	土沢第5行政区自治会自主防災会	138	平23.4.1
105	一本杉行政区自主防災会	190	平23.4.1
106	成田地区自主防災会	112	平23.6.1
107	大沢行政区自主防災会	99	平23.6.18
108	下駒板自主防災会	13	平23.6.1
109	川原町防災会	232	平23.4.1
110	仲町自主防災会	59	平23.4.1
111	大迫上町・旭町両行政区自主防災会	225	平23.4.1
112	大谷地自主防災会	592	平23.9.1
113	才の神振興会自主防災会	65	平23.7.29
114	亀ヶ森1区自主防災会	47	平23.5.1
115	亀ヶ森2区自主防災会	57	平23.5.10
116	亀ヶ森3区自主防災会	37	平23.6.1
117	亀ヶ森4区自主防災会	48	平23.5.1
118	亀ヶ森6区自主防災会	34	平23.5.14
119	亀ヶ森5区自主防災会	30	平23.5.1
120	亀ヶ森7区自主防災会	34	平23.3.27
121	亀ヶ森8区自主防災会	35	平23.5.30
122	小倉自治会自主防災会	68	平23.4.1
123	直町町内会自主防災会	217	平23.11.13
124	谷内第一行政区自主防災会	146	平23.11.8
125	石鳥谷第18区自主防災会	450	平22.4.1
126	糠塚地区自主防災会	113	平23.12.17
127	高木第二区自主防災会	694	平24.1.20
128	高松第二行政区自主防災会	204	平24.2.19
129	東十二丁目自主防災会	331	平24.3.18
130	石鳥谷第12区自主防災会	69	平24.4.1
131	富沢地区自主防災会	42	平24.4.1
132	新地・百ノ沢自主防災会	129	平24.4.1
133	幸田地区自治会防災部	189	平24.4.1
134	鍋倉二区自主防災会	87	平24.3.18
135	小山田第二行政区自主防災会	146	平24.4.1
136	石鳥谷町好地19区自主防災組織共助会	212	平24.4.1
137	石鳥谷第11区自主防災会	94	平24.4.1
138	北寺林自主防災会	199	平24.4.1
139	石鳥谷第九区自主防災会	59	平24.4.15
140	内川目地区自主防災会	413	平24.4.6
141	桜町二丁目自主防災会	125	平24.4.15
142	堰袋自主防災会	249	平24.4.1
143	南中根子自主防災会	64	平24.4.29
144	浅沢町内会自主防災組織	695	平24.4.22
145	根岸自治会自主防災組織	162	平23.4.1
146	中内自治会自主防災会	77	平24.3.18
147	志戸平行政区自主防災会	325	平24.5.26
148	石鳥谷第7区自主防災会	73	平24.5.30
149	上円藤振興会自主防災会	63	平24.7.1
150	北万丁目自主防災会	861	平24.6.30

No	組織名称	世帯数	結成日
151	石鳥谷第16区町内会防災部会	324	平24.7.8
152	金矢防災会	100	平24.3.18
153	若葉町自主防災会	717	平24.7.1
154	下町自主防災会	317	平24.6.23
155	土沢第六行政区自主防災会	252	平24.4.26
156	石鳥谷第八区自主防災会	77	平24.8.23
157	石神町自主防災組織	481	平24.9.23
158	南万丁目自主防災会	720	平24.10.1
159	土沢自治会自主防災会	153	平24.8.30
160	二ッ堰自主防災会	66	H24.12.8
161	材木町親和会自主防災会	134	H25.1.20
162	稲豊自主防災会	87	H25.3.17
163	熊野自治会自主防災会	216	H25.3.24
164	鍋倉一区自主防災会	101	H25.3.24
165	浮田自治会自主防災会	150	H25.3.24
166	黒西自主防災会	64	H25.3.24
167	南寺林自主防災会	73	H25.4.1
168	落合・小通自主防災組織	78	H25.4.1
169	安俣自治会自主防災会	143	H25.3.24
170	六本木自主防災会	249	H25.4.1
171	駅上自治会自主防災	173	H25.3.23
172	新田自治会自主防災会	159	H25.2.17
173	鍋町自治会自主防災会	144	H25.4.1
174	南成島自主防災	77	H25.3.24
175	毒沢自主防災会	58	H25.3.25
176	砂子自主防災会	70	H25.4.1
177	中通自主防災会	28	H25.4.6
178	北成島自治会自主防災会	75	H25.5.1
179	一日市自主防災会	56	H25.4.28
180	愛郷自主防災会	86	H25.5.1
181	清明自主防災会	62	H25.5.1
182	館前地区自主防災会	40	H25.4.6
183	番屋自主防災会	64	H25.4.6
184	北向自主防災会	184	H25.4.7
185	倉沢自主防災会	106	H25.7.1
186	高木小路自主防災会	336	H24.2.12
187	堂前地区自主防災会	68	H25.4.1
188	中村一心会自主防災会	94	H25.7.25
189	十二丁目自主防災会	161	H25.10.13
190	四日町二丁目自治会自主防災組織	185	H25.12.16
191	好地三区公民館防災部	46	H26.1.1
192	石鳥谷第4区自主防災会	91	H27.2.13
193	好地五区自主防災会	129	H26.3.1
194	末広町自主防災組織	74	H22.4.17
195	中根子自主防災会	264	H26.3.16
196	坂本町自主防災会	95	H26.4.6
197	小山田第1自主防災会	59	H26.4.1
198	下円藤自主防災会	67	H25.4.1
199	小山田第4行政区自主防災会	110	H26.3.23
200	小山田第3自主防災会	155	H26.4.1

No	組織名称	世帯数	結成日
201	仲町町内会自主防災組織	108	H26.7.1
202	北湯口一自主防災会	109	H26.8.1
203	桜台自治会自主防災組織	678	H26.12.1
204	鍛冶町地区自主防災会	69	H27.2.14
205	八幡自主防災会	29	H27.4.1
206	四日町一丁目一区自主防災会	80	H26.4.20
207	四日町三丁目自治会自主防災組織	566	H27.4.1
208	花城町一区自主防災会	95	H27.7.8
209	白土自主防災会	72	H27.4.1
210	大通り2丁目相互会自主防災会	52	H28.3.1
211	双葉町地区自主防災会	49	H28.7.8
212	上根子自主防災会	81	H29.4.1
213	鉛自主防災会	87	H29.5.28
214	下シ沢自主防災会	39	H29.6.4
215	城内地区自主防災会	73	H30.4.8
216	大通り1丁目自主防災会	132	H30.4.22
217	花巻温泉区会自主防災会	314	R2.4.1
218	下中居地区自主防災会	35	R4.9.1
219	岩脇水境地区自主防災会	24	R4.9.1
220	落合地区自主防災会	15	R4.9.1
221	田中小空蔵地区自主防災会	18	R4.9.1
222	沢崎地区自主防災会	37	R4.9.1
223	高洞地区自主防災会	9	R4.9.1
224	旭の又地区自主防災会	28	R4.9.1
225	合石地区自主防災会	23	R4.9.1
226	吹張町自主防災会	81	R5.3.11
227	花城町2区親和会自主防災会	24	R5.4.1

## 2.2 被害状況判定基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次による。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要があるもののうち、1月以上の治療を要する見込のもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要があるもののうち、1月未満で治療できる見込のもの
住家の被害	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜った程度のもの
田畑の被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能となったもの
流失		流失し、所在が不明となったもの	
破損		修理しなければ航行できないもの	
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの	
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの	
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの	



(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおり。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
船舶	櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

2.3 災害救助法による救助の種類等

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費1人1日当たり330円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 限度額1戸当たり6,285,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、1年を超えない期間ごとの延長が可能 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 5 50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
炊出しその他の給与による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり1,080円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等によ生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

	区分						
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算
全壊 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,000	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内(死体の捜索の場合は10日以内)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 655,000円以内		災害発生から1ヵ月以内			

学用品の給与	住家の全壊(焼)流失、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 (検索) 救護班以外は、 慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。 23,200円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号に規定する者	当該地域における慣行料金による支出実績及び手数料としてその100分の3の額を加算した額以内 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 鉄道事業者及びその従業者 軌道経営者及びその従業者 自動車運送事業者及びその従業者 船舶運送業者及びその従業者 港湾運送業者及びその従業者		

<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<p>(1) 時間外勤務手当  (2) 賃金職員等雇上費  (3) 旅費  (4) 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)  (5) 使用料及び賃借料  (6) 通信運搬費  (7) 委託費</p>	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。  イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10  ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9  ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8  ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7  ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6  ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5  ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</p>
------------------------	--	--	---	---------------------------------

\* この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の適度、方法及び期間を定めることができる。

図-1 気象予警報伝達系統図 (対策本部設置前・勤務時間内)

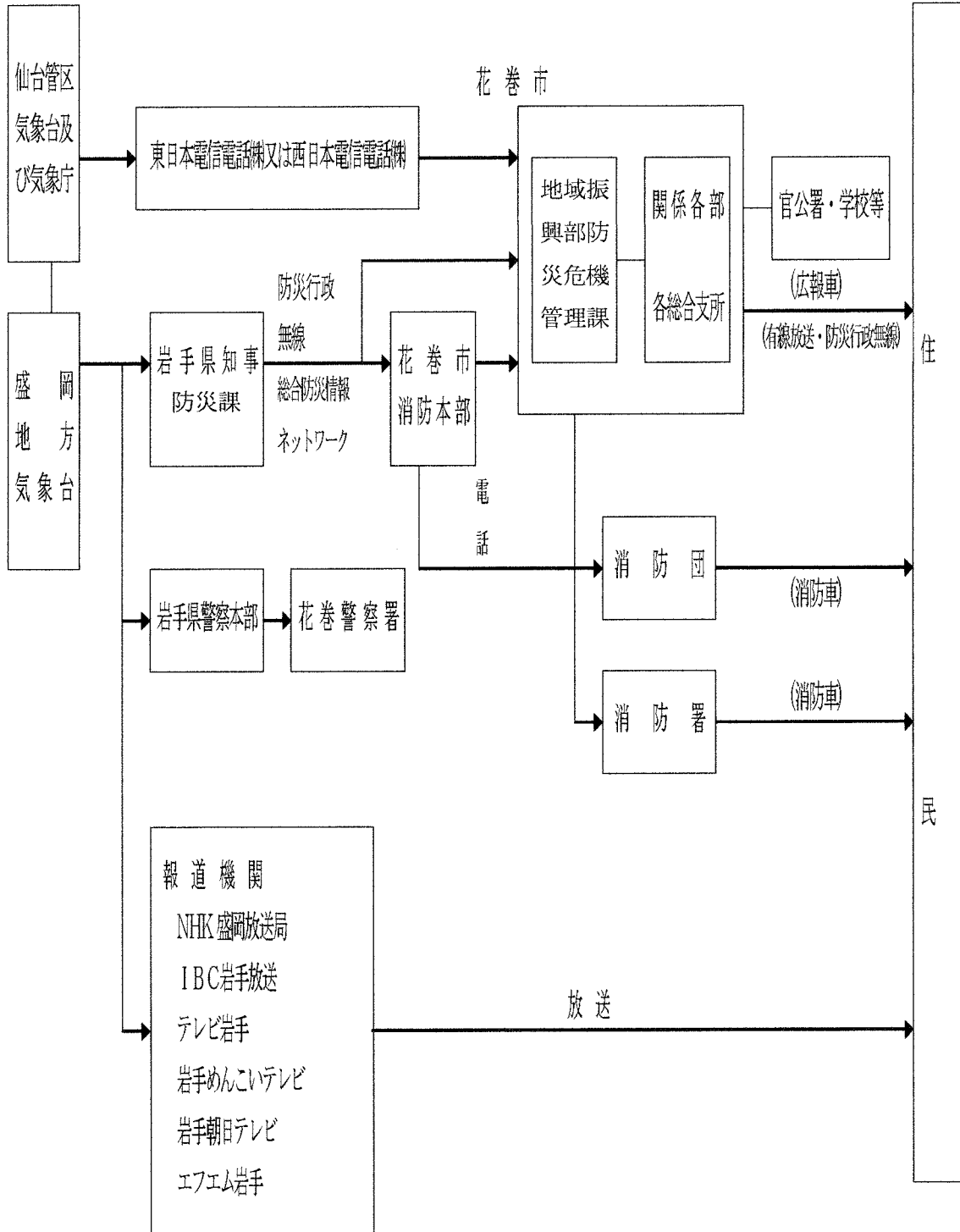


図-2 気象予警報伝達系統図 (対策本部設置前・勤務時間外及び休日)

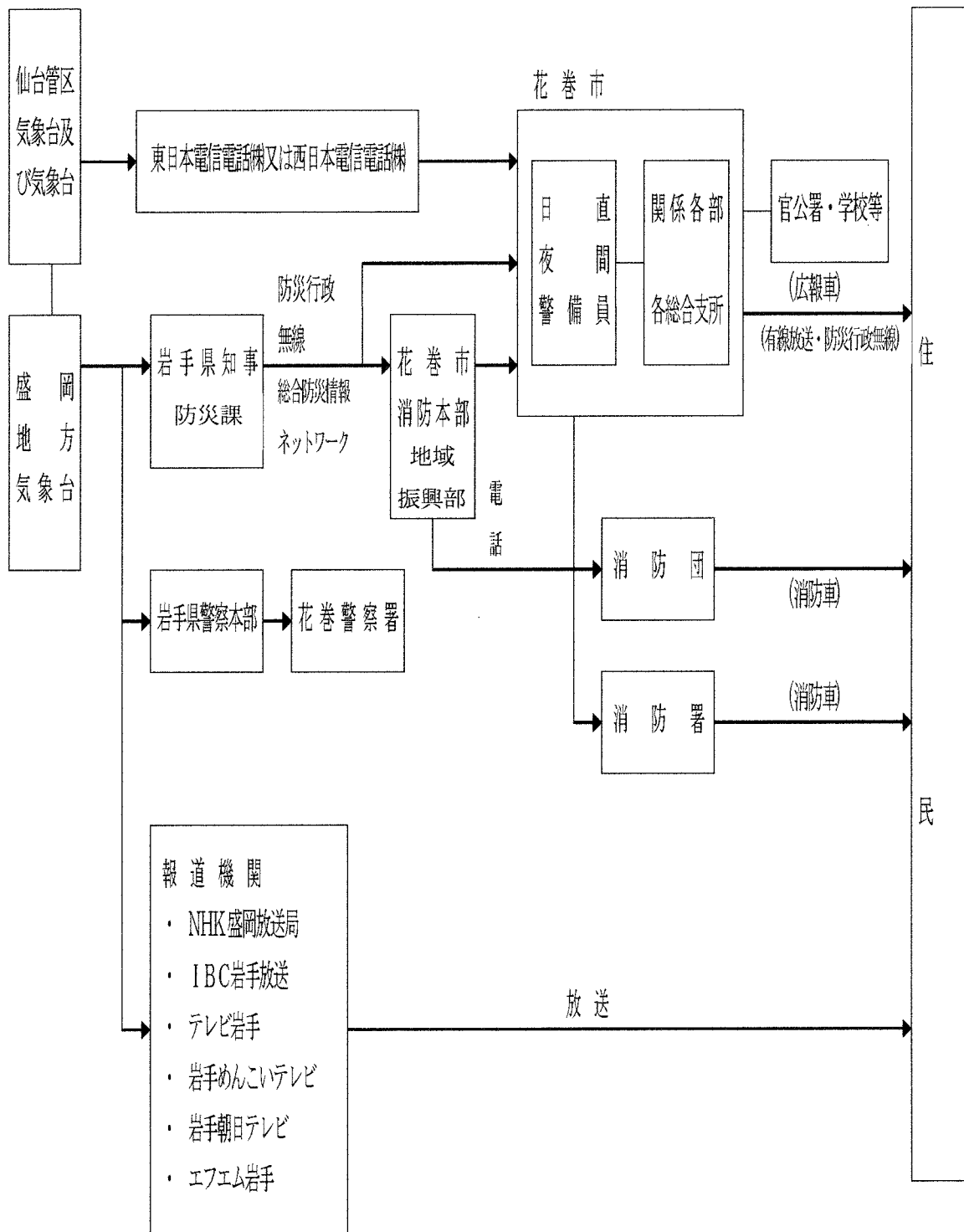




図-3 気象予警報伝達系統図(対策本部設置)

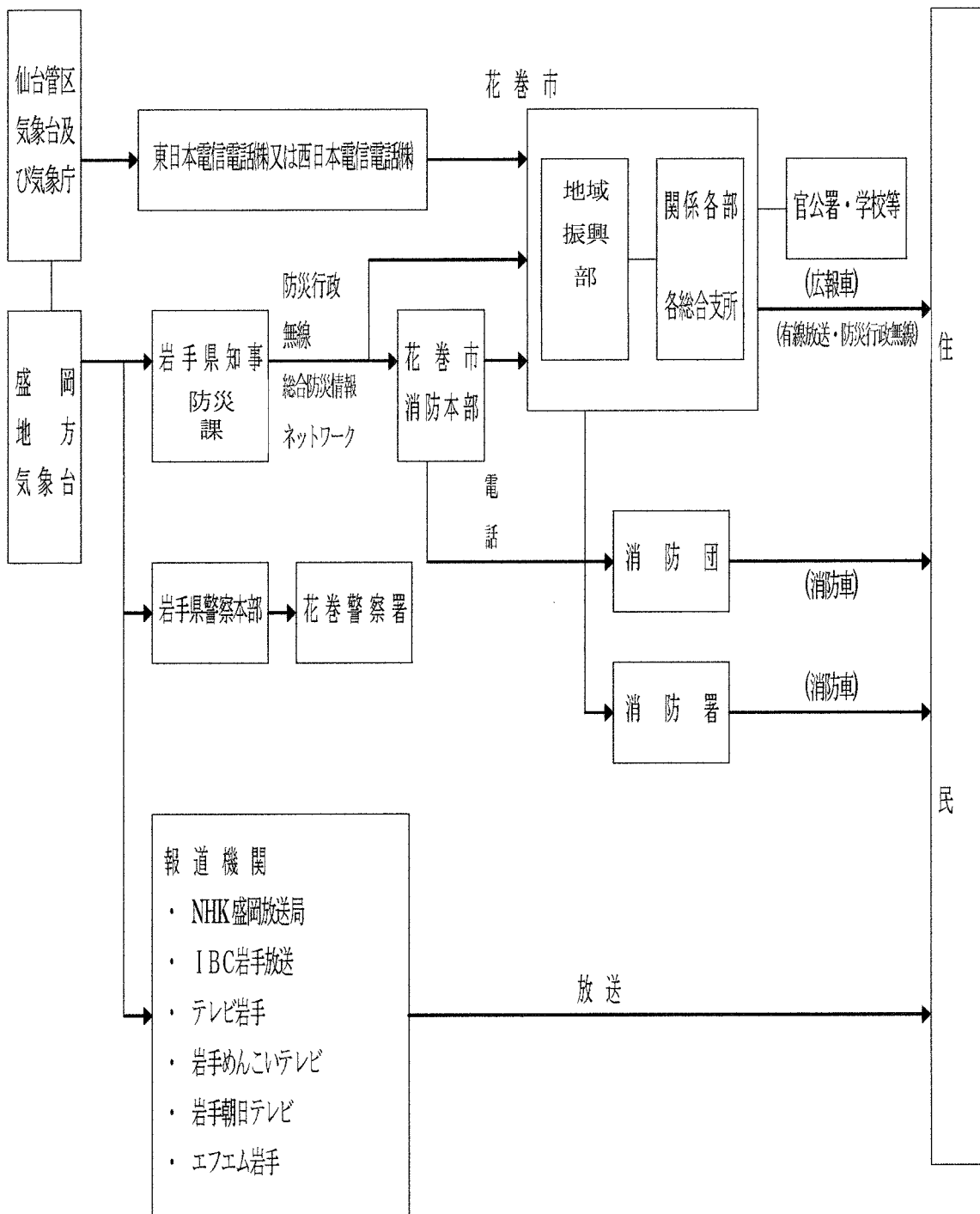


図-4 土砂災害警戒情報伝達系統図

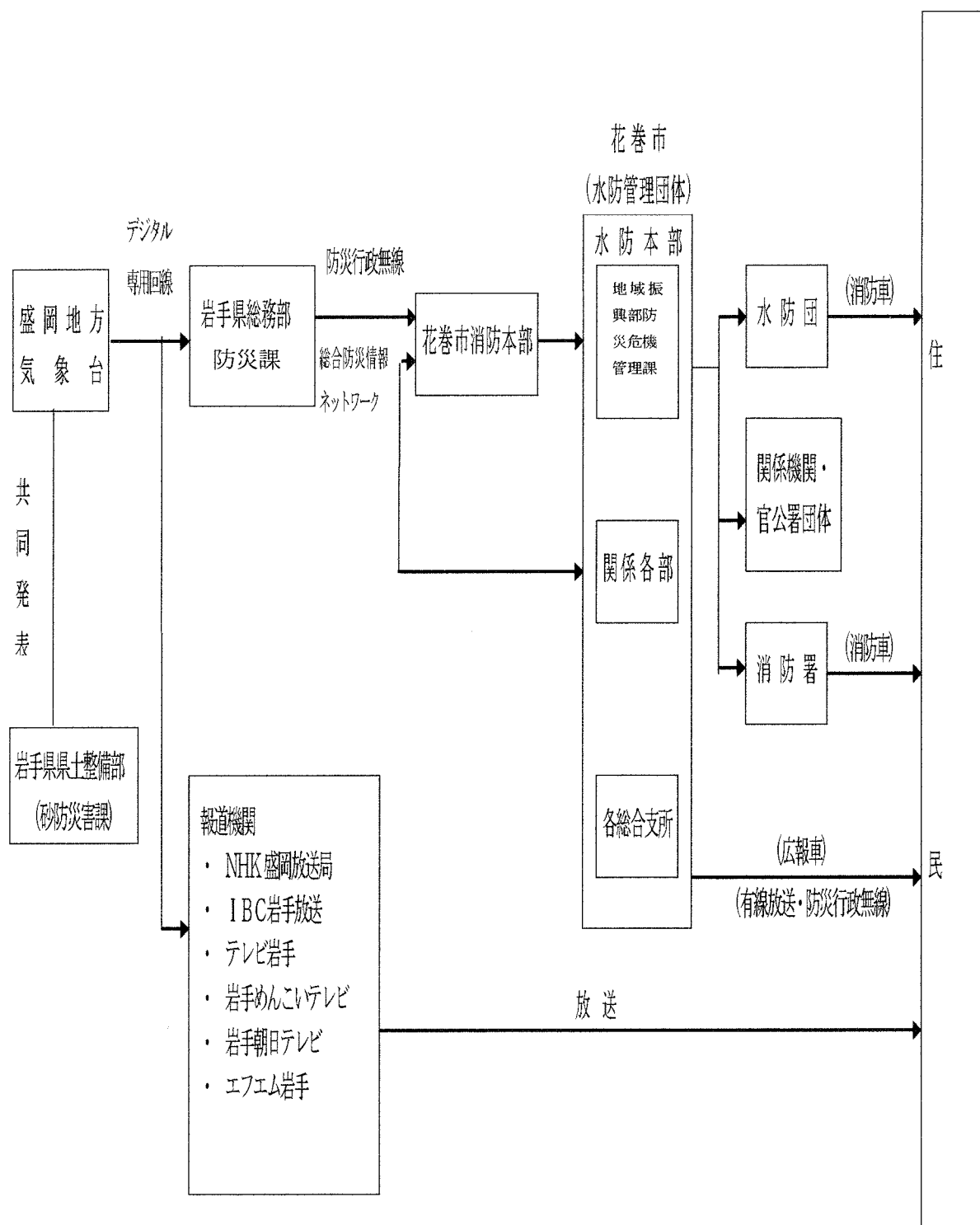


図-5 地震に関する情報及び火山情報通報伝達系統図(勤務時間内)

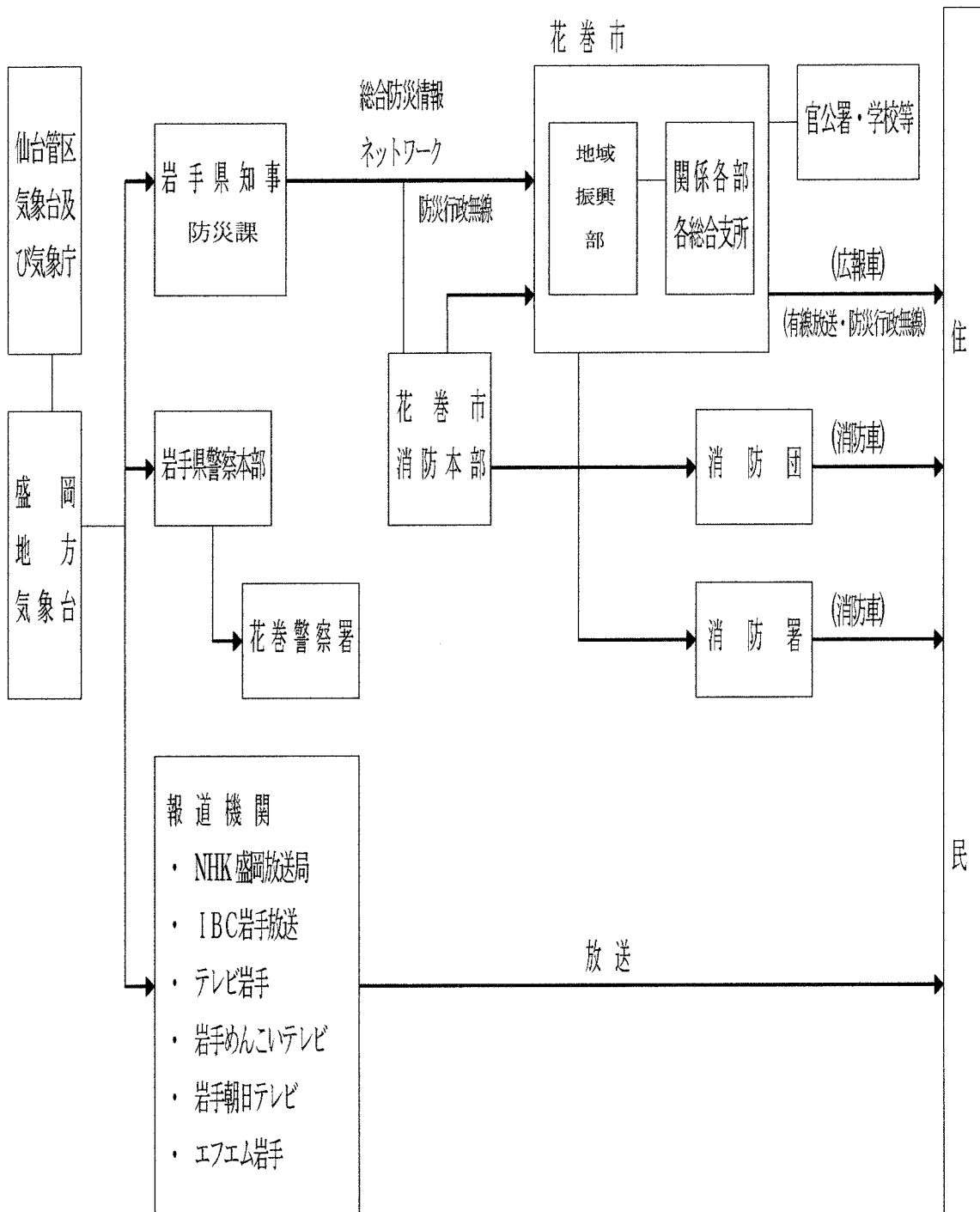


図-6 地震に関する情報及び火山情報通報伝達系統図（勤務時間外及び休日）

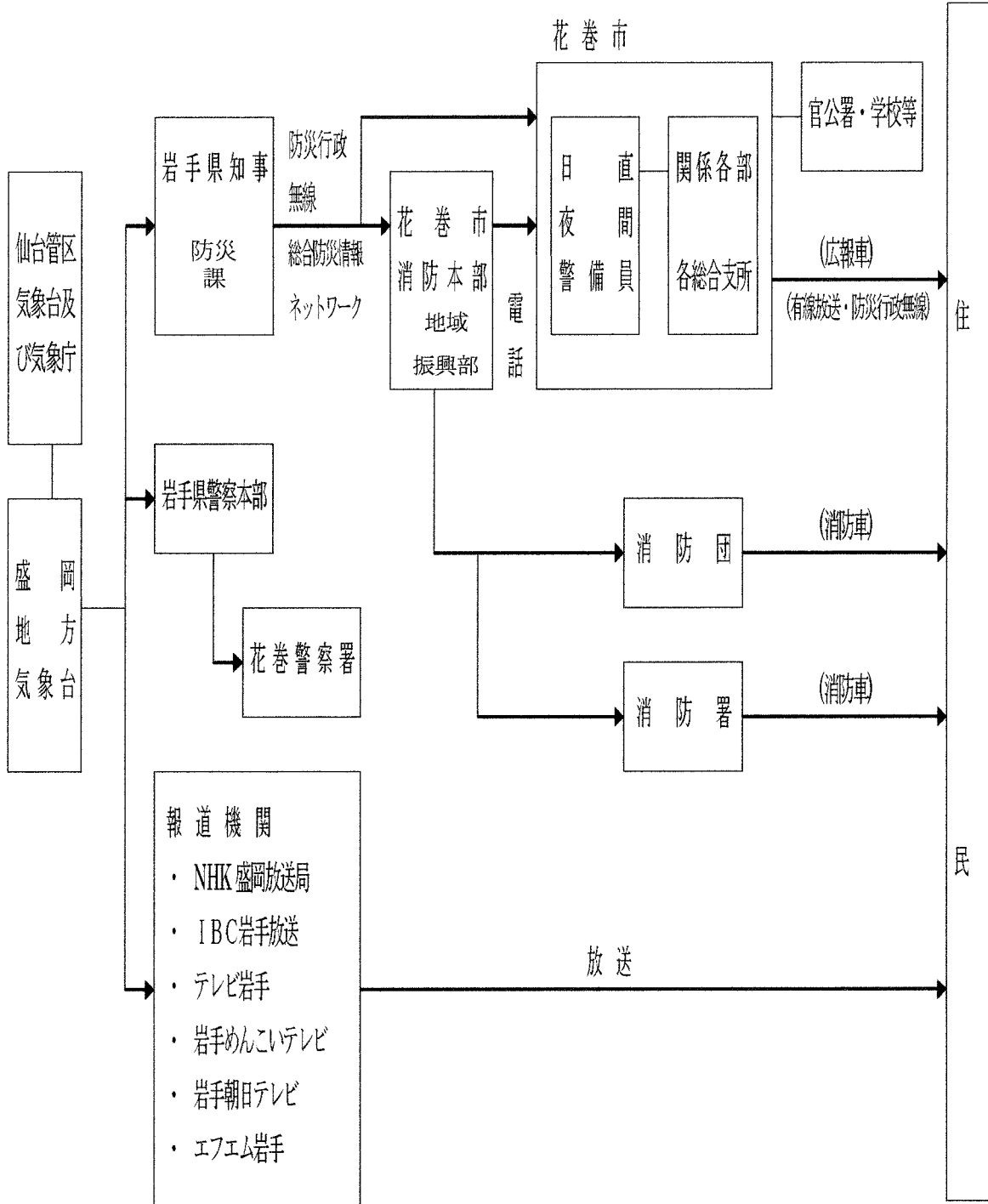


図-7 北上川上流洪水予報伝達系統図

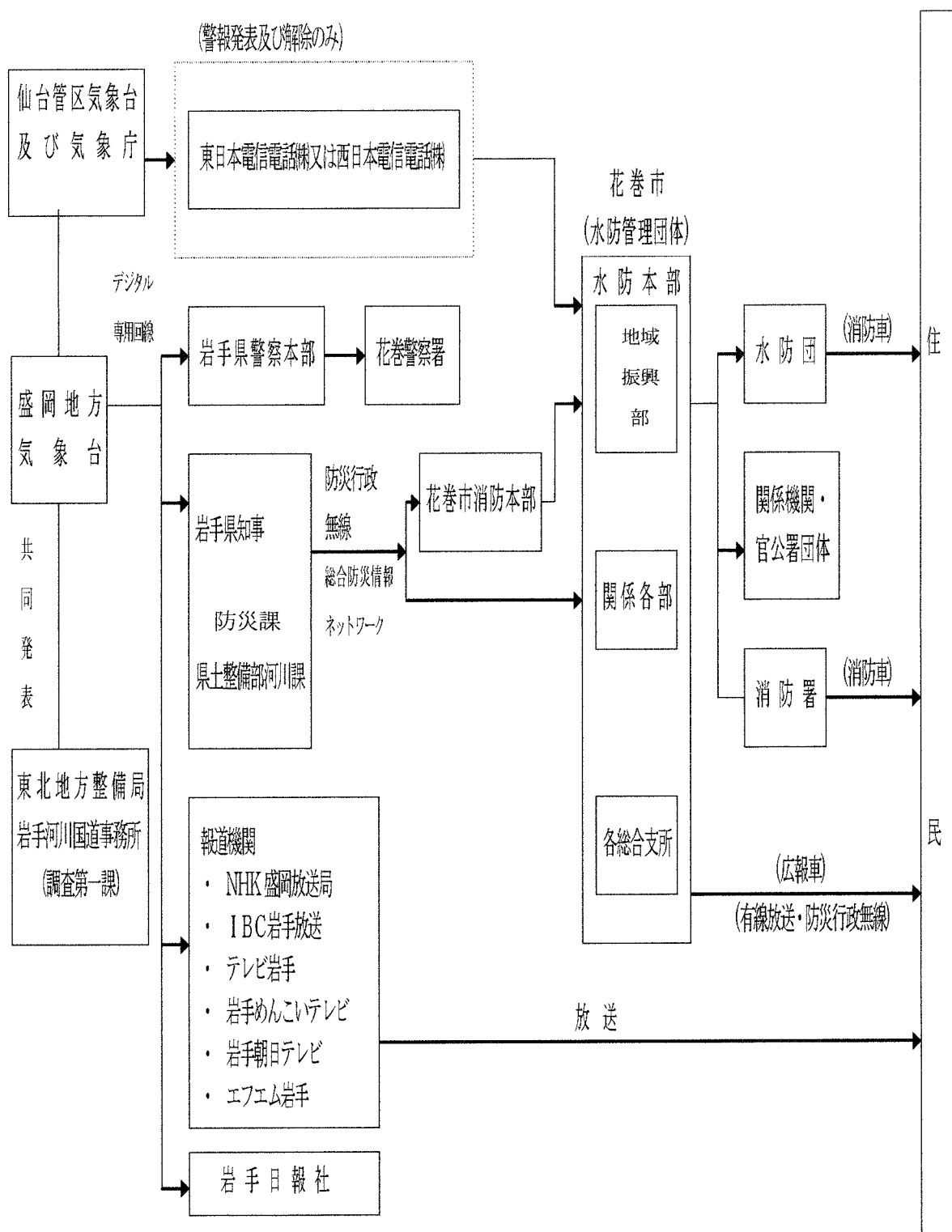


図-8 北上川上流水防警報伝達系統図

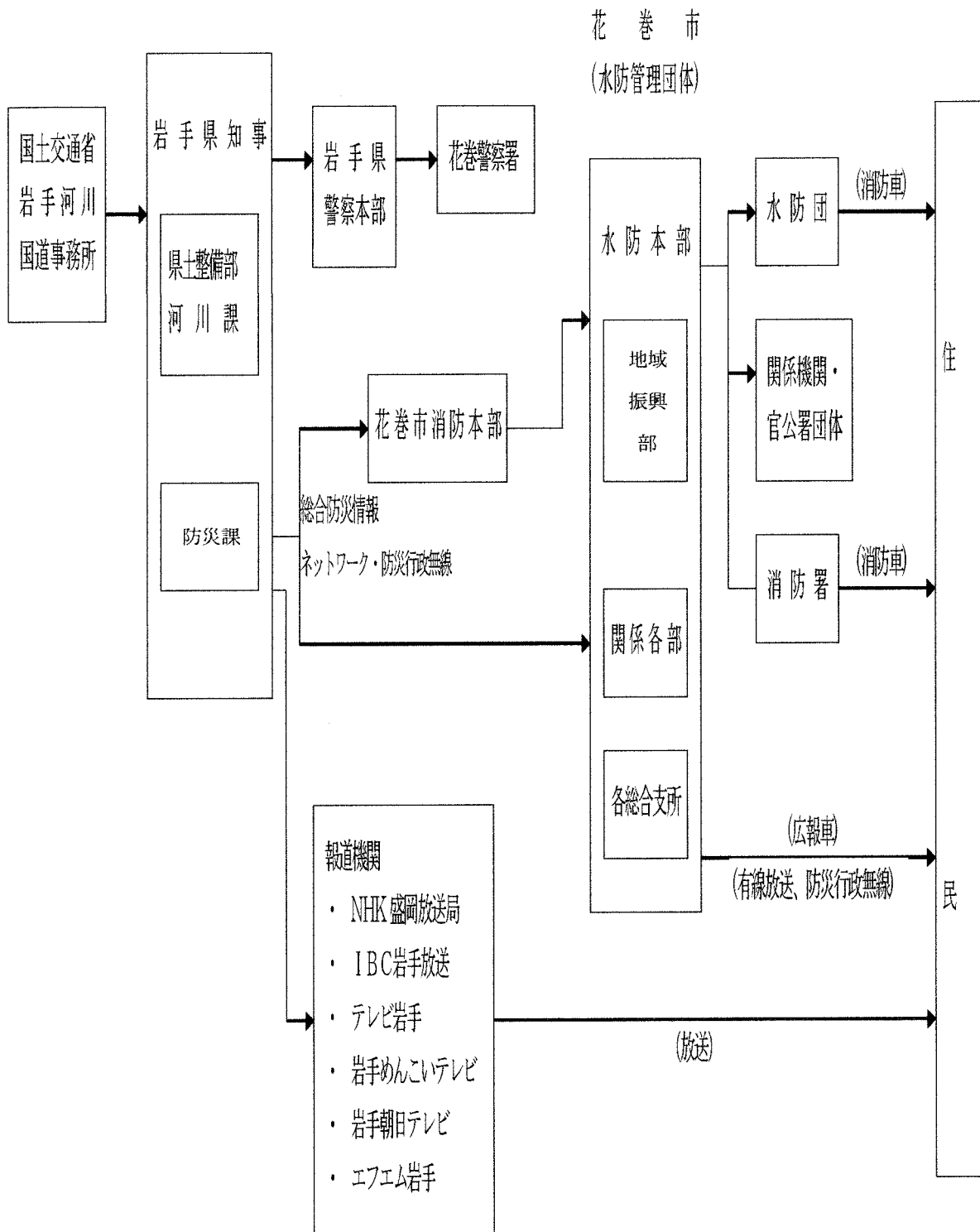
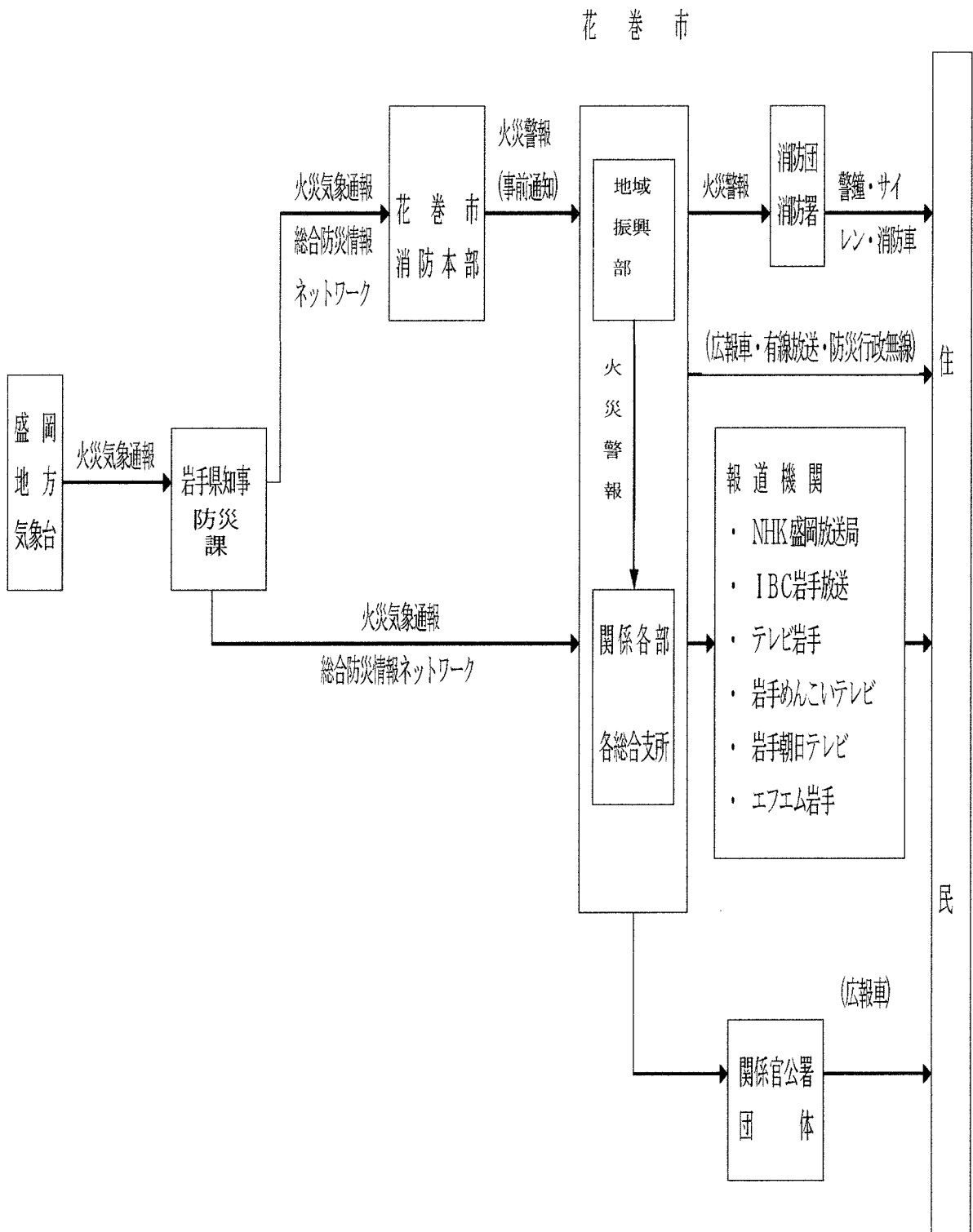


図-9 火災気象通報・火災警報伝達系統図



25 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

浸水想定区域	施設名称	所在地	連絡先
北上川	照井内科消化器科医院	四日町三丁目 5-8	0198-23-6100
	花巻アビリティセンター	下似内 17-55	0198-24-8011
	グループホームぼっかぼか	四日町二丁目 1-1	0198-21-3222
	工藤医院	一日市 2-27	0198-23-2715
	グループホームこぶなと	下小舟渡 62-1	0198-29-5570
	第二若葉保育園	南川原町 135-8	0198-24-7423
	さとう整形外科クリニック	御田屋町 4-27	0198-21-2200
	さとう内科クリニック	御田屋町 4-28	0198-21-1511
	とみつか脳神経外科クリニック	御田屋町 1-41	0198-23-2100
	ニチケアセンター花巻	四日町三丁目 21-40	0198-21-1511
	デイサービス・きらら花北	下幅 5-1	0198-23-4116
	デイサービスこもれびはうす	南川原町 333	0198-24-9161
	共同生活事業所オリザ「かりん」	下幅 4-11	0198-31-2020
	グループホームねねむ	四日町三丁目 22	0198-31-2020
	共同生活援助愛宕ホーム	愛宕町 8-6	0198-22-3581
	島こども園	東十二丁目 14-36-3	0198-23-5096
	ひよこ保育園	下似内 10-23-1	0198-41-4150
	大谷幼稚園	愛宕町 7-34	0198-22-4575
	みなみこども園	桜木町 2-209	0198-23-4051
	KUBOクリニック	御田屋町 1-69	0198-21-1103
	藤巻胃腸科内科クリニック	高木 15-16-1	0198-23-0051
	わこのいえ保育園	城内 211-3	0198-42-5217
	総合花巻病院	御田屋町 4-56	0198-23-3311
	障がい者グループホームひとしずく	下小舟渡 237-3	0198-33-1795
	啓愛会宝陽病院	石鳥谷町新堀 15-23	0198-45-6500
	養護老人ホーム宝寿荘	石鳥谷町上口一丁目 3-3	0198-45-2143
	石鳥谷善隣館保育園	石鳥谷町上口二丁目 4-2	0198-45-3810
	特別養護老人ホームいしどりや荘	石鳥谷町好地 14-10	0198-45-6730
	石鳥谷医療センター	石鳥谷町八幡 5-47-2	0198-45-3111
	さくらデイサービス花巻	石鳥谷町好地 6-55-2	0198-29-5113
	ショートステイよろこび	石鳥谷町八幡 4-106-1	0198-29-5043
	J Aいわて花巻デイサービスセンターグリーンホームいしどりや	石鳥谷町新堀 40-31-1	0198-45-1611
	グループホームはなみずき石鳥谷	石鳥谷町上口 1-3-1	0198-45-1153
	共同生活事業所じゃんぷ「来夢」	石鳥谷町好地 9-93-56	0198-45-5622
共同生活事業所じゃんぷ「きぼう」	石鳥谷町好地 9-10-1	0198-45-5622	
新堀保育園	石鳥谷町新堀 40-27-8	0198-45-3403	
石鳥谷中学校	石鳥谷町八幡 6-37-1	0198-45-3117	
新堀小学校	石鳥谷町新堀 46-2-1	0198-45-3021	
猿ヶ石川	県立東和病院	東和町安俵 6 区 75-1	0198-42-2211
	特別養護老人ホーム東和荘	東和町東晴山 7 区 16	0198-44-3113
	グループホームなごみ、なごみⅡ	東和町安俵 6 区 97	0198-43-1050
	花巻市老人保健施設華の苑	東和町安俵 6 区	0198-42-4822
	ワークまほろば	東和町東晴山 7 区 16	0198-36-2026
稗貫川	東和小学校	東和町安俵 11 区 12-1	0198-42-4822
	グループホームぶどう苑	大迫町大迫 1-4-55	0198-36-1781
	小規模多機能ホームぶんどかんど	大迫町大迫 1-4-55	0198-36-1023
	介護老人保健施設はやちねの里	大迫町大迫 4-19-1	0198-36-1200
	大迫保育園	大迫町大迫 4-22-1	0198-48-3226
	八重畑デイサービスセンター	石鳥谷町猪鼻 6-32-8	0198-47-2211
	八重畑保育園	石鳥谷町猪鼻 7-53-4	0198-47-2012
八重畑小学校	石鳥谷町猪鼻 7-38-1	0198-47-2114	



2.6 応急仮設住宅

No	所在地	面積	所有者	備考
1	湯本 19・180・18 他	約 0.6ha	市	花巻温泉浄化槽センター跡地
2	花城町 3-14	約 0.2ha	市	旧中央公民館跡地